

第1章 令和元(2019)年財政検証の結果

第1節 財政検証とピアレビュー

1 公的年金制度の概要

(1) 公的年金制度の目的と現状

わが国の公的年金は、老齢を始め、障害や死亡の場合、本人またはその遺族の所得を保障する社会保障制度である。

公的年金には、全国民に適用され基礎年金を給付する国民年金¹と、被用者に適用される厚生年金保険（以下、「厚生年金」という。）がある。

わが国の公的年金は、古くは恩給及び官業共済制度を元とし、いくつかの制度が順次創設され、その後統合・一元化されてきた。平成27(2015)年10月の被用者年金一元化直前は、国民年金と厚生年金のほか、国家公務員共済組合（以下、「国共済」という。）、地方公務員共済組合（以下、「地共済」という。）、私立学校教職員共済制度（以下、「私学共済」という。）があったが、国共済、地共済及び私学共済の厚生年金に相当する部分については、厚生年金に一元化された。

こうして、厚生年金は全ての被用者が加入する制度となったが、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下、「共済組合等」という。）を実施機関として活用することとされた。

(2) 公的年金の被保険者の範囲

国民年金については、厚生年金の被保険者（65歳以上の者にあつては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限る。）は国民年金第2号被保険者となり、その被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は国民年金第3号被保険者となる。国民年金第2号被保険者、国民年金第3号被保険者のいずれにも該当しない者、例えば自営業者とその家族従業者、無職の者等で20歳以上60歳未満の者は国民年金第1号被保険者となる。

厚生年金については、適用事業所に使用される70歳未満の者が被保険者となる。厚生年金被保険者のうち、国共済の組合員は第2号厚生年金被保険者、地共済の組合員は第3号厚生年金被保険者、私学共済の加入者は第4号厚生年金被保険者と呼ばれ

¹ 以下でみる財政検証における「国民年金」とは国民年金第1号被保険者に係るものであり、基礎年金については「基礎年金」としている。

ている。民間被用者など、これらいずれにも該当しない者は第1号厚生年金被保険者である。

以下では、国民年金の被保険者と厚生年金の被保険者を合わせて公的年金被保険者としている²。

(3) 給付の種類、老齢給付の支給開始年齢

公的年金の給付は、老齢給付、障害給付、遺族給付からなる。

老齢給付は、本則としては、65歳から基礎年金（1階部分）と厚生年金の報酬比例部分等（2階部分）が支給される³。なお、厚生年金の支給開始年齢については、現在65歳に引き上げている途上にある。

(4) 年金額の計算と改定の原則

老齢給付のうち、基礎年金（1階部分）については、保険料の納付済月数と保険料免除月数に応じて計算され、保険料納付済月数が480月の場合、年額780,900円（2004年度価格）に改定率を乗じた額となる。厚生年金の報酬比例部分等（2階部分）のうち報酬比例部分⁴については、平均標準報酬額と被保険者期間に応じて計算される。

基礎年金（1階部分）、厚生年金の報酬比例部分等（2階部分）ともに、年金額は物価や賃金の変動に応じて毎年度改定される。年金額改定の基本的な考え方は、65歳で年金を受け取り始めるときの新規裁定年金の水準は現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）変動率により改定され、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は物価変動率により改定されることとされている（図表1-1-1参照）。

なお、平成28(2016)年の法律改正（以下、平成28(2016)年改正という。）により、賃金変動率が物価変動率を下回る場合に賃金変動率に合わせて年金額を改定する考え方を徹底している（令和3(2021)年4月施行）⁵。

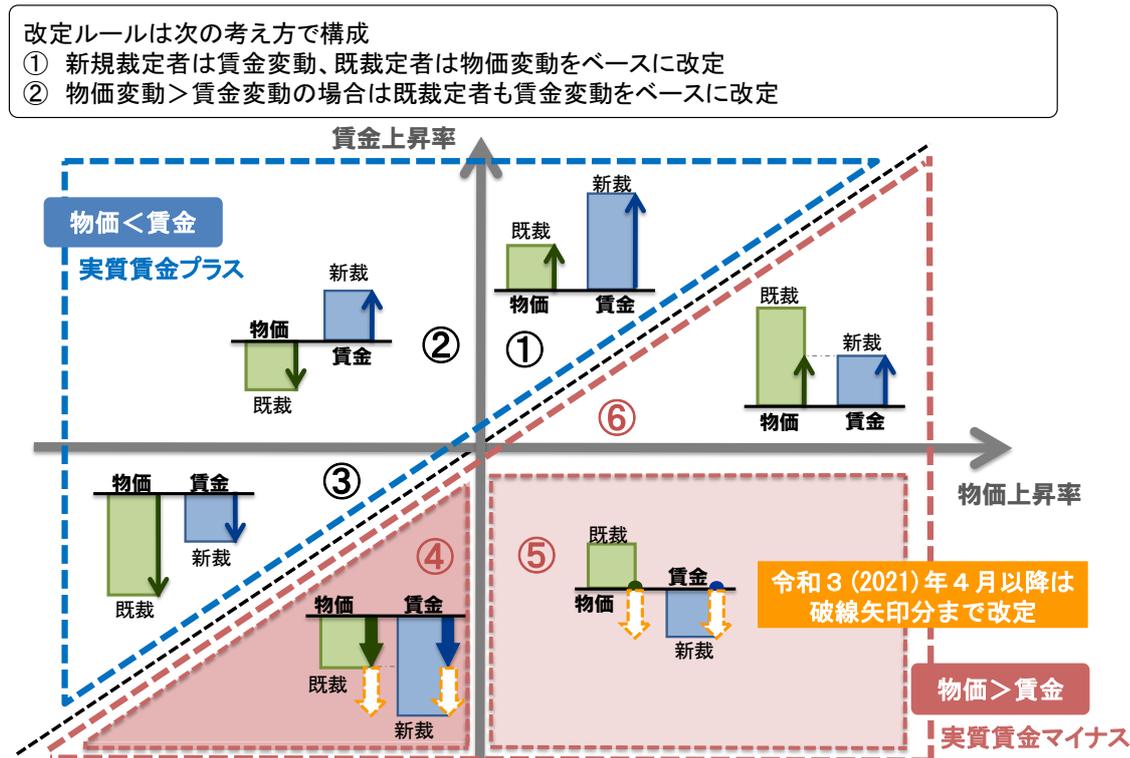
² 言い換えると、公的年金の被保険者は国民年金被保険者と国民年金第2号被保険者とならない厚生年金被保険者をあわせたものである。

³ 被用者年金一元化前の共済年金には、職域年金部分（3階部分）があった。なお、基礎年金導入前の共済年金は原則的に最終（若しくはその前数年間の平均など）の給与に比例した給付であったが、基礎年金という公的年金全制度共通の給付が整備された昭和61(1986)年度以降、共済年金も厚生年金と同様の算定方式となった。その際、共済年金の設立の趣旨や特性等を考慮し、職域年金部分が設けられた。

⁴ 2階部分には、報酬比例部分のほか、加給年金等の平均標準報酬額や被保険者期間に応じて計算されない給付がある。

⁵ 図表1-1-1注(2)参照。

図表 1-1-1 年金額改定の基本的な仕組み



注 賃金スライドをする際の賃金の伸びの実績を3年度平均していることから、年金額改定における新規裁定者とは67歳までの者を、既裁定者とは68歳以降の者を意味する。

- (1) 賃金上昇が物価上昇より高い場合 (①、②、③)
 - 新規裁定＝賃金による改定、既裁定＝物価による改定
- (2) 賃金上昇が物価上昇より低い場合 (④、⑤、⑥)
 - 新規裁定・既裁定ともに賃金による改定
 - ただし、令和2年度までは、
 - (2a) 物価上昇がマイナスの場合 (④)
 - 新規裁定・既裁定ともに物価による改定
 - (2b) 物価上昇がプラスで、賃金がマイナスの場合 (⑤)
 - 新規裁定・既裁定ともに改定せず

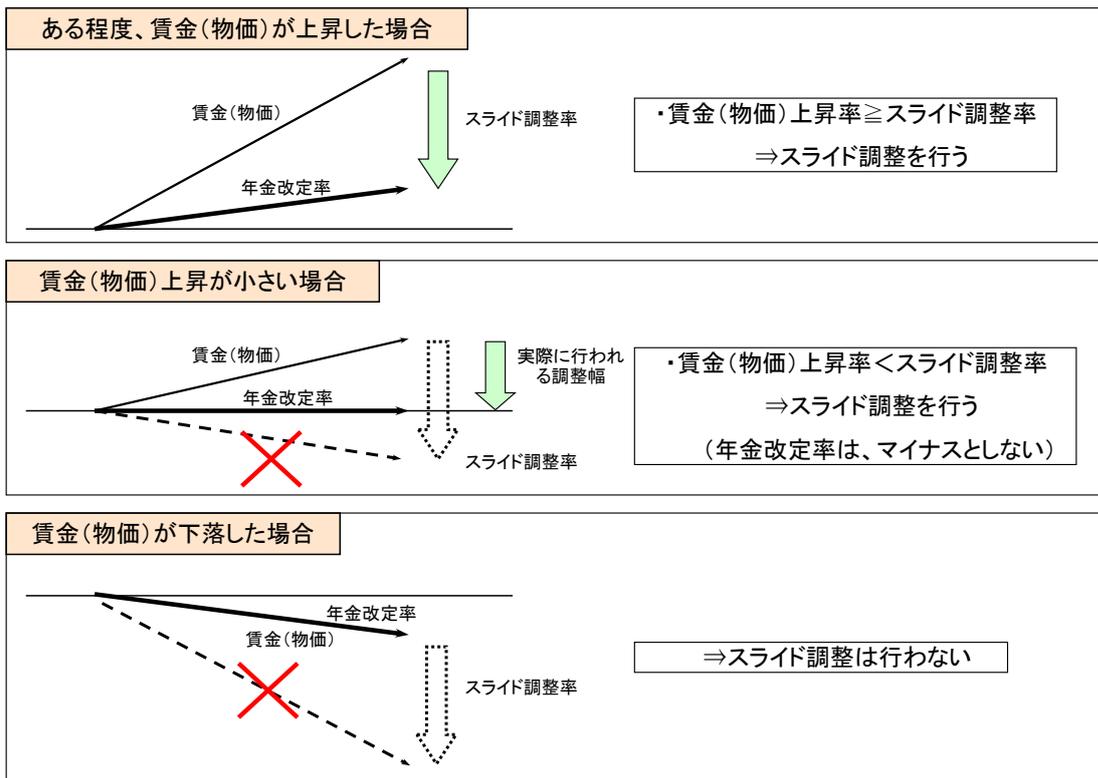
一方、平成16(2004)年の法律改正(以下、平成16(2004)年改正という。)では、年金財政の均衡を図る必要がある給付水準調整期間には、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われることとなった。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加の2つの観点から行われるものであり、次のように算出されたスライド調整率に基づき、年金の改定率を抑制することにより行われる。

$$\text{スライド調整率} = \text{公的年金の全被保険者数の減少率の実績(3年度平均)} + \text{平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3\%)}$$

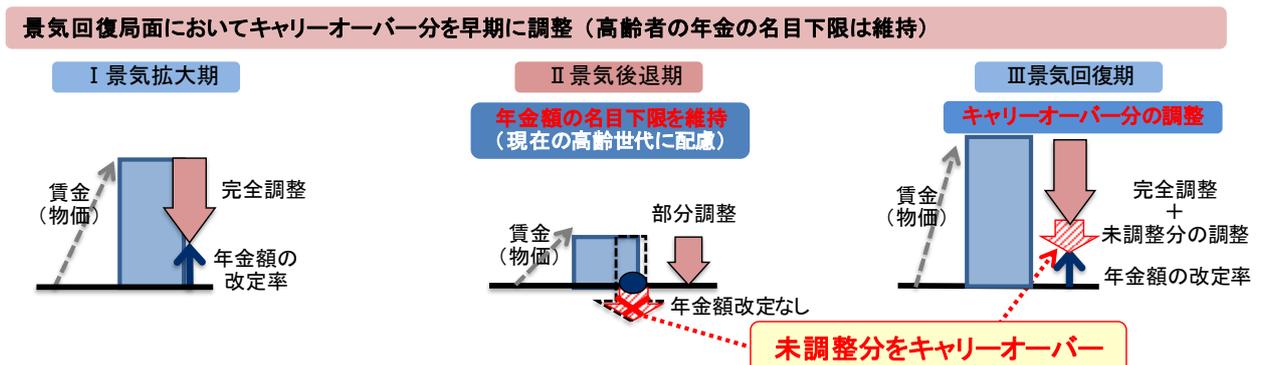
ただし、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、年金額が増額改定されるときに、その改定率を抑制することにより行うこととされた。スライド調整率を減ずると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げないこととされている。また、賃金水準や物価水準が低下し、年金の減額改定が行われる場合には、マクロ経済スライドによる給付水準調整は行わないこととされている（図表 1-1-2 参照）。

図表 1-1-2 マクロ経済スライドの仕組み



なお、平成 28(2016)年改正により、平成 30(2018)年度以降、この名目下限措置は維持した上で、賃金・物価上昇の範囲内で、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分を調整するしくみが導入されている（図表 1-1-3 参照）。

図表 1-1-3 マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し



(5) 保険料(率)

国民年金の保険料月額、2004年度価格で定められた保険料月額を毎年度、賃金変動率により改定した額である。また厚生年金の保険料は、標準報酬月額及び標準賞与額に保険料率を乗じた額として算定される。

ここで保険料(率)は、平成16(2004)年改正後においては、毎年段階的に引き上げられ、国民年金は平成29(2017)年4月に16,900円(2004年度価格)、厚生年金は平成29(2017)年9月に18.3%となり、平成16(2004)年改正による上限に到達した。その後、国民年金の第1号被保険者の産前産後期間に保険料を免除する制度が平成31(2019)年4月に施行されたことに伴い、国民年金の保険料月額は同月から17,000円(2004年度価格)に引き上げられた。

なお、被用者年金一元化前の共済年金の保険料率は厚生年金とは異なっていたが、被用者年金一元化後は、経過措置を経て同一の保険料率に統一されることとなった。国共済と地共済は平成30(2018)年9月に18.3%の上限に到達しており、私学共済は令和9(2027)年4月に18.3%の上限に到達することになる。

2 公的年金財政の基本的仕組み

(1) 公的年金の財政方式

これまでの公的年金各制度の保険料(率)の設定の考え方を見ると、いずれの制度も、当初は平準保険料方式により設定されたが、その後の年金額改定や制度の成熟の結果、徐々に保険料(率)を引き上げる段階保険料方式となり、現在では世代間扶養の仕組みである賦課方式を基本とした方式となっている。

厳密には平成16(2004)年改正において、概ね100年間の財政均衡期間にわたり財政均衡⁶を保つ有限均衡方式が法定されている。

なお、財政方式には、有限均衡方式に対して、将来にわたる全ての期間で財政均衡を図る永久均衡方式があり、この改正前の財政再計算では永久均衡方式が採用されていた。

⁶ 正確には、財政均衡期間の最終年度における積立度合(当該年度の支出に対する当該年度始の積立金額の比率)を1とする。

(2) 5年ごとの財政検証

国民年金、厚生年金では、平成16(2004)年改正前は、概ね5年ごとに財政再計算⁷を実施し、保険料(率)の改定を含む制度改正が行われてきた。公的年金制度の財政運営は超長期にわたる将来見通しに依拠するが、時間の経過とともに見通しと実績の乖離が生じるとともに、社会経済環境の趨勢の見方にも変化が生じてくるため、少なくとも5年ごとに将来見通しを見直すこととされていた。平成16(2004)年改正以降は、保険料(率)が固定され、財政の均衡を図るよう給付水準調整を行う仕組みが導入されたことから、従来の財政再計算に代えて財政検証を行うこととなり、保険料、国庫負担や給付費等、厚生年金及び国民年金の財政に関する収支について、その現況と財政均衡期間における見通しを作成し公表することとされた⁸。

財政検証の結果、財政均衡を保つことができずに見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる給付水準調整の開始年度を定め、給付水準調整を行う必要がなくなったと認められる場合には、給付水準調整の終了年度を定めることになる。給付水準調整期間中であれば、給付水準調整の終了年度の見通しを作成することとなる。

このように財政検証では、それまでの保険料率の算定が給付水準の調整期間の算定に代わることを除くと、従来の財政再計算とほぼ同様の作業が行われる。

令和元(2019)年財政検証は、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化後初めての財政検証となるが、平成26(2014)年財政検証⁹と同様に、財政見通し等の作成に当たっては、一元化後の厚生年金の各実施機関及び各所管省で協力して作業が行われている。

(3) 基礎年金財政の仕組み

基礎年金の財政は、全国民共通の1階部分である基礎年金の給付を、その時々々の現役世代全体で支えるという考え方がとられており、毎年度の給付に要する費用を、その年度の厚生年金の実施機関及び国民年金からの基礎年金拠出金で賄っている(図表1-1-4参照)。

⁷ 平成11(1999)年までは、公的年金制度各法の規定等に基づき、各制度において年金財政の均衡が保たれるようにするため、少なくとも5年に一度財政再計算が行われてきた。この財政再計算とは、年金財政及び計算基礎を再検討することにより財政計画の見直しを行い、保険料(率)の改定を行うことである。

⁸ 共済年金は、厚生年金とは異なり、財政再計算の規定は改正されなかったため、従来同様、少なくとも5年に一度、財政再計算が行われ保険料率が決定されていくこととなった。

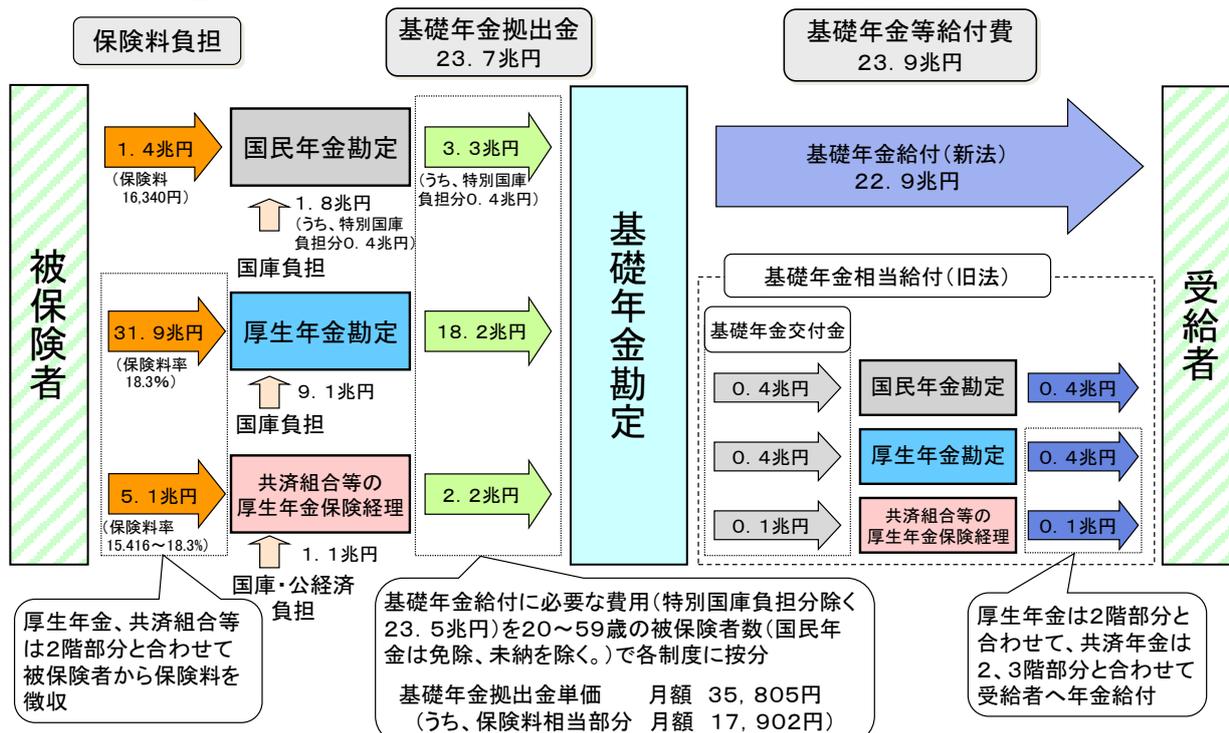
⁹ 平成27(2015)年10月に被用者年金一元化が施行される予定であったことから、これを前提とした財政見通し等が作成されている。なお、共済年金においては、これとは別に、被用者年金一元化が施行される平成27(2015)年10月前までの期間に係る保険料率の算定が従来の財政再計算の規定に基づき行われるとともに、私学共済については、平成27(2015)年10月以降の軽減保険料率についても検証が行われている。

具体的には、基礎年金拠出金は、基礎年金給付に要する費用を、各制度・実施機関の基礎年金拠出金算定対象者数で按分することにより算定する。

ここで、基礎年金拠出金算定対象者数とは、厚生年金の場合は国民年金第2号被保険者(20歳以上60歳未満の者に限る。)と国民年金第3号被保険者の人数の合計、国民年金(国民年金勘定)の場合は国民年金第1号被保険者数について保険料納付済月数を12で割ることで人数換算¹⁰したものである。

なお、各制度における基礎年金拠出金の財源は、保険料と国庫・公経済負担である。

図表 1-1-4 基礎年金の収支の構造(金額は平成30(2018)年度の例)



注1 特別国庫負担とは、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付等に対し、特別に国庫から負担されるものである。
 注2 基礎年金拠出金、基礎年金給付(新法)、基礎年金相当給付(旧法)及び基礎年金交付金の額は、平成30(2018)年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値(確定値)を用いて算出した額(確定値ベース)である。また、基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金(昭和61(1986)年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入)による軽減後の額である。平成30(2018)年度の当該軽減額は0.2兆円である。ただし、基礎年金拠出金単価は、軽減前の基礎年金拠出金から計算した値である。

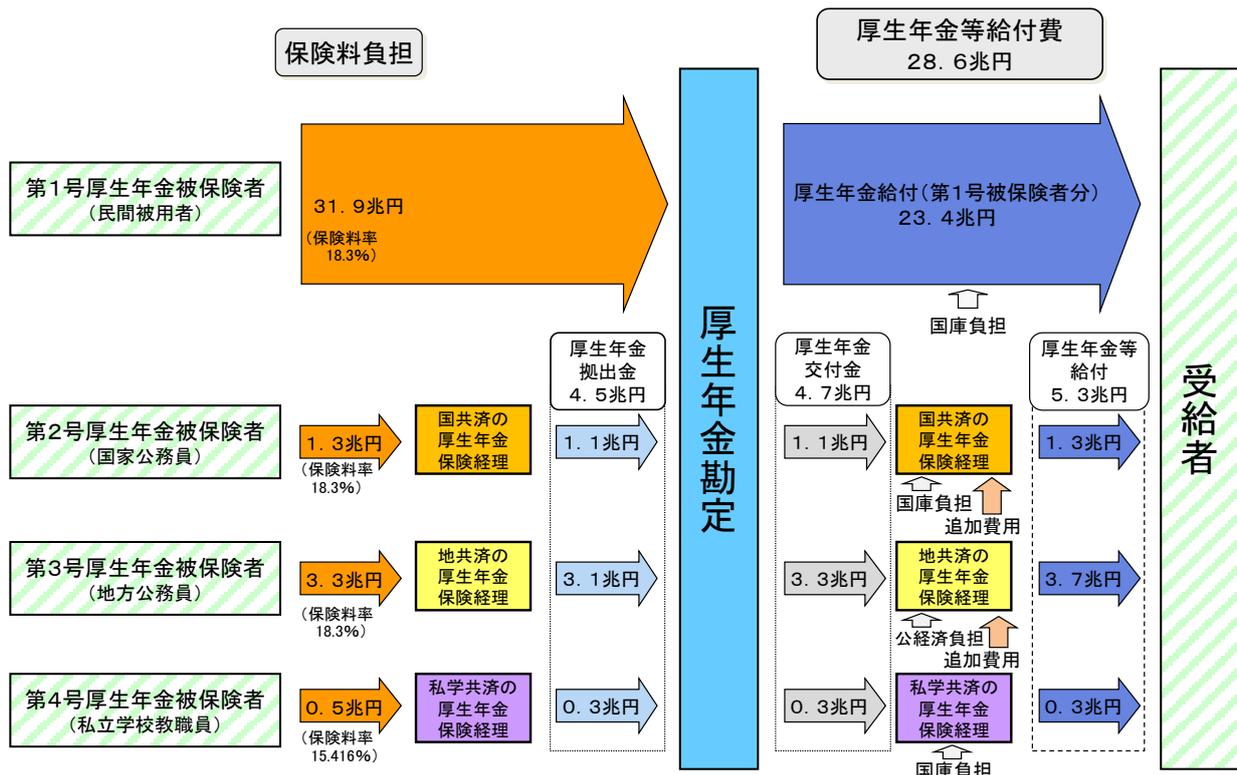
(4) 特別会計の勘定と厚生年金の実施機関・厚生年金財政の仕組み

被用者年金の一元化の厚生年金では、保険料については被保険者の区分に応じて各実施機関の収入となり、給付についても各実施機関から支出される。ここで、厚生年金第1号被保険者にかかる収支の管理は年金特別会計厚生年金勘定(以下、「厚生年金勘定」という。)で行われる。

¹⁰ ただし、半額免除の場合は1/2月、平成18(2006)年7月に導入された多段階免除制度における4分の1免除、4分の3免除の場合はそれぞれ3/4月、1/4月として計上される。例えば、半額免除の者が1年間保険料を納付した場合には1/2人とカウントされる。

厚生年金の財政は、厚生年金等給付に要する費用（国庫・公経済負担及び追加費用を除く）の全額を各実施機関で分担するとの考え方に立っており、共済組合等は、その分担すべき額を厚生年金勘定に厚生年金拠出金として納付する。その一方で、共済組合等の厚生年金等給付に要する費用（国庫・公経済負担及び追加費用を除く）については、その全額が厚生年金勘定から共済組合等に厚生年金交付金として交付される（図表 1-1-5 参照）。

図表 1-1-5 厚生年金の収支の構造（金額は平成 30(2018)年度の例）



注 厚生年金拠出金及び厚生年金交付金の額は、平成30(2018)年度における厚生年金拠出金算定対象額等の実績の値(確定値)を用いて算出した額(確定値ベース)である。また、厚生年金給付(第1号被保険者分)及び各共済組合等の厚生年金保険経理における厚生年金等給付は、厚生年金勘定/各共済組合等の厚生年金保険経理の給付費の額から基礎年金交付金(確定値ベース)の額を控除することにより算出している。

具体的には、厚生年金拠出金は、厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除いたもの）の総額に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除いたもの）の被用者年金合計額を加えた厚生年金拠出金算定対象額を標準報酬按分率¹¹と積立金按分率¹²により各実施機関に割り当て、さらに各実施機関の負担する基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除いたもの）を控除して計算する。ただし、当分の間の激変

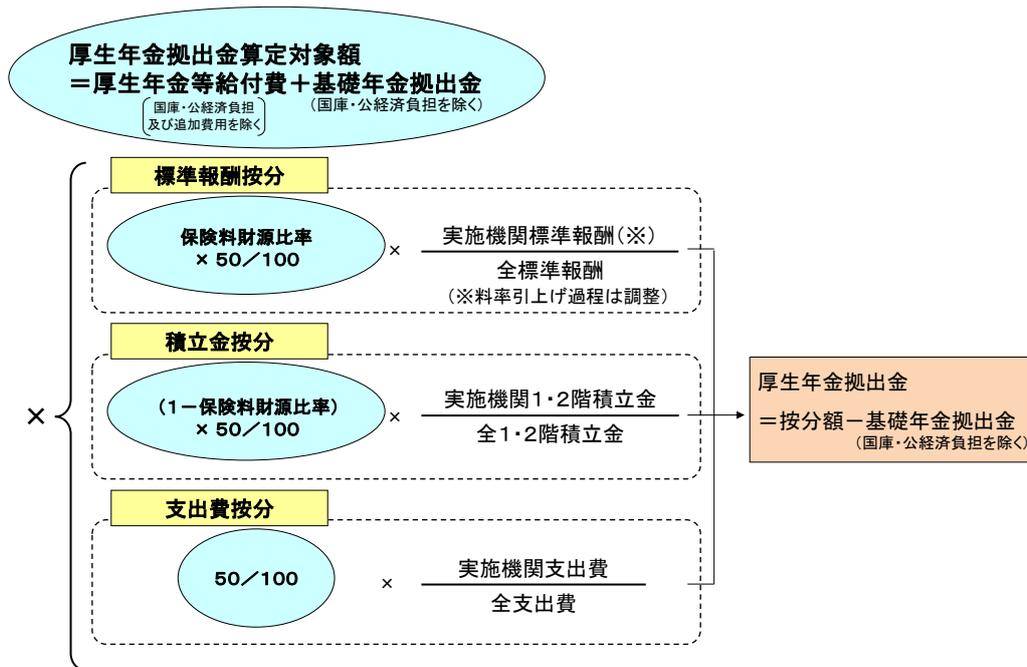
¹¹ 厚生年金全体の標準報酬総額に対する各共済組合等の標準報酬総額の割合に保険料財源比率を乗じて得た率。保険料財源比率は財政均衡期間における各年度の拠出金算定対象額の予想額に占める保険料財源分の割合を平均したものであり、財政検証毎に見直される。なお、平成 26(2014)年財政検証では保険料財源比率は 0.83、令和元(2019)年財政検証では 0.85 となっている。

¹² 厚生年金全体の 1 階部分及び 2 階部分の積立金額に対する各共済組合等の 1 階部分及び 2 階部分の積立金額の割合に（1 - 保険料財源比率）を乗じて得た率。

緩和措置として、厚生年金拠出金算定対象額の半分を標準報酬按分及び積立金按分とし、残り半分は支出費按分により分担することとされている¹³（図表1-1-6参照）。

厚生年金交付金は、共済組合等が支給する厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除いたもの）である。

図表1-1-6 厚生年金拠出金計算のイメージ（当分の間の激変緩和措置期間中）



（5）厚生年金の積立金の運用

厚生年金の積立金の運用にあたっては、年金積立金管理運用独立行政法人（以下、「GPIF」という。）や各共済組合等が連携して行うとともに、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（以下、「積立金基本指針」という。）」の作成や厚生年金全体の運用状況の評価についても、厚生労働大臣が案を作成し、各所管大臣と協議の上、共同して行うこととされている。

¹³ 激変緩和措置期間中の各按分率は、
 標準報酬按分率＝厚生年金全体の標準報酬総額に対する各共済組合等の標準報酬総額の割合に保険料財源比率（財政均衡期間における拠出金算定対象額の予想額に占める保険料財源分の割合）を乗じた率に50/100を乗じて得た率。
 積立金按分率＝厚生年金全体の1階部分及び2階部分の積立金額に対する各共済組合等の1階部分及び2階部分の積立金額の割合に（1－保険料財源比率）を乗じた率に50/100を乗じて得た率。
 支出費按分率＝全体の拠出金算定対象額に対する各共済組合等の拠出金算定対象額の割合に50/100を乗じて得た率。

積立金基本指針については、財政の現況及び見通し（財政検証）が作成されたとき
その他必要があると認めるときは、検討を加え、必要に応じこれを変更するものとさ
れており、令和元(2019)年財政検証後に改正され、令和2(2020)年4月から適用され
ている。

3 年金数理部会における財政検証・財政再計算時の財政検証（ピアレビュー）

本報告書にとりまとめた公的年金制度の令和元(2019)年財政検証に基づく財政検証（ピアレビュー¹⁴）は、「平成16(2004)年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」、「平成21(2009)年財政検証・財政再計算に基づく財政検証」、「平成26(2014)年財政検証・財政再計算に基づく財政検証（ピアレビュー）」に続くものである。

年金数理部会において行われる公的年金制度の財政検証（ピアレビュー）は、平成13(2001)年の公的年金一元化に係る閣議決定において、当部会に対し、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に検証を行うことが要請されたことによるものである。当部会の財政検証（ピアレビュー）では、厚生年金に加え国民年金も対象とし、公的年金制度の安定性の確保に関し検証を行っている¹⁵。

今回の令和元(2019)年財政検証に基づく財政検証（ピアレビュー）は、令和元(2019)年12月に財政検証の概要を聴取し、令和2(2020)年9月に財政検証の担当者から詳細に関する報告を受け、そこでの提出資料を基に検証・評価を行った。その検証・評価の結果をまとめたものが本報告書である。

¹⁴ ピアレビュー（Peer Review）とは同分野の専門家による評価のことである。平成16(2004)年改正財政フレームの導入以来、「財政検証」という言葉は、前述の厚生年金、国民年金の財政検証を指す場合が多くなっているが、元々は、平成13(2001)年の閣議決定により、当部会が行う検証のことを「財政検証」と表してきた経緯がある。本報告書では、この両者を区別するため、当部会における検証を「財政検証（ピアレビュー）」または単に「ピアレビュー」と表記することとした。

¹⁵ 厚生年金の財政が、全国民共通の制度である基礎年金制度を通じて、国民年金の財政状況の影響を受けるためである。

第2節 令和元(2019)年財政検証結果の概要

1 令和元(2019)年財政検証の前提

財政検証では、収支の将来見通しは社会経済情勢の様々な変化の可能性を織り込んで作成される。令和元(2019)年財政検証の前提のうち、人口及び経済に関する前提をまとめたものが図表 1-2-1 である。

人口の前提は、国立社会保障・人口問題研究所による平成 29(2017)年 4 月の「日本の将来推計人口」が用いられており、出生と死亡のそれぞれに低位・中位・高位の 3 通りの仮定が置かれている。出生と死亡の組み合わせは、財政検証では出生・死亡ともに中位としたもののほか、出生は中位とし死亡を高位又は低位としたもの、死亡は中位とし出生を高位又は低位としたものもあり、合わせて 5 通りの前提が置かれている。

労働力の前提は、独立行政法人労働政策研究・研修機構による平成 31(2019)年 3 月の「労働力需給の推計」が用いられており、経済成長と労働参加が「進むケース」「一定程度進むケース」「進まないケース」の 3 通りの前提が置かれている。

経済の前提は、「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討を踏まえてケース I からケース VI までの 6 通りの前提が置かれている。これらの前提で想定されている経済環境は、例えば全要素生産性(TFP)上昇率は 1.3%から 0.3%を仮定しており、このとき実質経済成長率は 0.9%からマイナス 0.5%を想定していることになる。足下の経済前提は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和元(2019)年 7 月)に準拠しており、ケース I から III までは「成長実現ケース」、ケース IV から VI までは「ベースラインケース」に接続させている。

図表 1-2-1 令和元(2019)年財政検証における人口及び経済の前提

人口の前提 — 「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所) 【低位・中位・高位】

合計特殊出生率		平均寿命			
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)		2065年	
1.45	出生高位 1.65	男 80.75 女 86.99	→	死亡高位 (余命の延びが小さい)	男 83.83 女 90.21
	出生中位 1.44			死亡中位	男 84.95 女 91.35
	出生低位 1.25			死亡低位 (余命の延びが大きい)	男 86.05 女 92.48

労働力の前提 — 「労働力需給の推計」(2019年3月、(独)労働政策研究・研修機構)
【経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケース】

経済の前提 — 社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討
⇒ 長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした【幅の広い6ケース】
※ 長期の前提のTFP上昇率は、内閣府試算の設定、過去30年の実績、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲を踏まえ設定

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考) 経済成長率 (実質) 2029年度以降 20~30年
		労働力率	全要素生産性 (TFP) 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライ ンケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度進む ケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ			0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

2 令和元(2019)年財政検証結果の概要

(1) 国民年金の財政見直し

国民年金の財政見直し（厳密には国民年金勘定の財政見直し）¹⁶をみたものが図表1-2-2 から図表1-2-4 までである。国民年金については、2004 年度価格の保険料は17,000 円で一定であるが、賃金上昇に応じて名目の保険料が引き上げられる見込みとなっていることから、保険料収入は、2020 年度以降、年々増加している。支出も大半を占める基礎年金拠出金の増加に応じて増える見込みとなっている。支出総額に対する前年度末積立金額を示す積立度合が財政均衡期間の最終年度の2115 年度に1.0 となるよう、マクロ経済スライドの終了年度が決まる。この結果、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度はケースⅠでは2046 年度、ケースⅢでは2047 年度、ケースⅤでは2058 年度¹⁷となっている。

図表1-2-2 国民年金の財政見直し【ケースⅠ】

前提: 人口: 出生中位、死亡中位
 経済: ケースⅠ
 長期的な経済前提(2029年度以降)
 物価上昇率: 2.0%
 賃金上昇率(実質<対物価>): 1.6%
 運用利回り(実質<対物価>): 3.0%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>): 1.4%
 マクロ経済スライド
 調整終了年度: 2046 年度
 保険料月額
 (2004年度価格): 17,000 円

【国民年金】

年度 (西暦)	収 入					支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度価格)	積立 度合	積立 比率
	収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出					
2020	兆円 3.4	兆円 1.3	兆円 1.9	兆円 0.2	兆円 0.0	兆円 3.5	兆円 0.1	兆円 3.3	兆円 0.1	兆円 -0.1	兆円 11.4	兆円 11.3	3.3	7.5
2025	3.5	1.3	2.0	0.2	0.0	3.6	0.1	3.5	0.0	-0.1	10.8	10.0	3.0	7.0
2030	4.0	1.3	2.2	0.5	0.0	3.8	0.1	3.7	0.0	0.2	11.0	8.7	2.8	6.7
2035	4.4	1.4	2.4	0.6	0.0	4.1	0.1	4.0	0.0	0.3	12.3	8.2	2.9	7.1
2040	4.9	1.5	2.8	0.7	0.0	4.6	0.1	4.5	0.0	0.3	13.7	7.7	2.9	7.3
2045	5.6	1.7	3.1	0.7	0.0	5.2	0.0	5.1	0.0	0.4	15.6	7.3	2.9	7.6
2050	6.5	1.9	3.7	0.9	0.0	6.1	0.0	6.0	0.0	0.4	17.6	6.9	2.8	7.4
2055	7.6	2.2	4.4	1.0	0.0	7.2	0.0	7.1	0.0	0.4	19.8	6.5	2.7	7.2
2060	8.7	2.5	5.1	1.1	0.0	8.3	0.0	8.2	0.0	0.4	22.0	6.1	2.6	7.0
2065	9.9	2.8	5.9	1.2	0.0	9.5	0.0	9.4	0.0	0.4	24.2	5.6	2.5	6.7
2070	11.2	3.2	6.7	1.3	0.0	10.7	0.0	10.7	0.0	0.4	26.3	5.1	2.4	6.5
2075	12.5	3.6	7.6	1.4	0.0	12.1	0.0	12.0	0.0	0.4	28.5	4.6	2.3	6.3
2080	14.0	4.0	8.6	1.5	0.0	13.6	0.0	13.6	0.0	0.4	30.7	4.2	2.2	6.0
2085	15.8	4.5	9.7	1.6	0.0	15.4	0.0	15.4	0.0	0.4	32.7	3.7	2.1	5.6
2090	17.8	5.2	10.9	1.7	0.0	17.4	0.0	17.4	0.0	0.3	34.5	3.3	2.0	5.3
2095	19.9	5.8	12.3	1.7	0.0	19.7	0.0	19.6	0.0	0.2	36.0	2.9	1.8	4.9
2100	22.3	6.6	13.9	1.8	0.0	22.2	0.0	22.2	0.0	0.1	36.8	2.5	1.7	4.4
2105	24.9	7.4	15.7	1.8	0.0	25.1	0.0	25.0	0.0	-0.2	36.5	2.1	1.5	3.9
2110	27.8	8.3	17.8	1.7	0.0	28.3	0.0	28.3	0.0	-0.5	34.8	1.6	1.2	3.4
2115	31.0	9.4	20.1	1.5	0.0	32.0	0.0	31.9	0.0	-0.9	31.0	1.2	1.0	2.7

(注1)実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。
 (注2)「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
 (注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

¹⁶ 国民年金の財政見直しでは、基礎年金交付金が収支両面から控除されている（支出では給付費から控除）ことに留意する必要がある。

¹⁷ ケースⅤについては、厚生年金の標準的な年金の所得代替率が50%を下回った後も財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を続けた場合の見直しである。

図表 1-2-3 国民年金の財政見通し【ケースⅢ】

前提: 人口: 出生中位、死亡中位
 経済: ケースⅢ
 長期的な経済前提(2029年度以降)
 物価上昇率: 1.2%
 賃金上昇率(実質<対物価>): 1.1%
 運用利回り(実質<対物価>): 2.8%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>): 1.7%
 マクロ経済スライド
 調整終了年度: 2047年度
 保険料月額
 (2004年度価格): 17,000円

【国民年金】

年度 (西暦)	取 入					支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2004年度価格)	積立 度合	積立 比率
	収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出					
2020	兆円 3.4	兆円 1.3	兆円 1.9	兆円 0.2	兆円 0.0	兆円 3.5	兆円 0.1	兆円 3.3	兆円 0.1	兆円 -0.1	兆円 11.4	兆円 11.3	3.3	7.5
2025	3.5	1.3	2.0	0.2	0.0	3.6	0.1	3.5	0.0	-0.1	10.8	10.0	3.0	7.0
2030	3.9	1.3	2.1	0.4	0.0	3.8	0.1	3.7	0.0	0.1	10.8	8.6	2.8	6.7
2035	4.1	1.3	2.3	0.4	0.0	3.9	0.1	3.8	0.0	0.1	11.5	8.1	2.9	7.0
2040	4.3	1.4	2.5	0.5	0.0	4.3	0.1	4.2	0.0	0.1	12.0	7.5	2.8	7.0
2045	4.6	1.4	2.7	0.5	0.0	4.5	0.0	4.4	0.0	0.1	12.5	7.0	2.8	7.1
2050	5.0	1.5	3.0	0.5	0.0	4.9	0.0	4.8	0.0	0.1	13.1	6.6	2.7	7.0
2055	5.5	1.6	3.3	0.5	0.0	5.4	0.0	5.3	0.0	0.1	13.7	6.1	2.5	6.7
2060	5.9	1.7	3.6	0.6	0.0	5.8	0.0	5.7	0.0	0.1	14.2	5.7	2.4	6.5
2065	6.3	1.8	3.9	0.6	0.0	6.2	0.0	6.1	0.0	0.1	14.6	5.2	2.4	6.3
2070	6.6	1.9	4.1	0.6	0.0	6.5	0.0	6.5	0.0	0.1	14.9	4.8	2.3	6.1
2075	6.9	2.0	4.3	0.6	0.0	6.9	0.0	6.8	0.0	0.1	15.2	4.3	2.2	5.9
2080	7.3	2.2	4.6	0.6	0.0	7.3	0.0	7.2	0.0	0.0	15.5	3.9	2.1	5.7
2085	7.8	2.3	4.9	0.6	0.0	7.8	0.0	7.7	0.0	0.0	15.5	3.5	2.0	5.4
2090	8.2	2.4	5.1	0.6	0.0	8.2	0.0	8.2	0.0	-0.0	15.4	3.1	1.9	5.1
2095	8.6	2.6	5.5	0.6	0.0	8.7	0.0	8.7	0.0	-0.1	15.2	2.7	1.8	4.7
2100	9.1	2.7	5.8	0.6	0.0	9.2	0.0	9.2	0.0	-0.1	14.7	2.4	1.6	4.3
2105	9.6	2.9	6.1	0.5	0.0	9.8	0.0	9.7	0.0	-0.2	13.8	2.0	1.4	3.9
2110	10.1	3.1	6.5	0.5	0.0	10.4	0.0	10.3	0.0	-0.3	12.5	1.6	1.2	3.3
2115	10.6	3.3	6.9	0.4	0.0	11.0	0.0	11.0	0.0	-0.4	10.6	1.2	1.0	2.7

(注1)実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。
 (注2)「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
 (注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

図表 1-2-4 国民年金の財政見通し【ケースⅤ】

前提: 人口: 出生中位、死亡中位
 経済: ケースⅤ
 一機械的に給付水準調整を進めた場合
 長期的な経済前提(2029年度以降)
 物価上昇率: 0.8%
 賃金上昇率(実質<対物価>): 0.8%
 運用利回り(実質<対物価>): 2.0%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>): 1.2%
 マクロ経済スライド
 調整終了年度: 2058年度
 保険料月額
 (2004年度価格): 17,000円

【国民年金】

年度 (西暦)	取 入					支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2004年度価格)	積立 度合	積立 比率
	収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出					
2020	兆円 3.4	兆円 1.3	兆円 1.9	兆円 0.2	兆円 0.0	兆円 3.5	兆円 0.1	兆円 3.3	兆円 0.1	兆円 -0.1	兆円 11.3	兆円 11.3	3.3	7.4
2025	3.5	1.3	2.0	0.2	0.0	3.6	0.1	3.5	0.1	-0.2	10.6	10.1	3.0	6.8
2030	3.7	1.3	2.1	0.3	0.0	3.7	0.1	3.6	0.0	-0.1	10.0	8.9	2.7	6.3
2035	3.7	1.2	2.2	0.3	0.0	3.8	0.1	3.7	0.0	-0.1	9.5	7.8	2.5	6.1
2040	3.8	1.2	2.3	0.2	0.0	4.0	0.1	3.9	0.0	-0.2	8.7	6.6	2.2	5.5
2045	3.9	1.2	2.4	0.2	0.0	4.1	0.0	4.0	0.0	-0.2	7.7	5.4	1.9	4.9
2050	3.9	1.3	2.5	0.2	0.0	4.1	0.0	4.0	0.0	-0.2	6.7	4.3	1.7	4.3
2055	3.9	1.3	2.5	0.2	0.0	4.1	0.0	4.0	0.0	-0.1	6.0	3.6	1.5	3.9
2060	4.0	1.3	2.5	0.2	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	-0.1	5.6	3.1	1.4	3.7
2065	4.0	1.4	2.5	0.1	0.0	4.1	0.0	4.0	0.0	-0.1	5.3	2.7	1.3	3.4
2070	4.1	1.4	2.5	0.1	0.0	4.1	0.0	4.1	0.0	-0.0	5.1	2.4	1.2	3.3
2075	4.1	1.4	2.6	0.1	0.0	4.2	0.0	4.1	0.0	-0.0	5.0	2.2	1.2	3.2
2080	4.2	1.5	2.6	0.1	0.0	4.2	0.0	4.2	0.0	-0.0	4.9	2.0	1.2	3.1
2085	4.3	1.5	2.7	0.1	0.0	4.3	0.0	4.3	0.0	-0.0	4.9	1.8	1.1	3.0
2090	4.4	1.6	2.7	0.1	0.0	4.4	0.0	4.4	0.0	0.0	4.9	1.7	1.1	3.0
2095	4.5	1.6	2.8	0.1	0.0	4.5	0.0	4.5	0.0	0.0	5.0	1.6	1.1	2.9
2100	4.6	1.6	2.9	0.1	0.0	4.6	0.0	4.6	0.0	0.0	5.0	1.5	1.1	2.9
2105	4.7	1.7	2.9	0.1	0.0	4.7	0.0	4.7	0.0	0.0	5.0	1.4	1.1	2.8
2110	4.8	1.7	3.0	0.1	0.0	4.8	0.0	4.8	0.0	-0.0	5.0	1.2	1.0	2.7
2115	5.0	1.7	3.1	0.1	0.0	5.0	0.0	4.9	0.0	-0.0	5.0	1.1	1.0	2.7

(注1)実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。
 (注2)「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
 (注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(2) 基礎年金の財政見通し

国民年金(勘定)での給付水準調整を踏まえた基礎年金の将来見通しは図表1-2-5から図表1-2-7のとおりである。また、併せて基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しは図表1-2-8から図表1-2-10のとおりである¹⁸。これらの基礎年金の将来見通しと基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しに基づいて、厚生年金の負担する基礎年金拠出金を推計することとなる。

基礎年金給付費は、ケースⅠ及びケースⅢでは、それぞれ2046年度、2047年度まで給付水準調整が行われるものの、2043年度まで老齢基礎年金受給者数が増加する見通しであることから、2020年度以降の全期間にわたり増加を続ける見通しとなっている。一方、ケースⅤでは2058年度まで給付水準調整が行われる見通しであることから、2046年度から2058年度にかけて基礎年金給付費が減少する見通しとなっている。

図表1-2-5 基礎年金の財政見通し【ケースⅠ】

前提: 長期的な経済前提(2029年度以降) マクロ経済スライド 調整終了年度 2046年度
 人口:出生中位、死亡中位 物価上昇率: 2.0%
 経済:ケースⅠ 賃金上昇率(実質<対物価>): 1.6%
 運用利回り(実質<対物価>): 3.0%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>): 1.4%

年度 (西暦)	① 基礎年金 給付費	② 基礎年金 国庫負担	③ 拠出金 算定 対象額 (2004年度価格)	④ 拠出金 算定 対象者数	⑤ 拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12 (2004年度価格)	⑥ 保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合) (2004年度価格)
	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
2020	24.5	12.5	24.1 (24.8)	54.2	(38,151)	(19,075)
2025	26.3	13.4	25.8 (24.8)	52.2	(39,598)	(19,799)
2030	28.6	14.6	28.1 (23.1)	49.1	(39,107)	(19,553)
2035	31.6	16.2	30.8 (21.4)	45.1	(39,509)	(19,755)
2040	35.6	18.3	34.7 (20.1)	42.1	(39,843)	(19,922)
2045	39.4	20.3	38.2 (18.6)	39.6	(39,074)	(19,537)
2050	46.1	23.8	44.7 (18.2)	37.7	(40,209)	(20,105)
2055	53.3	27.5	51.5 (17.6)	36.0	(40,759)	(20,380)
2060	61.0	31.5	58.9 (16.9)	34.0	(41,353)	(20,677)
2065	69.9	36.2	67.5 (16.2)	32.2	(41,941)	(20,970)
2070	79.2	41.0	76.4 (15.4)	30.4	(42,060)	(21,030)
2075	89.2	46.2	86.1 (14.5)	28.7	(42,063)	(21,031)
2080	100.9	52.2	97.4 (13.7)	27.1	(42,224)	(21,112)
2085	114.4	59.2	110.5 (13.1)	25.7	(42,286)	(21,143)
2090	129.1	66.8	124.6 (12.3)	24.4	(42,150)	(21,075)
2095	145.7	75.4	140.6 (11.7)	23.1	(42,126)	(21,063)
2100	164.6	85.2	158.9 (11.1)	21.8	(42,209)	(21,105)
2105	186.1	96.3	179.7 (10.5)	20.6	(42,339)	(21,170)
2110	210.4	108.8	203.1 (9.9)	19.5	(42,440)	(21,220)
2115	237.7	122.9	229.5 (9.4)	18.4	(42,435)	(21,218)

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
 (注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄った場合に必要となる保険料に相当する。
 (注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017(平成29)年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で()内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019(令和元)年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2019(令和元)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,410円となっている。

¹⁸ ケースⅠからⅢまでは労働市場への参加が進むケース、ケースⅣ及びⅤは労働市場への参加が一定程度進むケース、ケースⅥは労働市場への参加が進まないケースに該当する。

図表 1-2-6 基礎年金の財政見通し【ケースⅢ】

前提: 人口:出生中位、死亡中位 長期的な経済前提(2029年度以降) マクロ経済スライド
 物価上昇率: 1.2% 調整終了年度 2047年度
 賃金上昇率(実質<対物価>): 1.1%
 経済:ケースⅢ 運用利回り(実質<対物価>): 2.8%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>): 1.7%

年度 (西暦)	① 基礎年金 給付費	② 基礎年金 国庫負担	③ 拠出金 算定 対象額 (2004年度価格)	④ 拠出金 算定 対象者数	⑤ 拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12 (2004年度価格)	⑥ 保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合) (2004年度価格)
	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
2020	24.5	12.5	24.1 (24.8)	54.2	(38,151)	(19,075)
2025	26.3	13.4	25.8 (24.8)	52.2	(39,598)	(19,799)
2030	28.5	14.5	27.9 (22.9)	49.1	(38,851)	(19,425)
2035	30.2	15.5	29.5 (21.6)	45.1	(39,892)	(19,946)
2040	32.8	16.8	31.9 (20.8)	42.1	(41,271)	(20,636)
2045	34.3	17.7	33.3 (19.4)	39.6	(40,809)	(20,404)
2050	37.0	19.1	35.9 (18.6)	37.7	(41,191)	(20,596)
2055	39.9	20.6	38.6 (17.9)	36.0	(41,466)	(20,733)
2060	42.5	22.0	41.1 (17.0)	34.0	(41,715)	(20,858)
2065	45.4	23.5	43.9 (16.2)	32.2	(42,007)	(21,003)
2070	48.1	24.9	46.4 (15.3)	30.4	(41,940)	(20,970)
2075	50.8	26.3	49.0 (14.4)	28.7	(41,873)	(20,936)
2080	53.9	27.9	52.0 (13.7)	27.1	(42,021)	(21,011)
2085	57.4	29.7	55.4 (13.0)	25.7	(42,072)	(21,036)
2090	60.8	31.4	58.7 (12.3)	24.4	(41,938)	(20,969)
2095	64.4	33.3	62.1 (11.6)	23.1	(41,907)	(20,954)
2100	68.3	35.3	65.9 (11.0)	21.8	(41,978)	(20,989)
2105	72.5	37.5	70.0 (10.4)	20.6	(42,102)	(21,051)
2110	76.9	39.8	74.3 (9.9)	19.5	(42,213)	(21,106)
2115	81.6	42.2	78.8 (9.3)	18.4	(42,217)	(21,108)

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
 (注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要となる保険料に相当する。
 (注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017(平成29)年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額は、2004年度価格で()内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019(令和元)年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2019(令和元)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,410円となっている。

図表 1-2-7 基礎年金の財政見通し【ケースⅤ】

前提: 人口:出生中位、死亡中位 長期的な経済前提(2029年度以降) マクロ経済スライド
 物価上昇率: 0.8% 調整終了年度 2058年度
 賃金上昇率(実質<対物価>): 0.8%
 経済:ケースⅤ 運用利回り(実質<対物価>): 2.0%
 →機械的に給付水準 運用利回り(スプレッド<対賃金>): 1.2%
 調整を進めた場合→

年度 (西暦)	① 基礎年金 給付費	② 基礎年金 国庫負担	③ 拠出金 算定 対象額 (2004年度価格)	④ 拠出金 算定 対象者数	⑤ 拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12 (2004年度価格)	⑥ 保険料相当額 (月額) ⑤×(1-国庫負担割合) (2004年度価格)
	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
2020	24.5	12.5	24.1 (24.8)	54.1	(38,172)	(19,086)
2025	25.5	13.0	25.1 (24.6)	52.0	(39,492)	(19,746)
2030	26.2	13.4	25.7 (23.6)	48.8	(40,267)	(20,134)
2035	27.2	13.9	26.5 (22.6)	44.7	(42,034)	(21,017)
2040	28.7	14.7	27.9 (21.9)	41.8	(43,702)	(21,851)
2045	29.2	15.0	28.3 (20.5)	39.4	(43,454)	(21,727)
2050	29.0	14.9	28.1 (18.8)	37.5	(41,834)	(20,917)
2055	28.3	14.6	27.4 (16.9)	35.7	(39,476)	(19,738)
2060	27.9	14.4	26.9 (15.4)	33.8	(37,966)	(18,983)
2065	28.2	14.6	27.2 (14.4)	32.0	(37,443)	(18,721)
2070	28.3	14.7	27.3 (13.3)	30.2	(36,730)	(18,365)
2075	28.5	14.8	27.5 (12.4)	28.5	(36,184)	(18,092)
2080	29.0	15.0	28.0 (11.6)	26.9	(36,010)	(18,005)
2085	29.7	15.4	28.7 (11.0)	25.6	(35,909)	(17,954)
2090	30.4	15.7	29.3 (10.4)	24.2	(35,738)	(17,869)
2095	31.1	16.1	30.0 (9.8)	22.9	(35,693)	(17,846)
2100	31.8	16.5	30.7 (9.3)	21.7	(35,745)	(17,872)
2105	32.6	16.9	31.5 (8.8)	20.5	(35,845)	(17,922)
2110	33.5	17.3	32.3 (8.3)	19.4	(35,937)	(17,968)
2115	34.3	17.8	33.1 (7.9)	18.3	(35,947)	(17,974)

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
 (注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要となる保険料に相当する。
 (注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017(平成29)年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額は、2004年度価格で()内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019(令和元)年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2019(令和元)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,410円となっている。

図表 1-2-8 基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し【労働参加が進むケース】

前提： 出生中位、死亡中位—労働市場への参加が進むケース

年度 (西暦)	拠出金算定対象者数									
	計	第1号被保険者	被用者年金計				厚生年金		共済組合	
			第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者		
百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	
2020	54.2	6.5	39.5	8.1	35.3	7.3	4.2	0.9		
2025	52.2	6.1	38.9	7.3	34.7	6.5	4.1	0.8		
2030	49.1	5.4	37.4	6.3	33.4	5.7	4.0	0.7		
2035	45.1	4.8	34.6	5.6	30.8	5.0	3.8	0.6		
2040	42.1	4.4	32.6	5.1	28.9	4.6	3.7	0.6		
2045	39.6	4.1	30.7	4.8	27.2	4.3	3.5	0.6		
2050	37.7	3.9	29.2	4.6	25.9	4.1	3.4	0.5		
2055	36.0	3.7	27.9	4.4	24.7	3.9	3.2	0.5		
2060	34.0	3.5	26.3	4.1	23.3	3.6	3.1	0.5		
2065	32.2	3.3	24.9	3.9	22.0	3.4	2.9	0.5		
2070	30.4	3.2	23.6	3.7	20.8	3.3	2.7	0.4		
2075	28.7	3.0	22.3	3.5	19.7	3.1	2.6	0.4		
2080	27.1	2.8	21.0	3.3	18.6	2.9	2.4	0.4		
2085	25.7	2.7	19.9	3.1	17.6	2.8	2.3	0.4		
2090	24.4	2.5	18.9	3.0	16.7	2.6	2.2	0.3		
2095	23.1	2.4	17.9	2.8	15.8	2.5	2.1	0.3		
2100	21.8	2.3	16.9	2.6	15.0	2.3	2.0	0.3		
2105	20.6	2.1	16.0	2.5	14.1	2.2	1.9	0.3		
2110	19.5	2.0	15.1	2.4	13.3	2.1	1.8	0.3		
2115	18.4	1.9	14.3	2.2	12.6	2.0	1.7	0.3		

図表 1-2-9 基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し【労働参加が一定程度進むケース】

前提： 出生中位、死亡中位—労働市場への参加が一定程度進むケース

年度 (西暦)	拠出金算定対象者数									
	計	第1号被保険者	被用者年金計				厚生年金		共済組合	
			第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者		
百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人		
2020	54.1	6.6	39.4	8.2	35.2	7.3	4.2	0.9		
2025	52.0	6.3	38.1	7.5	34.0	6.8	4.1	0.8		
2030	48.8	5.9	36.0	6.8	32.1	6.1	4.0	0.7		
2035	44.7	5.2	33.5	6.0	29.7	5.4	3.8	0.7		
2040	41.8	4.7	31.7	5.5	28.0	4.8	3.7	0.6		
2045	39.4	4.4	29.9	5.1	26.3	4.5	3.5	0.6		
2050	37.5	4.2	28.4	4.9	25.1	4.3	3.4	0.6		
2055	35.7	4.0	27.1	4.6	23.9	4.1	3.2	0.5		
2060	33.8	3.8	25.6	4.4	22.5	3.8	3.1	0.5		
2065	32.0	3.6	24.2	4.1	21.3	3.6	2.9	0.5		
2070	30.2	3.4	22.9	3.9	20.2	3.4	2.7	0.5		
2075	28.5	3.2	21.6	3.7	19.1	3.2	2.6	0.4		
2080	26.9	3.0	20.4	3.5	18.0	3.1	2.4	0.4		
2085	25.6	2.9	19.4	3.3	17.1	2.9	2.3	0.4		
2090	24.2	2.7	18.4	3.1	16.2	2.8	2.2	0.4		
2095	22.9	2.6	17.4	3.0	15.3	2.6	2.1	0.4		
2100	21.7	2.4	16.4	2.8	14.5	2.5	2.0	0.3		
2105	20.5	2.3	15.5	2.7	13.7	2.3	1.9	0.3		
2110	19.4	2.2	14.7	2.5	12.9	2.2	1.8	0.3		
2115	18.3	2.1	13.9	2.4	12.2	2.1	1.7	0.3		

図表 1-2-10 基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し【労働参加が進まないケース】

前提： 出生中位、死亡中位—労働市場への参加が進まないケース

年度 (西暦)	拠出金算定対象者数									
	計	第1号被保険者	被用者年金計				厚生年金		共済組合	
			第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者		
									第2号被保険者	第3号被保険者
百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	
2020	54.1	6.7	39.1	8.3	34.9	7.5	4.2	0.9		
2025	51.7	6.7	37.3	7.8	33.2	7.0	4.1	0.8		
2030	48.5	6.3	35.0	7.2	31.0	6.4	4.0	0.8		
2035	44.5	5.5	32.4	6.5	28.6	5.8	3.8	0.7		
2040	41.6	5.0	30.5	6.1	26.8	5.4	3.7	0.7		
2045	39.2	4.7	28.7	5.7	25.2	5.0	3.5	0.7		
2050	37.3	4.5	27.3	5.4	24.0	4.8	3.4	0.6		
2055	35.5	4.3	26.0	5.2	22.8	4.5	3.2	0.6		
2060	33.6	4.1	24.6	4.9	21.6	4.3	3.1	0.6		
2065	31.8	3.9	23.3	4.6	20.4	4.0	2.9	0.6		
2070	30.0	3.7	22.0	4.3	19.3	3.8	2.7	0.5		
2075	28.4	3.4	20.8	4.1	18.2	3.6	2.6	0.5		
2080	26.8	3.2	19.6	3.9	17.2	3.4	2.4	0.5		
2085	25.4	3.1	18.6	3.7	16.3	3.2	2.3	0.4		
2090	24.1	2.9	17.7	3.5	15.5	3.1	2.2	0.4		
2095	22.8	2.8	16.7	3.3	14.6	2.9	2.1	0.4		
2100	21.5	2.6	15.8	3.1	13.8	2.7	2.0	0.4		
2105	20.4	2.5	14.9	2.9	13.1	2.6	1.9	0.4		
2110	19.2	2.3	14.1	2.8	12.4	2.5	1.8	0.3		
2115	18.2	2.2	13.4	2.6	11.7	2.3	1.7	0.3		

(3) 厚生年金の財政見直し

厚生年金の将来見直し¹⁹は、基礎年金の将来見直しを踏まえて作成されるが、それらをみたものが図表 1-2-11 から図表 1-2-13 までである。国民年金と同様、2115 年度の積立度合が 1.0 となるよう、マクロ経済スライドの終了年度が決まる。厚生年金(報酬比例²⁰)のマクロ経済スライドの終了年度は、ケースⅠでは 2019 年度(調整なし)、ケースⅢでは 2025 年度、ケースⅤでは 2032 年度となっている。ただし、ケースⅠでは給付水準調整の必要がないため、2115 年度の積立度合は 1.1 となっている。

厚生年金の保険料率は 18.3% で一定である²¹が、賃金上昇率が被保険者数の減少率を上回り標準報酬総額が増加する見直しであることから、保険料収入は 2020 年度以降、年々増加している。また、支出も給付水準調整が図られる一方で、その給付水準調整終了後の新規裁定者は賃金上昇に応じて年金改定される影響があり、ケースⅠ及びⅢについては給付費、基礎年金拠出金ともに増加する見直しとなっている。一方、ケースⅤでは 2046 年度から 2058 年度にかけて基礎年金給付費が減少することにより基礎年金拠出金が減少しているが、それ以外の年度では給付費、基礎年金拠出金ともに増加する見直しとなっている。

図表 1-2-11 厚生年金の財政見直し【ケースⅠ】

前提:	人口: 出生中位、死亡中位	長期的な経済前提(2029年度以降)	物価上昇率: 2.0%	マクロ経済スライド	最終的な所得代替率	51.9%
	経済: ケースⅠ	賃金上昇率(実質<対物価>): 1.6%	運用利回り(実質<対物価>): 3.0%	調整終了年度	(終了年度時点)	
		運用利回り(スプレッド<対賃金>): 1.4%		2046年度	保険料率	18.30%
				(基礎調整無し)		

年度 (西暦)	収 入					支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度価格)	積立 度合	積立 比率	標準報酬 総額 (総報酬)
	収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出						
2020	52.3	37.7	11.0	3.4	0.2	50.5	29.1	21.2	0.2	1.8	203.7	202.1	4.0	5.1	208.5
2025	57.9	42.1	11.6	4.1	0.0	54.6	31.6	22.8	0.2	3.2	214.4	198.9	3.9	4.9	232.4
2030	73.3	48.6	12.6	12.1	0.0	60.7	35.6	25.0	0.2	12.6	254.7	202.1	4.0	5.1	267.9
2035	84.3	54.9	13.8	15.6	0.0	69.1	41.3	27.6	0.2	15.2	326.8	218.5	4.5	5.7	302.8
2040	96.5	61.6	15.6	19.4	0.0	80.8	49.6	31.1	0.2	15.7	405.3	227.1	4.8	6.0	340.1
2045	109.2	68.9	17.2	23.2	0.0	93.3	58.9	34.3	0.2	16.0	484.0	227.2	5.0	6.2	380.2
2050	124.9	77.7	20.0	27.1	0.0	109.2	69.0	40.1	0.1	15.7	563.2	221.6	5.0	6.2	429.1
2055	142.3	88.2	23.1	31.0	0.0	126.2	79.9	46.2	0.1	16.1	642.7	211.8	5.0	6.1	487.0
2060	161.3	100.0	26.4	34.9	0.0	145.0	92.1	52.8	0.1	16.3	724.4	200.1	4.9	6.0	552.0
2065	182.1	113.1	30.3	38.8	0.0	167.0	106.4	60.5	0.1	15.1	802.9	185.8	4.7	5.8	624.2
2070	204.2	127.6	34.2	42.4	0.0	189.9	121.3	68.5	0.1	14.3	875.4	169.8	4.5	5.5	704.3
2075	228.3	143.9	38.6	45.8	0.0	214.5	137.2	77.2	0.1	13.8	945.9	153.7	4.3	5.3	794.3
2080	254.9	162.2	43.7	49.0	0.0	242.9	155.5	87.3	0.1	11.9	1,009.6	137.5	4.1	5.0	895.5
2085	284.3	183.3	49.5	51.5	0.0	275.7	176.6	99.0	0.1	8.6	1,059.2	120.8	3.8	4.6	1,011.9
2090	316.3	207.3	55.8	53.1	0.0	311.3	199.5	111.7	0.1	5.0	1,091.7	104.4	3.5	4.3	1,144.4
2095	351.2	234.4	63.0	53.8	0.0	351.6	225.5	126.0	0.1	-0.4	1,101.8	88.3	3.1	3.8	1,294.1
2100	388.6	264.6	71.2	52.7	0.0	397.5	255.0	142.4	0.1	-8.9	1,075.7	72.2	2.7	3.3	1,460.8
2105	428.0	298.4	80.5	49.1	0.0	449.5	288.3	161.1	0.1	-21.4	995.3	56.0	2.3	2.8	1,647.3
2110	469.5	336.5	91.1	41.9	0.0	508.1	325.9	182.1	0.1	-38.6	838.6	39.5	1.7	2.1	1,857.7
2115	512.6	379.9	102.9	29.8	0.0	573.8	368.0	205.7	0.1	-61.3	580.0	22.9	1.1	1.4	2,097.0

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見直しである。
(注2) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

¹⁹ 厚生年金の財政見直しでも、国民年金と同様、基礎年金交付金が収支両面から控除されていることに留意する必要がある。

²⁰ いわゆるみなし基礎年金給付費は除いている。

²¹ 私学共済は令和9(2027)年4月に18.3%に到達する。

第1章◆令和元(2019)年財政検証の結果

図表 1-2-12 厚生年金の財政見通し【ケースⅢ】

前提: 人口: 出生中位、死亡中位
 経済: ケースⅢ

長期的な経済前提(2029年度以降)
 物価上昇率: 1.2%
 賃金上昇率(実質<対物価>): 1.1%
 運用利回り(実質<対物価>): 2.8%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>): 1.7%

マクロ経済スライド
 調整終了年度: 2047年度
 (基礎比率: 2047年度、2025年度)

最終的な所得代替率
 (終了年度時点): 50.8%
 保険料率: 18.30%

【厚生年金】

年度 (西暦)	取 入					支 出				取支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度価格)	積立 度合	積立 比率	標準報酬 総額 (総報酬)
	収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出						
2020	52.3	37.7	11.0	3.4	0.2	50.4	29.0	21.2	0.2	1.9	203.8	202.1	4.0	5.1	208.5
2025	57.9	42.1	11.6	4.1	0.0	53.9	30.9	22.8	0.2	4.0	216.5	200.9	3.9	5.0	232.4
2030	70.0	47.6	12.5	9.8	0.0	59.5	34.6	24.8	0.2	10.5	255.5	202.7	4.1	5.2	262.8
2035	75.7	50.5	13.2	12.0	0.0	65.0	38.4	26.4	0.2	10.8	310.2	218.9	4.6	5.8	278.9
2040	81.5	53.3	14.3	13.9	0.0	72.6	43.8	28.6	0.2	8.9	358.8	226.0	4.8	6.0	294.0
2045	86.4	55.9	15.0	15.5	0.0	78.7	48.7	29.9	0.2	7.7	399.3	224.4	5.0	6.2	308.6
2050	92.2	59.2	16.1	16.9	0.0	85.9	53.6	32.2	0.1	6.3	434.1	217.7	5.0	6.1	327.0
2055	98.5	63.1	17.3	18.1	0.0	92.9	58.2	34.6	0.1	5.5	463.1	207.3	4.9	6.1	348.4
2060	104.7	67.2	18.4	19.1	0.0	99.8	62.9	36.8	0.1	4.8	489.0	195.4	4.8	6.0	370.8
2065	110.9	71.3	19.7	19.9	0.0	107.5	68.1	39.3	0.1	3.3	508.9	181.5	4.7	5.8	393.6
2070	116.7	75.5	20.8	20.4	0.0	114.5	72.8	41.6	0.1	2.2	521.7	166.1	4.5	5.5	417.0
2075	122.7	80.0	22.0	20.8	0.0	121.5	77.4	43.9	0.1	1.2	530.2	150.6	4.4	5.3	441.4
2080	128.8	84.6	23.3	20.9	0.0	129.1	82.4	46.7	0.1	-0.3	531.9	134.9	4.1	5.0	467.3
2085	135.2	89.8	24.8	20.6	0.0	137.6	87.8	49.7	0.1	-2.4	524.1	118.6	3.8	4.7	495.7
2090	141.6	95.3	26.3	20.0	0.0	145.8	93.1	52.6	0.1	-4.2	506.7	102.4	3.5	4.3	526.3
2095	148.0	101.2	27.9	18.9	0.0	154.6	98.8	55.7	0.1	-6.6	478.8	86.3	3.1	3.8	558.7
2100	154.1	107.3	29.5	17.3	0.0	164.0	104.9	59.1	0.1	-9.9	436.2	70.2	2.7	3.3	592.1
2105	159.9	113.6	31.4	15.0	0.0	174.1	111.3	62.7	0.1	-14.2	374.0	53.7	2.2	2.7	626.8
2110	165.2	120.2	33.3	11.6	0.0	184.8	118.1	66.6	0.1	-19.6	287.0	36.8	1.7	2.0	663.6
2115	169.9	127.4	35.3	7.2	0.0	196.0	125.3	70.6	0.1	-26.1	169.9	19.4	1.0	1.2	703.3

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
 (注2) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
 (注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

図表 1-2-13 厚生年金の財政見通し【ケースⅤ】

前提: 人口: 出生中位、死亡中位
 経済: ケースⅤ
 -機械的に給付水準調整を
 進めた場合-

長期的な経済前提(2029年度以降)
 物価上昇率: 0.8%
 賃金上昇率(実質<対物価>): 0.8%
 運用利回り(実質<対物価>): 2.0%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>): 1.2%

マクロ経済スライド
 調整終了年度: 2058年度
 (基礎比率: 2058年度、2032年度)

最終的な所得代替率
 (終了年度時点): 44.5%
 保険料率: 18.30%

【厚生年金】

年度 (西暦)	取 入					支 出				取支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度価格)	積立 度合	積立 比率	標準報酬 総額 (総報酬)
	収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出						
2020	52.2	37.6	10.9	3.4	0.2	50.4	29.0	21.2	0.2	1.7	203.6	201.9	4.0	5.1	207.7
2025	53.2	38.9	11.2	3.1	0.0	52.1	29.9	22.0	0.2	1.2	208.6	197.8	4.0	5.1	214.5
2030	57.7	40.2	11.4	6.1	0.0	53.0	30.3	22.6	0.2	4.7	223.6	198.2	4.1	5.3	221.7
2035	59.7	41.1	11.8	6.8	0.0	55.6	32.0	23.5	0.2	4.0	246.7	202.4	4.4	5.6	226.9
2040	61.5	41.9	12.4	7.2	0.0	59.8	34.9	24.8	0.2	1.6	259.9	196.9	4.3	5.5	231.4
2045	62.4	42.6	12.6	7.3	0.0	62.2	36.9	25.2	0.1	0.2	263.3	184.3	4.2	5.3	235.0
2050	63.4	43.6	12.5	7.3	0.0	63.6	38.6	25.0	0.1	-0.3	262.7	169.9	4.1	5.2	240.9
2055	64.3	44.9	12.1	7.2	0.0	64.4	40.0	24.3	0.1	-0.1	261.7	156.3	4.1	5.0	248.1
2060	65.4	46.2	11.9	7.2	0.0	65.4	41.4	23.9	0.1	-0.1	261.8	144.4	4.0	4.9	255.0
2065	66.6	47.4	12.1	7.2	0.0	67.4	43.1	24.1	0.1	-0.8	259.4	132.2	3.9	4.7	261.5
2070	67.6	48.5	12.1	7.0	0.0	68.8	44.4	24.2	0.1	-1.1	254.1	119.6	3.7	4.5	267.6
2075	68.7	49.6	12.2	6.9	0.0	70.0	45.5	24.4	0.1	-1.4	248.0	107.8	3.6	4.3	273.8
2080	69.8	50.7	12.4	6.6	0.0	71.7	46.8	24.8	0.1	-1.9	239.5	96.2	3.4	4.1	280.0
2085	71.1	52.0	12.7	6.3	0.0	73.7	48.1	25.5	0.1	-2.6	227.7	84.5	3.1	3.8	287.1
2090	72.3	53.4	13.0	5.9	0.0	75.4	49.3	26.0	0.1	-3.1	213.1	73.0	2.9	3.5	294.6
2095	73.5	54.7	13.3	5.5	0.0	77.2	50.5	26.6	0.1	-3.7	195.7	62.0	2.6	3.1	302.1
2100	74.5	56.0	13.6	4.9	0.0	79.2	51.8	27.2	0.1	-4.6	174.5	51.0	2.3	2.7	309.3
2105	75.5	57.3	14.0	4.2	0.0	81.2	53.1	27.9	0.1	-5.7	148.2	40.0	1.9	2.3	316.4
2110	76.3	58.6	14.3	3.3	0.0	83.2	54.5	28.7	0.1	-7.0	115.9	28.9	1.5	1.8	323.7
2115	77.0	60.0	14.7	2.2	0.0	85.3	55.9	29.4	0.1	-8.3	77.0	17.7	1.0	1.2	331.5

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
 (注2) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
 (注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(4) 所得代替率の将来見通し

平成16(2004)年改正法附則第2条では、財政検証において5年後までの間に所得代替率が50%を下回る見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされている。その際には併せて、給付と負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。ここで所得代替率とは、一つの年金受給世帯を設定し、この世帯における年金を受給し始める時点(新規裁定時)の年金額の現役男子の手取り賃金に対する比率である(図表1-2-14参照)。

図表1-2-14 所得代替率(2019年度)

2019年度		備考
① 現役男子の平均的な標準報酬額	: 43.9 万円	2018年度の実績見込み(賞与を含む、月額換算)
② 現役男子の手取り収入	: 35.7 万円	:= ①×0.814 (0.814: 可処分所得割合)
③ 厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額	: 22.0 万円	
うち 報酬比例年金	: 9.0 万円	:= ①×0.938×5.481/1000×40年 (0.938: 再評価率)
うち 基礎年金(夫婦2人分)	: 13.0 万円	
④ 所得代替率	: 61.7 %	:= ③÷②

所得代替率の将来見通しをみたものが図表1-2-15である。人口に関する5通りの前提と、経済に関する6通りの前提を組み合わせた30通りの前提で将来見通しが示されている。ケースVIでは機械的に給付水準調整を進めると国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行することとなるため、これを除くと、所得代替率の幅は39.7%(ケースV・出生低位・死亡中位)～53.8%(ケースI・出生高位・死亡中位)となっている。

所得代替率は、厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)について新規裁定時の額を現役世代の賃金との対比でみた指標であるが、この年金額の見通しをみたものが図表1-2-16から図表1-2-18までである。金額はいずれも物価上昇率で割り戻した実質額での表示である。特に、ケースIII・出生中位・死亡中位の例を図示したものが図表1-2-19及び図表1-2-20であるが、例えば1954年度生まれの場合、2019年度65歳時点において年金月額22.0万円で新規裁定され、その後、基本的には物価上昇率で改定されるが、マクロ経済スライドで抑制されることから、実質額では低下していく。他方、1984年度生まれの場合、新規裁定時点での年金月額がマクロ経済スライドで抑制されており、その後はマクロ経済スライドが終了し、当面は物価上昇率で改定されるため、実質額では一定となっている。

第1章◆令和元(2019)年財政検証の結果

なお、財政検証では、国会審議における大臣答弁等を踏まえ、既裁定者の年金について、新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率で改定するように推計されている。そのため、例えば1984年度生まれの場合には、2069年度以降、**図表 1-2-19**の年金額（物価で割り戻した実質額）は上昇し、また**図表 1-2-20**の比率は横ばいとなっている。

図表 1-2-15 所得代替率の将来見通し

(人口) (経済)	中位推計	出生の前提が変化した場合(死亡中位)		死亡の前提が変化した場合(出生中位)	
		出生高位	出生低位	死亡高位 (余命の延びが小さい)	死亡低位 (余命の延びが大きい)
		給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整終了年度		
ケース I	51.9% (2046) 〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:26.7% (2046)〕	53.8% (2042) 〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:28.5% (2042)〕	(50.0%) (2047) 50.0%を維持すると2104年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕49.2%(2049) 〔比例:24.3% (2026) 基礎:24.9% (2049)〕	53.4% (2042) 〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:28.2% (2042)〕	(50.0%) (2049) 50.0%を維持すると2115年度の積立度合が1を下回る。 〔※〕49.7%(2049) 〔比例:24.7% (2024) 基礎:25.0% (2049)〕
ケース II	51.6% (2046) 〔比例:25.0% (2023) 基礎:26.6% (2046)〕	53.8% (2042) 〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:28.5% (2042)〕	(50.0%) (2046) 50.0%を維持すると2098年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕48.8%(2049) 〔比例:24.0% (2027) 基礎:24.7% (2049)〕	53.4% (2042) 〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:28.2% (2042)〕	(50.0%) (2048) 50.0%を維持すると2109年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕49.4%(2050) 〔比例:24.4% (2026) 基礎:25.0% (2050)〕
ケース III	50.8% (2047) 〔比例:24.6% (2025) 基礎:26.2% (2047)〕	53.4% (2043) 〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:28.2% (2043)〕	(50.0%) (2046) 50.0%を維持すると2088年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕47.8%(2050) 〔比例:23.7% (2028) 基礎:24.2% (2050)〕	53.1% (2043) 〔比例:25.2% (2021) 基礎:27.9% (2043)〕	(50.0%) (2047) 50.0%を維持すると2089年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕48.4%(2051) 〔比例:24.0% (2027) 基礎:24.4% (2051)〕
ケース IV	(50.0%) (2044) 50.0%を維持すると2074年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕46.5%(2053) 〔比例:23.1% (2030) 基礎:23.4% (2053)〕	50.2% (2048) 〔比例:24.4% (2025) 基礎:25.8% (2048)〕	(50.0%) (2041) 50.0%を維持すると2065年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕42.8%(2058) 〔比例:21.9% (2034) 基礎:20.8% (2058)〕	(50.0%) (2045) 50.0%を維持すると2101年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕49.0%(2048) 〔比例:23.8% (2027) 基礎:25.2% (2048)〕	(50.0%) (2043) 50.0%を維持すると2063年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕43.9%(2060) 〔比例:22.4% (2032) 基礎:21.5% (2060)〕
ケース V	(50.0%) (2043) 50.0%を維持すると2066年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕44.5%(2058) 〔比例:22.6% (2032) 基礎:21.9% (2058)〕	(50.0%) (2047) 50.0%を維持すると2088年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕48.7%(2051) 〔比例:23.9% (2027) 基礎:24.8% (2051)〕	(50.0%) (2041) 50.0%を維持すると2061年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕39.7%(2069) 〔比例:21.3% (2036) 基礎:18.4% (2069)〕	(50.0%) (2045) 50.0%を維持すると2081年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕47.4%(2051) 〔比例:23.3% (2029) 基礎:24.1% (2051)〕	(50.0%) (2042) 50.0%を維持すると2059年度に国民年金の積立金がなくなる。 〔※〕41.1%(2068) 〔比例:21.8% (2034) 基礎:19.2% (2068)〕
ケース VI	(50.0%) (2043) 機械的に給付水準調整を進めると2052年度に国民年金の積立金がなくなり完全賦課方式に移行。 その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率36%～38%程度	(50.0%) (2043) 機械的に給付水準調整を進めると2052年度に国民年金の積立金がなくなり完全賦課方式に移行。 その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率39%～43%程度	(50.0%) (2043) 機械的に給付水準調整を進めると2052年度に国民年金の積立金がなくなり完全賦課方式に移行。 その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率31%～36%程度	(50.0%) (2043) 機械的に給付水準調整を進めると2055年度に国民年金の積立金がなくなり完全賦課方式に移行。 その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率38%程度	(50.0%) (2044) 機械的に給付水準調整を進めると2049年度に国民年金の積立金がなくなり完全賦課方式に移行。 その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率35%～37%程度

(※) 次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

図表 1-2-16 生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し【ケースI】

○ 人口:出生中位、死亡中位 経済:ケースI(変動なし)

長期の経済前提	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2029年度以降 20~30年	所得代替率					
	2.0%	1.6%	実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	2029年度以降 20~30年	基礎		比例			
						所得代替率 (給付水準調整終了後)		51.9%	26.7%	25.3%	
						給付水準調整終了年度		2046	2046	調整なし	

基礎年金の調整終了 (2046(令和28)年度)												
生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度 (令和元)	2024年度 (令和6)	2029年度 (令和11)	2034年度 (令和16)	2039年度 (令和21)	2044年度 (令和26)	2049年度 (令和31)	2054年度 (令和36)	2059年度 (令和41)	2064年度 (令和46)	2069年度 (令和51)	2074年度 (令和56)
現役男子の平均賃金(手取り)	35.7	36.7	38.9	42.0	45.4	49.0	53.0	57.3	61.9	66.9	72.4	78.2
1954年度生 (65歳)	22.0 [61.7%] (65歳)	21.7 <59.1%> (70歳)	21.1 <54.1%> (75歳)	20.3 <48.4%> (80歳)	19.9 <43.8%> (85歳)	20.6 <41.9%> (90歳)						
1959年度生 (60歳)		22.3 [60.9%] (65歳)	21.7 <55.7%> (70歳)	20.9 <49.8%> (75歳)	20.0 <44.1%> (80歳)	20.6 <41.9%> (85歳)	22.0 <41.5%> (90歳)					
1964年度生 (55歳)			23.1 [59.3%] (65歳)	22.2 <53.0%> (70歳)	21.3 <46.9%> (75歳)	20.6 <41.9%> (80歳)	22.0 <41.5%> (85歳)	23.8 <41.5%> (90歳)				
1969年度生 (50歳)				24.0 [57.2%] (65歳)	23.0 <50.6%> (70歳)	22.0 <44.8%> (75歳)	22.0 <41.5%> (80歳)	23.8 <41.5%> (85歳)	25.7 <41.5%> (90歳)			
1974年度生 (45歳)					24.8 [54.7%] (65歳)	23.8 <48.5%> (70歳)	23.6 <44.4%> (75歳)	23.8 <41.5%> (80歳)	25.7 <41.5%> (85歳)	27.8 <41.5%> (90歳)		
1979年度生 (40歳)						25.7 [52.4%] (65歳)	25.5 <48.0%> (70歳)	25.5 <44.4%> (75歳)	25.7 <41.5%> (80歳)	27.8 <41.5%> (85歳)	30.1 <41.5%> (90歳)	
1984年度生 (35歳)							27.5 [51.9%] (65歳)	27.5 <48.0%> (70歳)	27.5 <44.4%> (75歳)	27.8 <41.5%> (80歳)	30.1 <41.5%> (85歳)	32.5 <41.5%> (90歳)
1989年度生 (30歳)								29.7 [51.9%] (65歳)	29.7 <48.0%> (70歳)	29.7 <44.4%> (75歳)	30.1 <41.5%> (80歳)	32.5 <41.5%> (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
(注2) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
(注3) <>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
(注4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

図表 1-2-17 生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し【ケースIII】

○ 人口:出生中位、死亡中位 経済:ケースIII(変動なし)

長期の経済前提	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2029年度以降 20~30年	所得代替率					
	1.2%	1.1%	実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	2029年度以降 20~30年	基礎		比例			
						所得代替率 (給付水準調整終了後)		50.8%	26.2%	24.6%	
						給付水準調整終了年度		2047	2047	2025	

報酬比例の調整終了 (2025(令和7)年度)												
基礎年金の調整終了 (2047(令和29)年度)												
生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度 (令和元)	2024年度 (令和6)	2029年度 (令和11)	2034年度 (令和16)	2039年度 (令和21)	2044年度 (令和26)	2049年度 (令和31)	2054年度 (令和36)	2059年度 (令和41)	2064年度 (令和46)	2069年度 (令和51)	2074年度 (令和56)
現役男子の平均賃金(手取り)	35.7	36.7	38.9	41.0	43.3	45.7	48.2	50.9	53.7	56.7	59.8	63.2
1954年度生 (65歳)	22.0 [61.7%] (65歳)	21.4 <58.5%> (70歳)	20.8 <53.5%> (75歳)	20.1 <49.1%> (80歳)	19.5 <45.0%> (85歳)	19.1 <41.7%> (90歳)						
1959年度生 (60歳)		22.1 [60.2%] (65歳)	21.4 <55.1%> (70歳)	20.7 <50.6%> (75歳)	20.0 <46.3%> (80歳)	19.4 <42.5%> (85歳)	19.6 <40.7%> (90歳)					
1964年度生 (55歳)			22.8 [58.6%] (65歳)	22.1 <53.8%> (70歳)	21.3 <49.3%> (75歳)	20.7 <45.2%> (80歳)	20.4 <42.3%> (85歳)	20.8 <40.9%> (90歳)				
1969年度生 (50歳)				23.2 [56.6%] (65歳)	22.4 <51.9%> (70歳)	21.7 <47.6%> (75歳)	21.4 <44.5%> (80歳)	21.4 <42.1%> (85歳)	21.9 <40.8%> (90歳)			
1974年度生 (45歳)					23.4 [54.1%] (65歳)	22.7 <49.6%> (70歳)	22.4 <46.4%> (75歳)	22.4 <44.0%> (80歳)	22.4 <41.6%> (85歳)	23.0 <40.6%> (90歳)		
1979年度生 (40歳)						23.6 [51.7%] (65歳)	23.3 <48.4%> (70歳)	23.3 <45.9%> (75歳)	23.3 <43.4%> (80歳)	23.3 <41.2%> (85歳)	24.3 <40.6%> (90歳)	
1984年度生 (35歳)							24.5 [50.8%] (65歳)	24.5 <48.1%> (70歳)	24.5 <45.6%> (75歳)	24.5 <43.2%> (80歳)	24.3 <40.9%> (85歳)	25.7 <40.6%> (90歳)
1989年度生 (30歳)								25.9 [50.8%] (65歳)	25.9 <48.1%> (70歳)	25.9 <45.6%> (75歳)	25.9 <43.2%> (80歳)	25.9 <40.9%> (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
(注2) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
(注3) <>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
(注4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

第1章◆令和元(2019)年財政検証の結果

図表 1-2-18 生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額（夫婦2人の基礎年金含む）の見通し【ケースV】

○ 人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースV（変動なし）－機械的に給付水準調整を進めた場合－

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質・対物価)	運用利回り		経済成長率 (実質・対物価) (2019年度以降 20~30年)	所得代替率			
			実質・対物価	スプレッド・対賃金		基礎	比例		
長期の経済前提	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%	所得代替率 (給付水準調整終了後)	44.5%	21.9%	22.6%
						給付水準調整終了年度	2058	2058	2032

報酬比例の調整終了
(2032(令和14)年度)

基礎年金の調整終了
(2058(令和40)年度)

生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度 (令和元)	2024年度 (令和6)	2029年度 (令和11)	2034年度 (令和16)	2039年度 (令和21)	2044年度 (令和26)	2049年度 (令和31)	2054年度 (令和36)	2059年度 (令和41)	2064年度 (令和46)	2069年度 (令和51)	2074年度 (令和56)
	万円	万円	万円	万円	万円							
現役男子の平均賃金(手取り)	35.7	36.1	37.2	38.6	40.2	41.8	43.5	45.3	47.1	49.0	51.0	53.0
1954年度生 (65歳) [2019(令和元)年度65歳到達]	22.0 [61.7%] (65歳)	21.5 <59.4% (70歳)	20.6 <55.4% (75歳)	20.0 <51.7% (80歳)	19.5 <48.6% (85歳)	19.1 <45.7% (90歳)						
1959年度生 (60歳) [2024(令和6)年度65歳到達]		21.7 [60.1%] (65歳)	20.9 <56.1% (70歳)	20.2 <52.4% (75歳)	19.8 <49.2% (80歳)	19.3 <46.2% (85歳)	18.9 <43.5% (90歳)					
1964年度生 (55歳) [2029(令和11)年度65歳到達]			21.2 [57.1%] (65歳)	20.6 <53.3% (70歳)	20.1 <50.1% (75歳)	19.7 <47.0% (80歳)	19.2 <44.2% (85歳)	18.8 <41.6% (90歳)				
1969年度生 (50歳) [2034(令和16)年度65歳到達]				20.9 [54.2%] (65歳)	20.5 <50.9% (70歳)	20.0 <47.8% (75歳)	19.6 <45.0% (80歳)	19.1 <42.3% (85歳)	18.8 <40.0% (90歳)			
1974年度生 (45歳) [2039(令和21)年度65歳到達]					20.8 [51.8%] (65歳)	20.4 <48.7% (70歳)	19.9 <45.8% (75歳)	19.5 <43.1% (80歳)	19.2 <40.8% (85歳)	19.2 <39.2% (90歳)		
1979年度生 (40歳) [2044(令和26)年度65歳到達]						20.7 [49.6%] (65歳)	20.3 <46.6% (70歳)	19.9 <43.9% (75歳)	19.6 <41.6% (80歳)	19.6 <39.9% (85歳)	19.6 <38.4% (90歳)	
1984年度生 (35歳) [2049(令和31)年度65歳到達]							20.7 [47.5%] (65歳)	20.2 <44.7% (70歳)	19.9 <42.4% (75歳)	19.9 <40.7% (80歳)	19.9 <39.1% (85歳)	19.9 <37.6% (90歳)
1989年度生 (30歳) [2054(令和36)年度65歳到達]								20.6 [45.6%] (65歳)	20.3 <43.2% (70歳)	20.3 <41.5% (75歳)	20.3 <39.9% (80歳)	20.3 <38.4% (85歳)

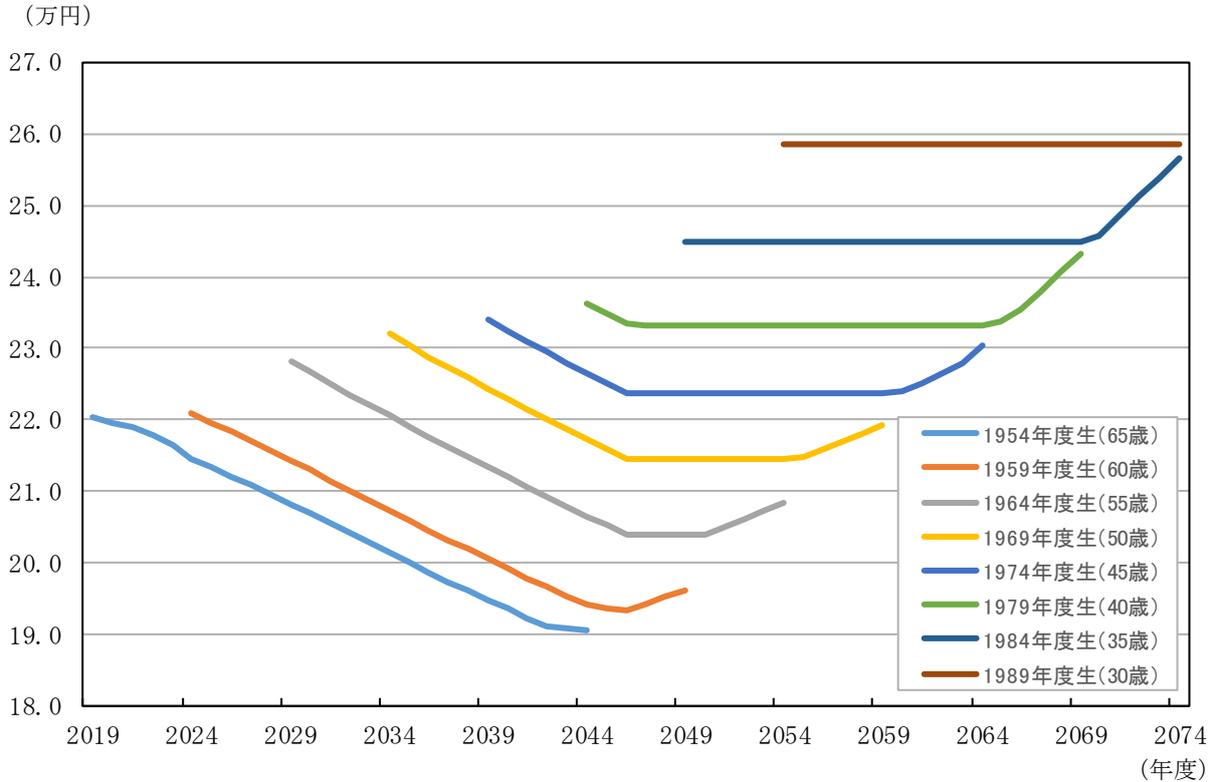
(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。

(注2) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

(注3) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

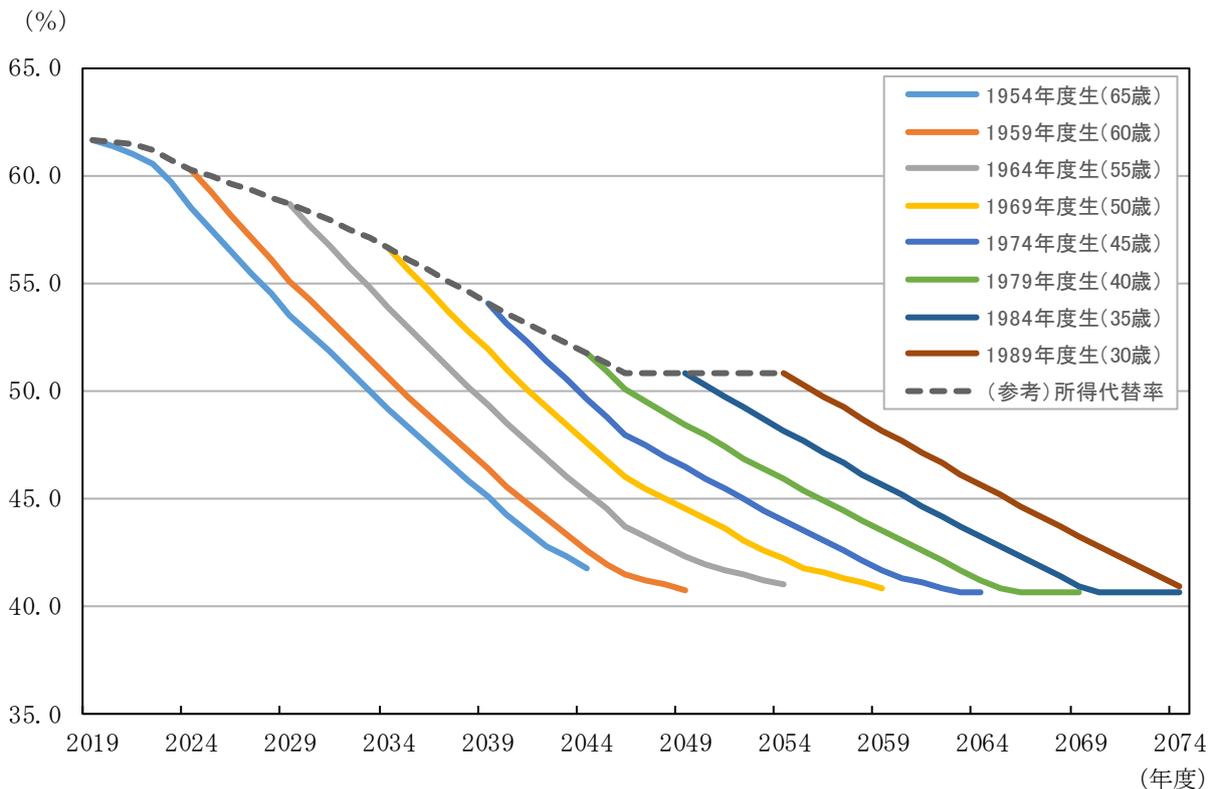
(注4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

図表 1-2-19 生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額（夫婦2人の基礎年金含む）の見通し【出生中位・死亡中位・ケースⅢ】（物価上昇率で2019年度まで割り戻した実質額）



注 生年度ごとに65歳から90歳まで（1989年度生については65歳から85歳まで）の期間を示したものである。

図表 1-2-20 生年度別に見た現役男子の平均賃金に対する年金受給後の厚生年金の標準的な年金額（夫婦2人の基礎年金含む）の比率の見通し【出生中位・死亡中位・ケースⅢ】



注 生年度ごとに65歳から90歳まで（1989年度生については65歳から85歳まで）の期間を示したものである。

第3節 これまでの財政検証との比較

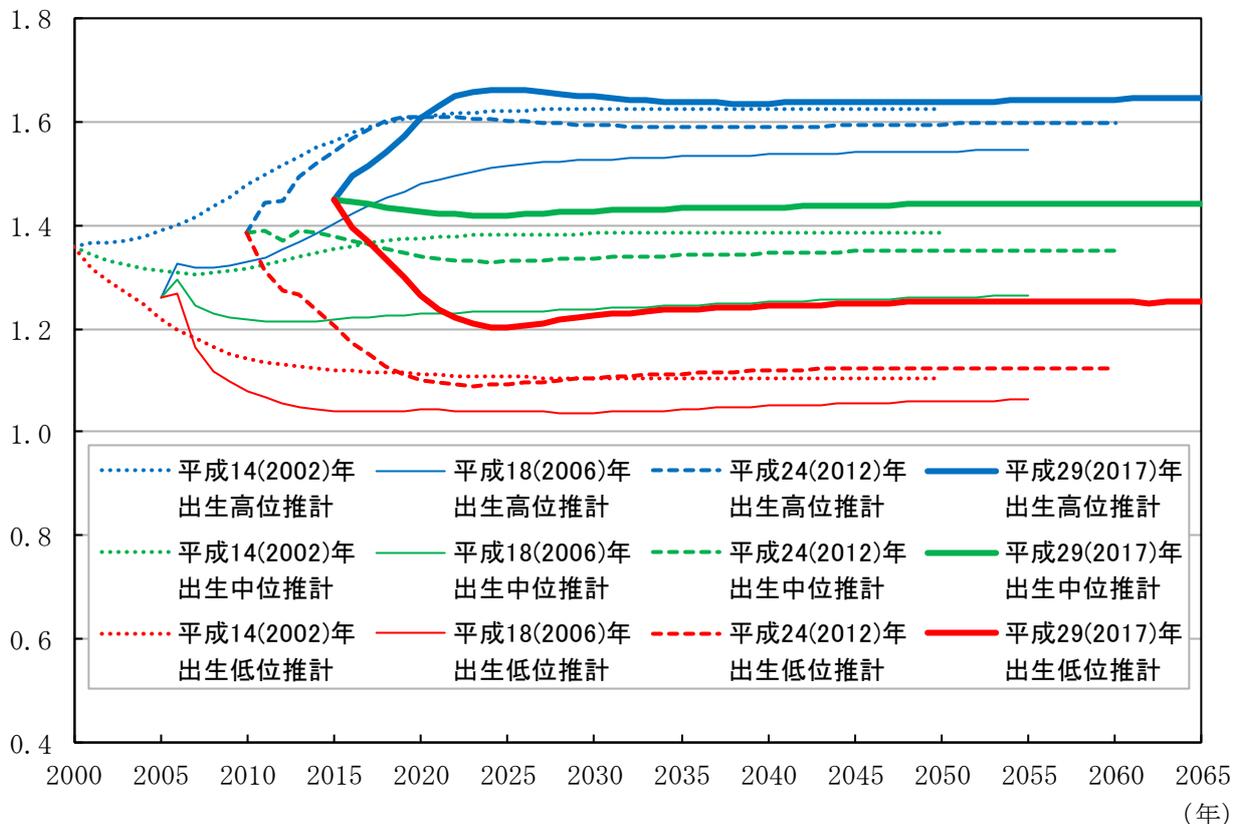
本節では、令和元(2019)年財政検証の結果について、平成26(2014)年財政検証（さらに可能なものについては、平成16(2004)年財政再計算以降）の結果と比較し、分析する。これまでの結果がどのように変化してきたかを比較することにより、公的年金財政に関し近年生じている状況の変化やその特徴を把握するとともに、令和元(2019)年財政検証の結果の評価に資するものと考えられる。

(1) 前提の比較

まず、人口の前提として出生、死亡及び労働参加について比較する。

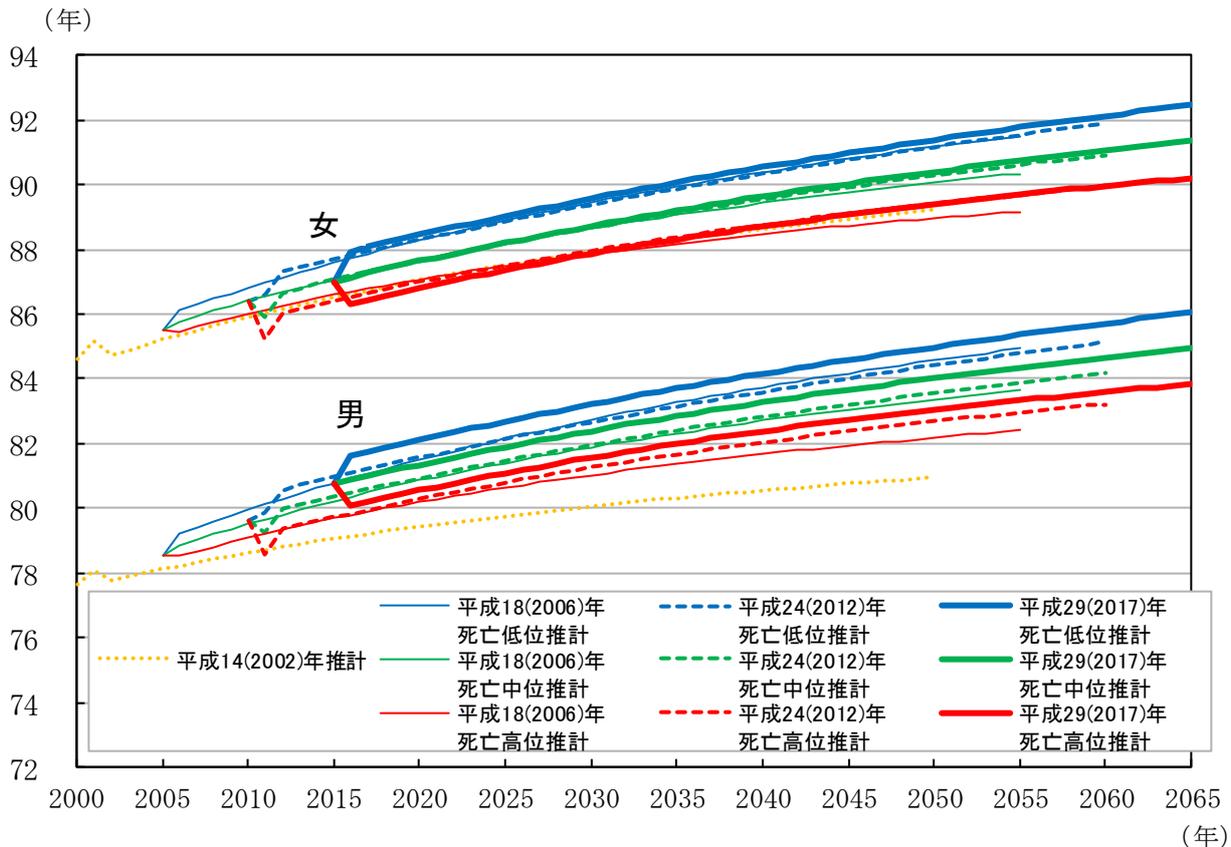
図表1-3-1では、出生に関する前提について、合計特殊出生率を比較している。平成14(2002)年、平成18(2006)年、平成24(2012)年及び平成29(2017)年の人口推計の数値を表示しており、それぞれ平成16(2004)年財政再計算、平成21(2009)年、平成26(2014)年及び令和元(2019)年財政検証で参照されたものである。出生の仮定は、平成16(2004)年財政再計算から平成21(2009)年財政検証にかけて下方シフトしたが、その後は概ね上方シフトが続いている。

図表1-3-1 人口の前提の比較【合計特殊出生率】



図表 1-3-2 では、死亡に関する前提について、平均寿命を比較している。合計特殊出生率と同様に、平成 14(2002)年、平成 18(2006)年、平成 24(2012)年及び平成 29(2017)年の数値は、それぞれ平成 16(2004)年財政再計算、平成 21(2009)年、平成 26(2014)年及び令和元(2019)年財政検証で参照されたものである。平均寿命は、女性では新しい見通しになるほど若干延伸しており、男性では足下で見通しを上回る延伸があり、将来にむかって平行移動するように上方シフトしている。

図表 1-3-2 人口の前提の比較【平均寿命】

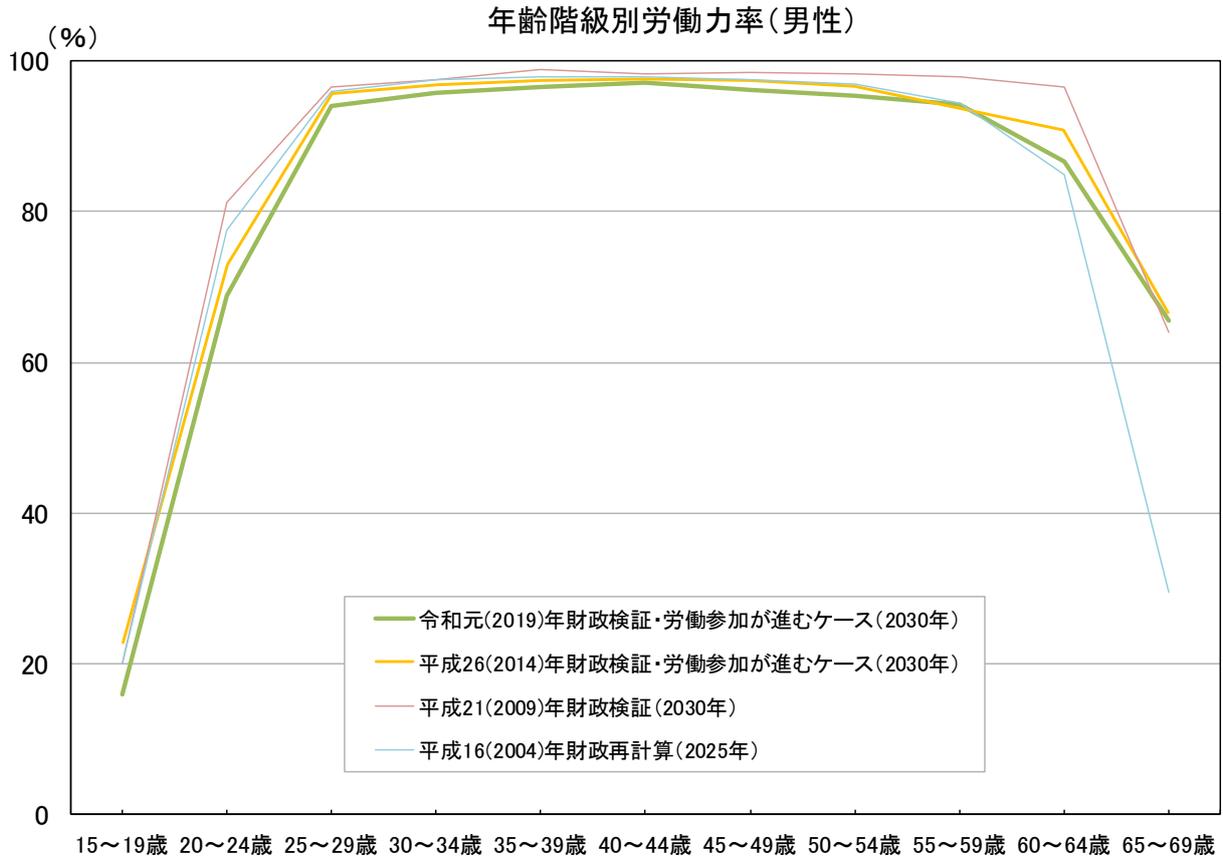


労働参加に関する前提については、労働力率と就業率では同様の傾向となっていることから、図表 1-3-3 及び図表 1-3-4 では労働力率を比較している。

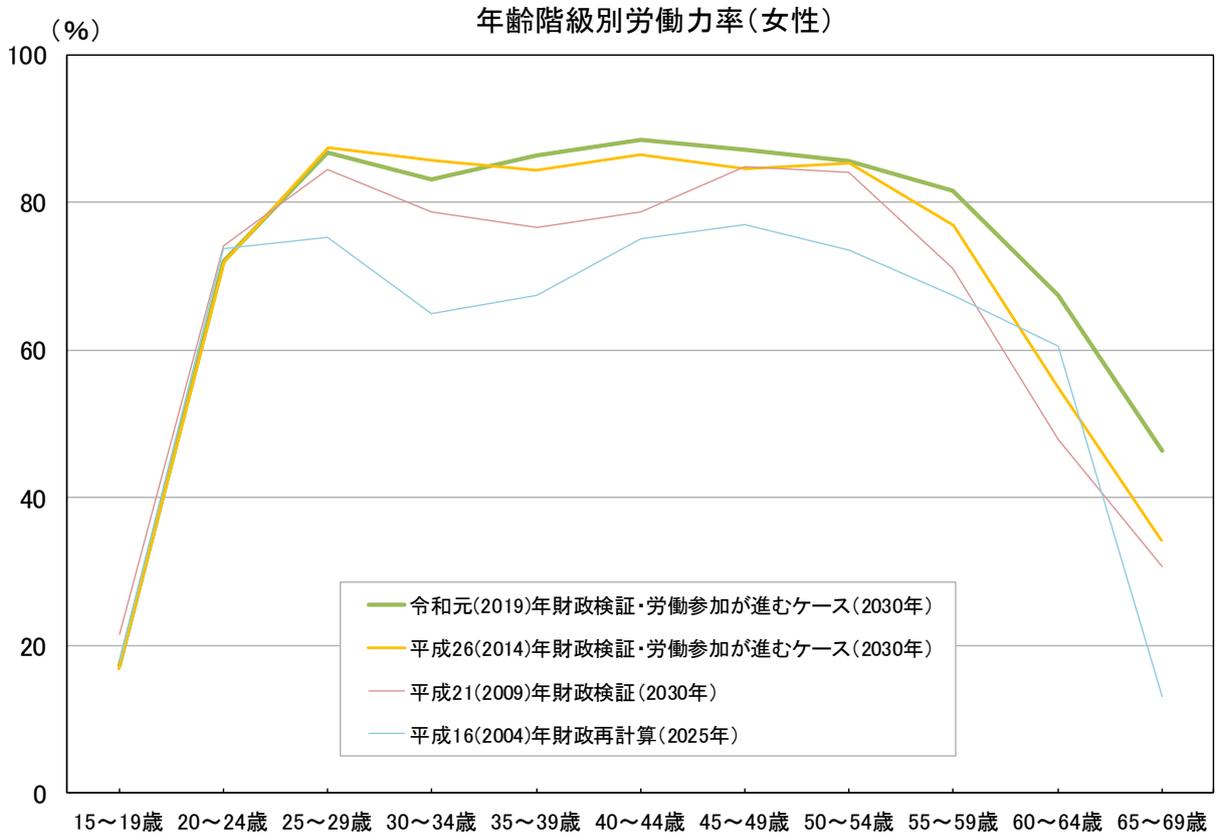
図表 1-3-3 は 2030 年（平成 16(2004)年財政再計算のみ 2025 年）の労働力率について労働参加が進むケースで比較しており、男性では、平成 16(2004)年財政再計算から平成 21(2009)年財政検証にかけて 20 歳代前半と中高年齢層で上方シフトしたが、その後、労働参加が進むケースで見れば下方シフトしている。女性では年齢階級によって複雑な変化をしているが、総じて新しい財政検証ほど上方シフトしている。

また、図表 1-3-4 は令和元(2019)年財政検証について、2030 年と 2040 年の労働力率を比較しており、2030 年から 2040 年にかけて労働力率の上昇を見込んでいるのは、男性では労働参加が進むケースの 60 歳代、女性では労働参加が進むケースと一定程度進むケースの 25 歳以上の全年齢階級である。

図表 1-3-3 労働参加に関する前提の比較【労働力率】

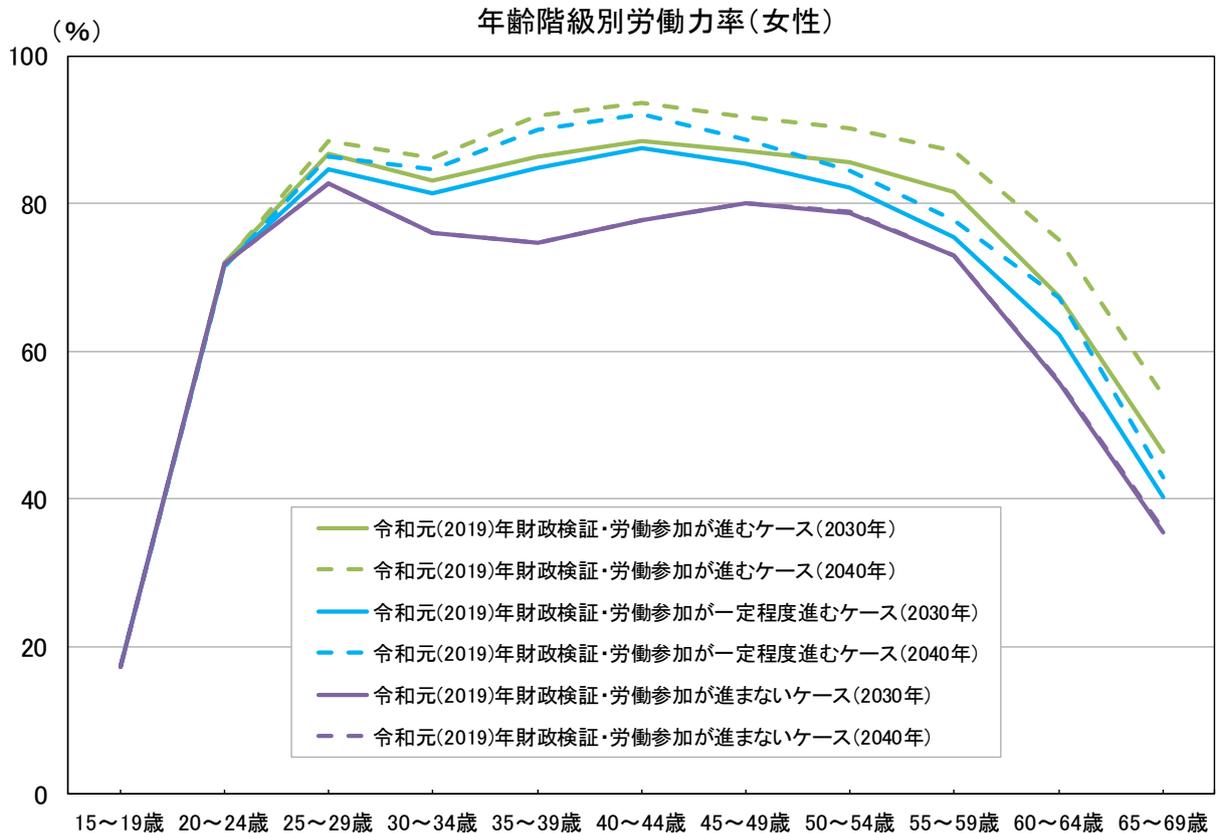
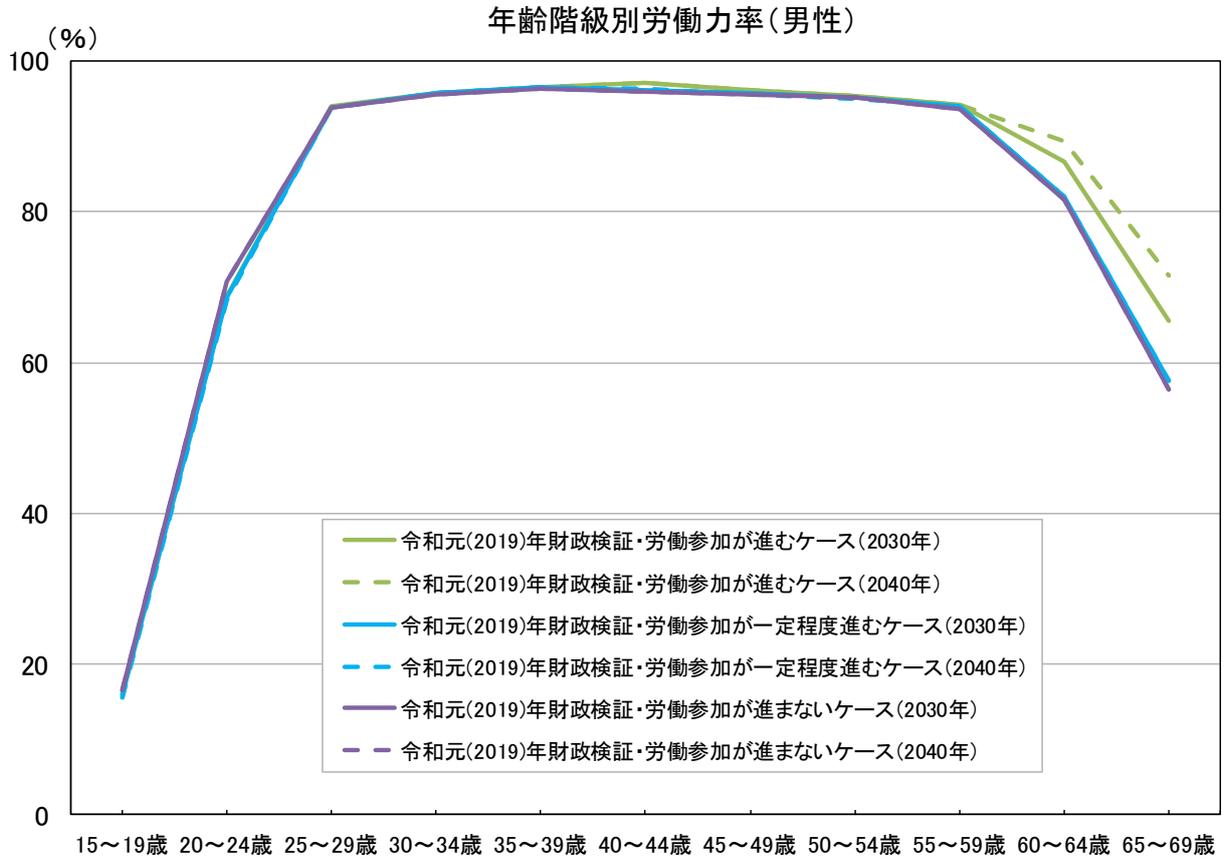


注 平成16(2004)年財政再計算の65~69歳区分については、65歳以上の労働力率である。



注 平成16(2004)年財政再計算の65~69歳区分については、65歳以上の労働力率である。

図表 1-3-4 労働参加に関する前提の比較【労働力率】
 (令和元(2019)年財政検証での2030年と2040年の比較)

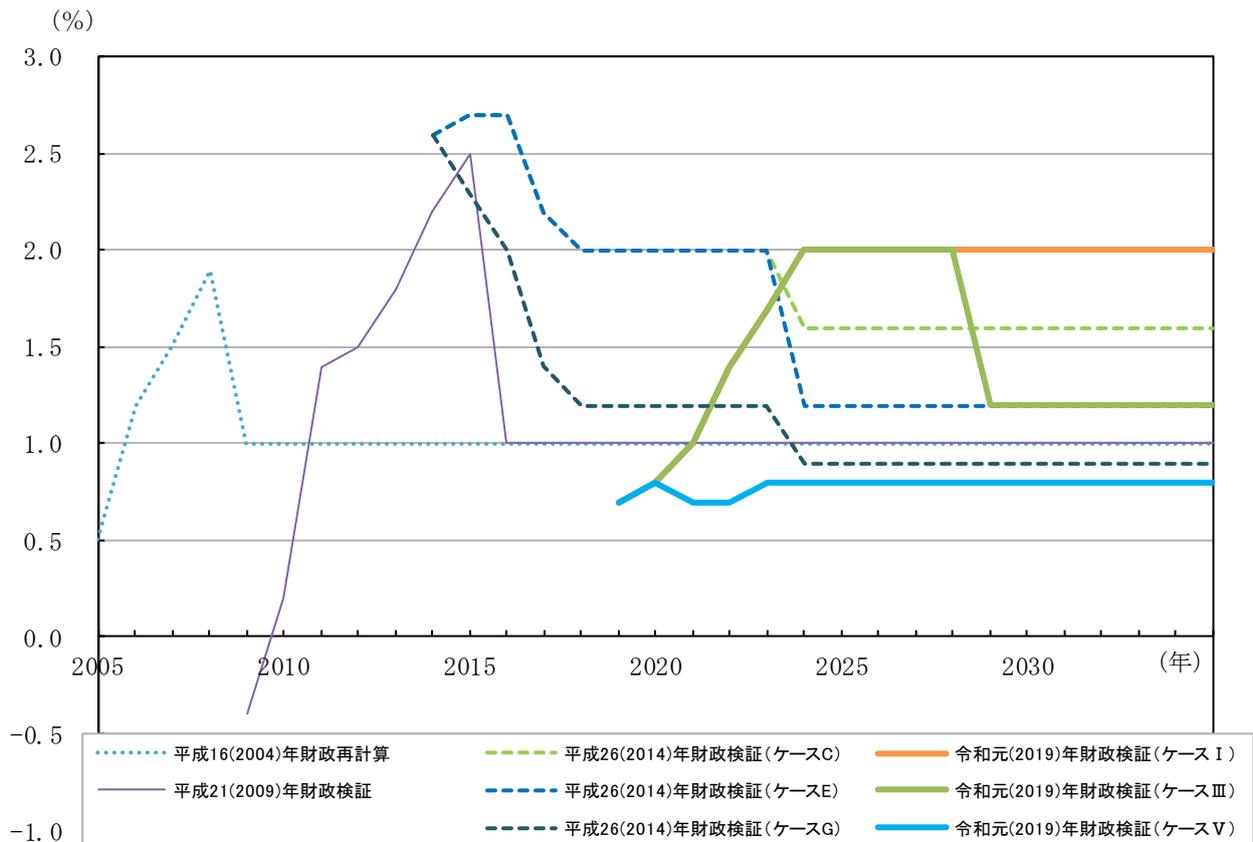


次に、経済前提については、図表 1-3-5 から図表 1-3-7 で物価上昇率、実質賃金上昇率及び実質的な運用利回りを比較している。

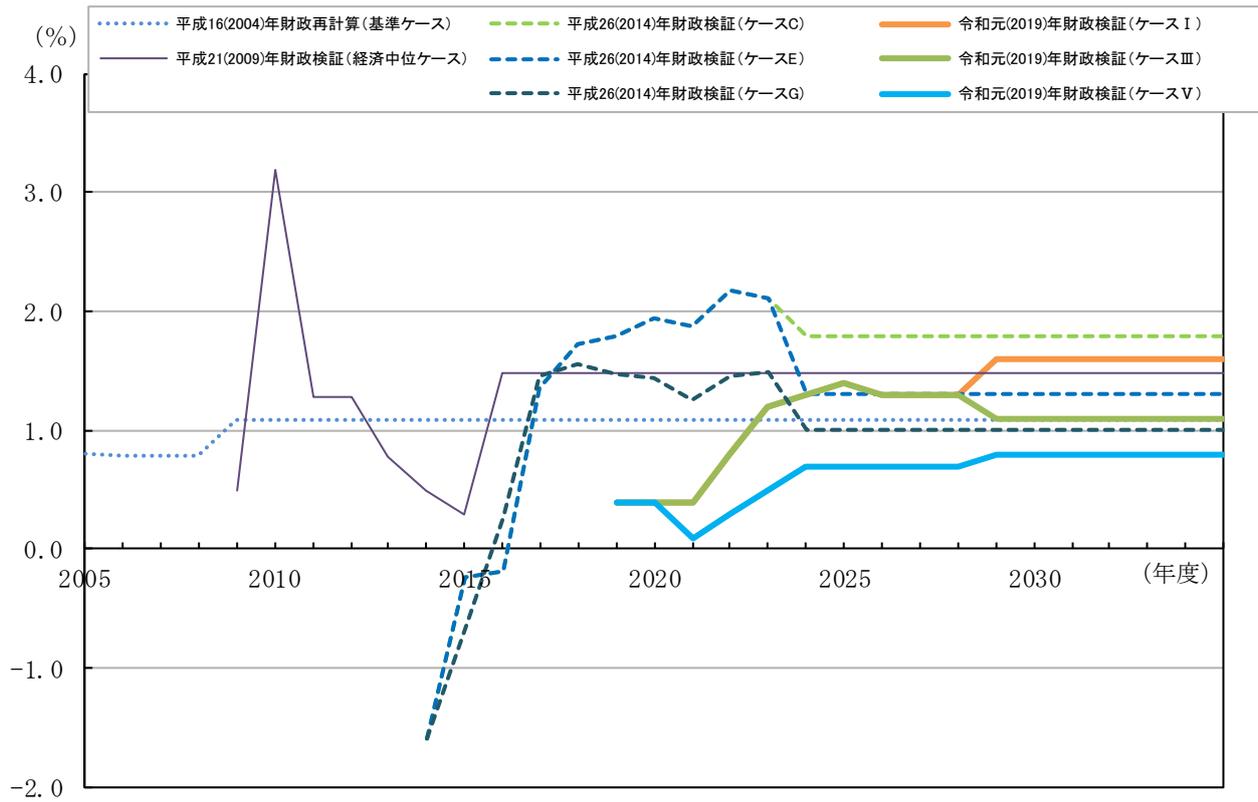
実質賃金上昇率については、令和元(2019)年財政検証の設定は平成 26(2014)年財政検証と比べ、全体的に下方シフトしている。

実質的な運用利回りについては、令和元(2019)年財政検証の設定は平成 26(2014)年財政検証と比べ、最終的には同水準だが、2020年代は大幅に下方シフトしている。

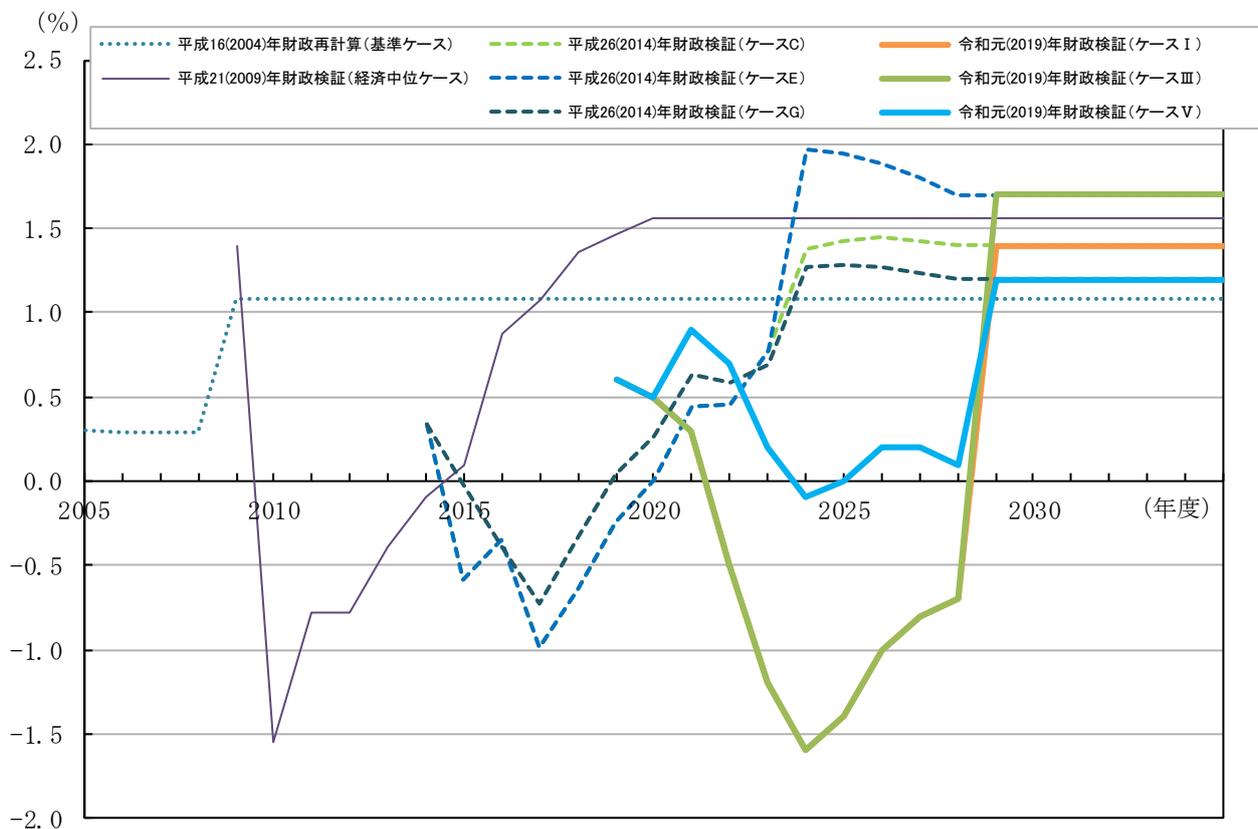
図表 1-3-5 経済前提の比較【物価上昇率】



図表 1-3-6 経済前提の比較【実質賃金上昇率】



図表 1-3-7 経済前提の比較【実質的な運用利回り】



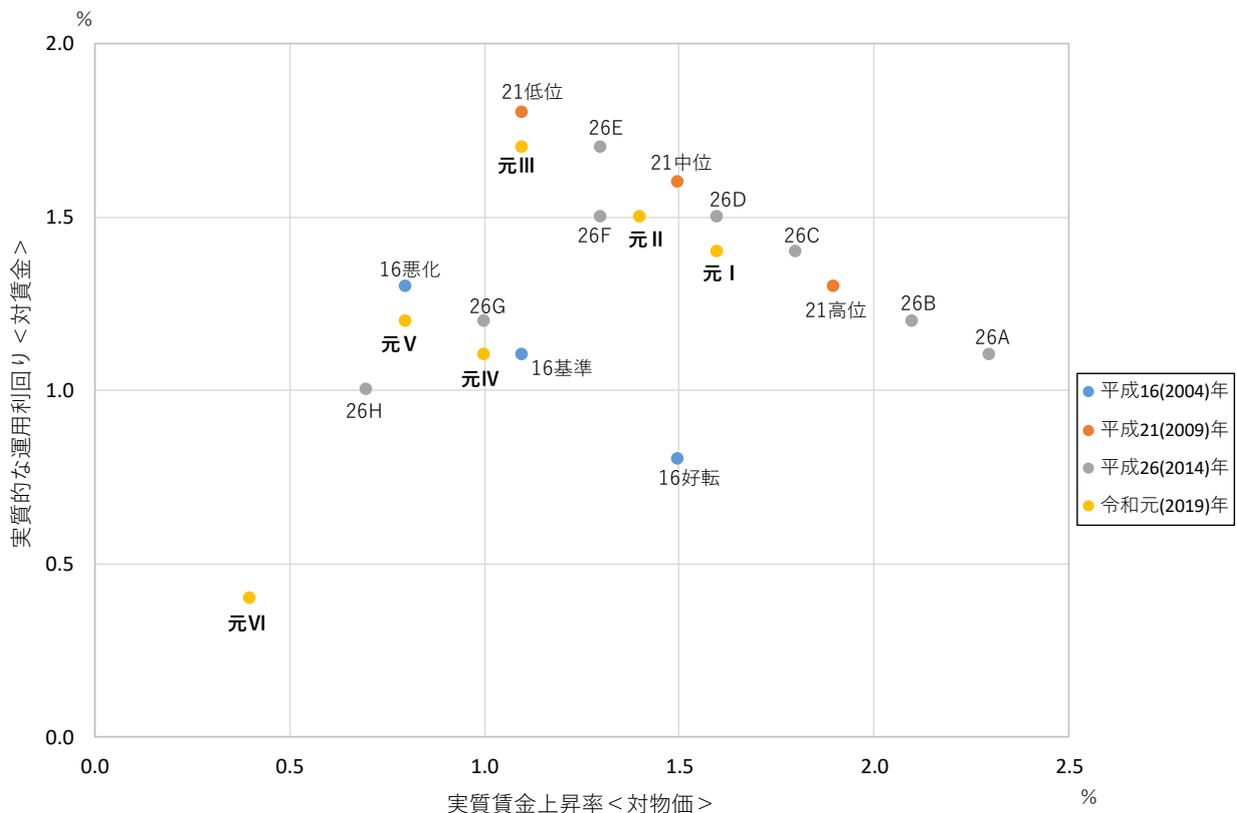
また、図表 1-3-8 では、長期的な経済前提について、実質賃金上昇率と実質的な運用利回りの関係をみている。

令和元(2019)年財政検証のケースⅠからⅢを比較すると、経済成長が最も高いケースⅠは、実質賃金上昇率が高い反面、実質的な運用利回りは低くなっている。ケースⅠの実質的な運用利回りが低くなることに関しては、ケースⅠでは経済成長が高い分、資本分配率が一定なら資本への分配も他のケースより多いものの、資本の蓄積も累積的に進む想定となっており、投下された資本に対する利潤の相対的水準は低下することになるためと考えられる。

令和元(2019)年財政検証でケースⅠ～Ⅲと、ケースⅣ・Ⅴ、ケースⅥが連続的に変化していないのは、労働参加に関する前提などが異なっているためである。ケースⅠ～Ⅲでは労働参加が進むため経済成長がより高くなっていることが反映されている。

令和元(2019)年財政検証のケースⅥは、これまでの財政検証の中で、実質賃金上昇率や実質的な運用利回りのいずれについてもかなり低い水準となっていることがわかる。

図表 1-3-8 長期的な経済前提の比較



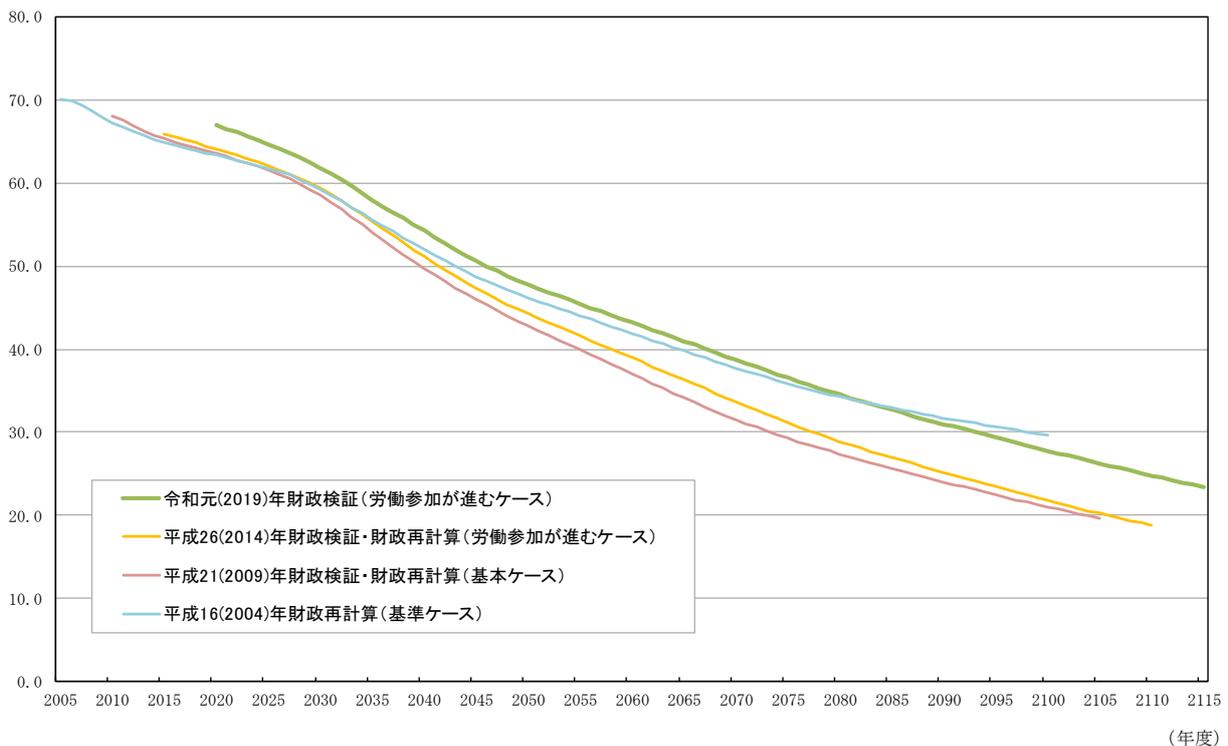
(2) 被保険者数の比較

公的年金被保険者数の見通しを比較したものが図表 1-3-9 である。平成 16(2004)年財政再計算から平成 21(2009)年財政検証にかけて、出生率の低下に伴い下方シフトし、その後は上方シフトが続いている。平成 26(2014)年から令和元(2019)年財政検証にかけては、足下で上方シフトし、さらに将来に向かって上方シフトの程度が大きくなっている。これは足下では 60 歳以上の高齢層で厚生年金の被保険者となる者が増加し、将来的には出生率が向上していることが影響していると考えられる²²。

なお、財政的影響の観点でいえば、60 歳以上の厚生年金被保険者は、保険料率は 59 歳以下と同じであるが、基礎年金拠出金の算定対象とはならないプラス要因がある一方で、その被保険者期間は、厚生年金の被保険者期間のみで 40 年に達するまで経過的加算の算定基礎に算入されるマイナス要因があることに留意が必要である。

図表 1-3-9 公的年金被保険者総数の将来見通しの比較

(百万人)



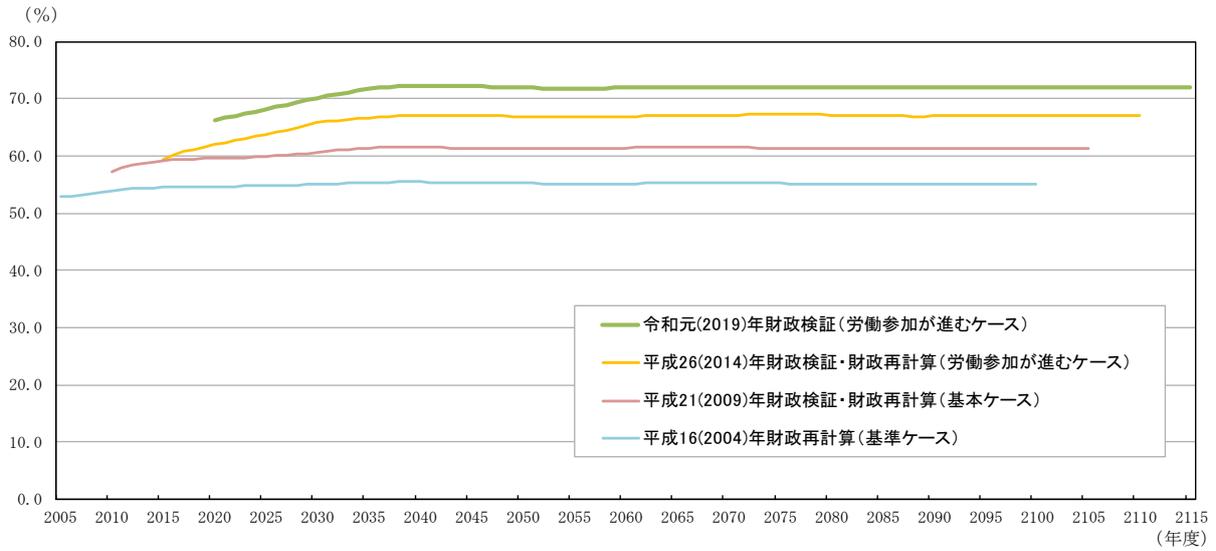
(被保険者の構成割合)

また、公的年金被保険者のうち、厚生年金（被用者年金）被保険者、国民年金第 1 号被保険者、第 3 号被保険者の構成割合について将来見通しを比較すると、厚生年金（被用者年金）被保険者の割合は上方シフトが続いている（図表 1-3-10 参照）。

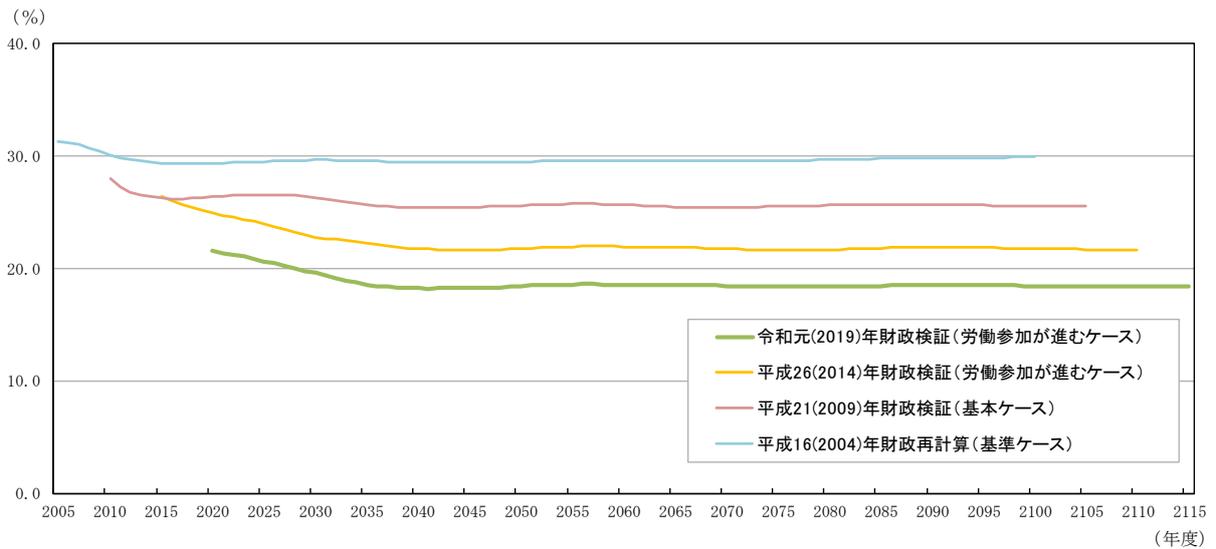
²² 後述の厚生年金、国民年金第 1 号及び第 3 号被保険者の人数の見通しの変化の分析も参照のこと。

図表 1-3-10 公的年金被保険者の構成割合の将来見通しの比較

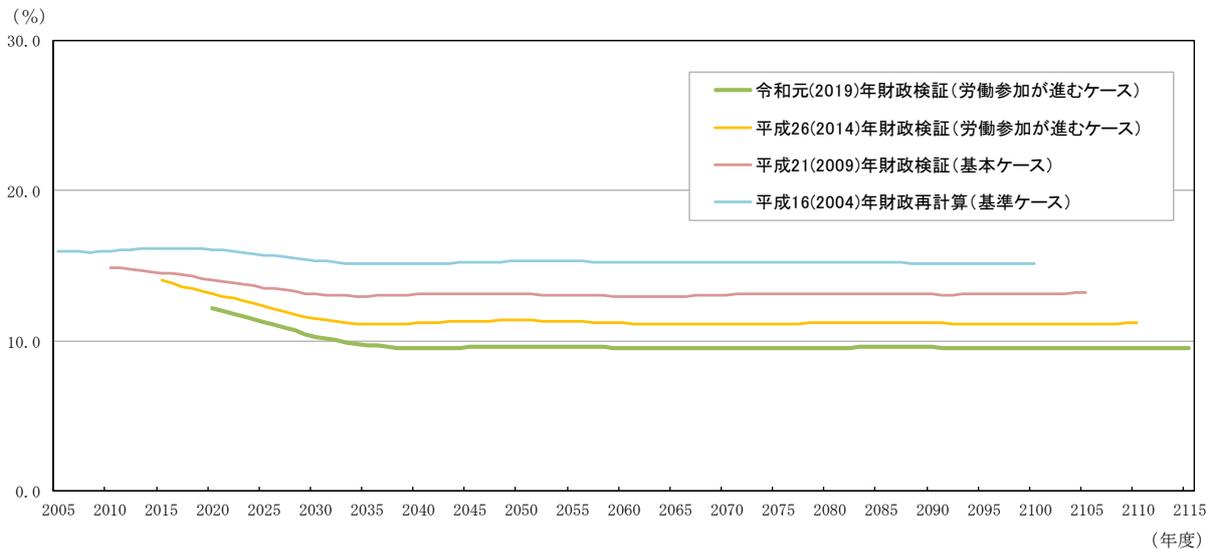
(a) 厚生年金(被用者年金)被保険者



(b) 国民年金第1号被保険者



(c) 国民年金第3号被保険者



(男女別の内訳)

さらに参考として、**図表 1-3-11** は令和元(2019)年財政検証の出生中位・死亡中位の労働市場への参加が進むケースについて、男女別の被保険者数の内訳をみたものである。男女では割合の水準に違いはあるものの、男女ともに公的年金被保険者数が減少していく中で、厚生年金被保険者の割合が高まる見通しとなっている。

図表 1-3-11 (参考) 男女別公的年金被保険者数の将来見通し

【出生中位・死亡中位・労働参加が進むケース】

年度	男性				女性			
	公的年金 被保険者数計	第1号被保険者	厚生年金被保険者	第3号被保険者	公的年金 被保険者数計	第1号被保険者	厚生年金被保険者	第3号被保険者
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2019	35.1 (100%)	7.6 (21.6%)	27.4 (78.1%)	0.1 (0.3%)	32.2 (100%)	7.0 (21.8%)	17.0 (52.6%)	8.2 (25.6%)
2020	34.9 (100%)	7.5 (21.4%)	27.3 (78.2%)	0.1 (0.3%)	32.0 (100%)	6.9 (21.6%)	17.1 (53.4%)	8.0 (25.0%)
2021	34.7 (100%)	7.4 (21.3%)	27.2 (78.4%)	0.1 (0.3%)	31.9 (100%)	6.8 (21.4%)	17.2 (54.0%)	7.8 (24.6%)
2022	34.4 (100%)	7.3 (21.2%)	27.0 (78.5%)	0.1 (0.3%)	31.7 (100%)	6.7 (21.2%)	17.3 (54.5%)	7.7 (24.2%)
2023	34.2 (100%)	7.2 (21.1%)	26.9 (78.6%)	0.1 (0.3%)	31.5 (100%)	6.6 (21.0%)	17.3 (55.1%)	7.5 (23.9%)
2024	34.0 (100%)	7.1 (20.9%)	26.8 (78.8%)	0.1 (0.3%)	31.2 (100%)	6.5 (20.8%)	17.4 (55.7%)	7.3 (23.5%)
2025	33.7 (100%)	7.0 (20.7%)	26.6 (79.0%)	0.1 (0.3%)	31.0 (100%)	6.4 (20.6%)	17.4 (56.3%)	7.2 (23.1%)
2030	32.4 (100%)	6.4 (19.7%)	25.9 (79.9%)	0.1 (0.4%)	29.5 (100%)	5.7 (19.3%)	17.6 (59.5%)	6.2 (21.1%)
2035	30.5 (100%)	5.7 (18.7%)	24.7 (80.9%)	0.1 (0.3%)	27.4 (100%)	5.0 (18.3%)	16.9 (61.5%)	5.5 (20.2%)
2040	28.6 (100%)	5.3 (18.5%)	23.2 (81.1%)	0.1 (0.3%)	25.6 (100%)	4.6 (17.9%)	16.0 (62.4%)	5.0 (19.7%)
2050	25.2 (100%)	4.7 (18.8%)	20.3 (80.8%)	0.1 (0.3%)	22.6 (100%)	4.1 (17.9%)	14.1 (62.1%)	4.5 (20.0%)
2060	22.8 (100%)	4.3 (18.9%)	18.4 (80.8%)	0.1 (0.3%)	20.4 (100%)	3.7 (18.1%)	12.7 (62.1%)	4.0 (19.7%)
2070	20.4 (100%)	3.8 (18.8%)	16.5 (80.9%)	0.1 (0.3%)	18.3 (100%)	3.3 (18.0%)	11.4 (62.2%)	3.6 (19.7%)
2080	18.2 (100%)	3.4 (18.7%)	14.7 (80.9%)	0.1 (0.3%)	16.3 (100%)	2.9 (17.9%)	10.2 (62.3%)	3.2 (19.8%)
2090	16.3 (100%)	3.1 (18.9%)	13.2 (80.8%)	0.1 (0.3%)	14.7 (100%)	2.6 (18.1%)	9.1 (62.1%)	2.9 (19.8%)
2100	14.6 (100%)	2.8 (18.8%)	11.8 (80.9%)	0.1 (0.3%)	13.1 (100%)	2.4 (18.0%)	8.2 (62.2%)	2.6 (19.7%)
2110	13.1 (100%)	2.5 (18.8%)	10.6 (80.9%)	0.0 (0.3%)	11.7 (100%)	2.1 (18.0%)	7.3 (62.2%)	2.3 (19.8%)
2115	12.4 (100%)	2.3 (18.8%)	10.0 (80.9%)	0.0 (0.3%)	11.1 (100%)	2.0 (18.0%)	6.9 (62.2%)	2.2 (19.8%)

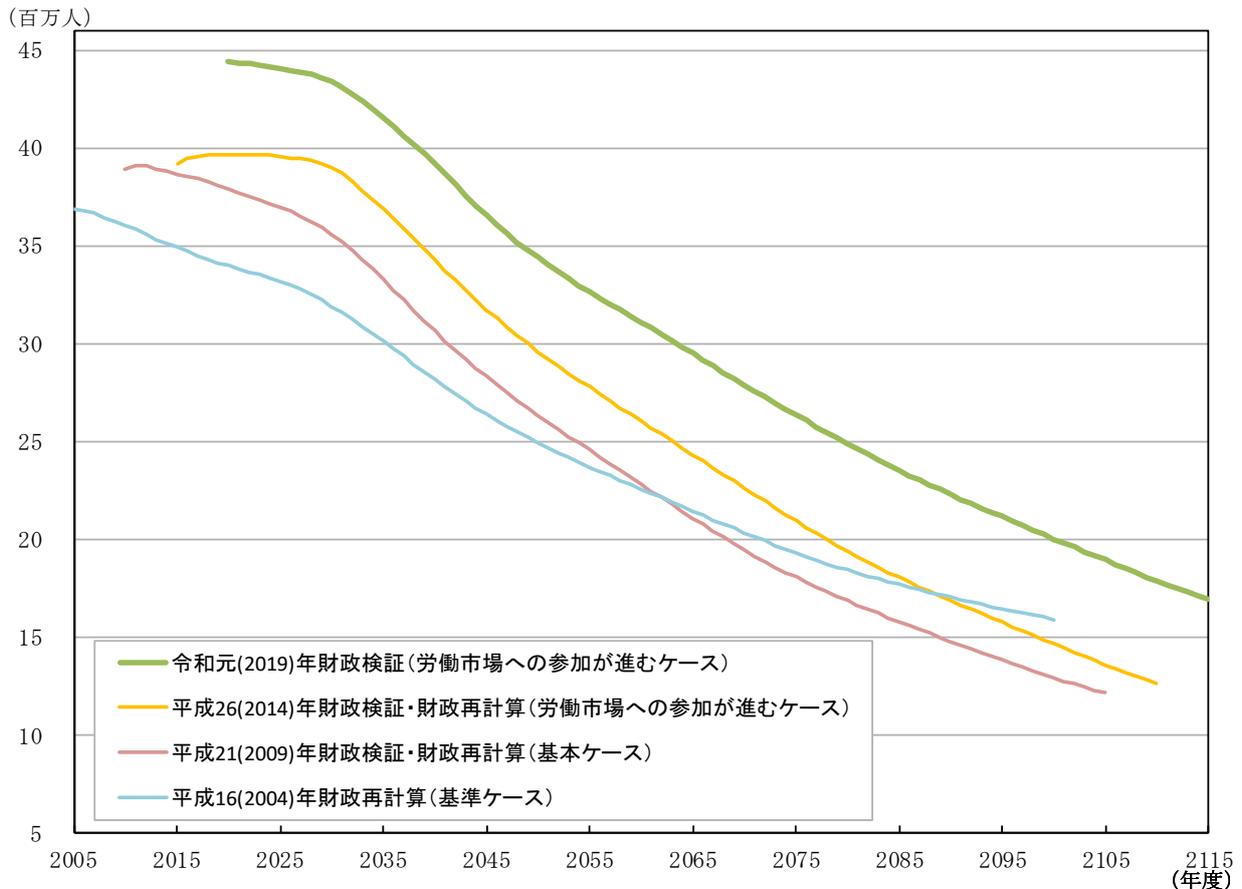
注1 被保険者数は、年度間値である。

注2 括弧内の数値は、公的年金被保険者数計に占める割合のことである。

(厚生年金被保険者数)

厚生年金被保険者数の見通しを比較したものが**図表 1-3-12**である。平成16(2004)年財政再計算及び平成21(2009)年財政検証は、被用者計として一元化後の厚生年金と比較している。厚生年金(被用者年金)被保険者数の見通しは、概ね将来の全期間にわたり上方シフトしている。ただし、平成16(2004)年財政再計算から平成21(2009)年財政検証にかけて2060年代以降は下方シフトしている。

図表 1-3-12 厚生年金被保険者数の将来見通しの比較【厚生年金（被用者計）】



厚生年金被保険者数の平成 26(2014)年財政検証からのシフトの要因分析をした結果が図表 1-3-13 である。

ここでは、令和元(2019)年財政検証の見通しと平成 26(2014)年財政検証の見通しとの差を、

「人口の前提の変更及び実績との相違」

「労働参加の前提の変更及び実績との相違」

「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第 2 号被保険者数に対する国民年金第 3 号被保険者数の比率等の変更」

「上記以外の基礎数・基礎率等の変更（制度改正の影響を含む）」

の要因に分解している。

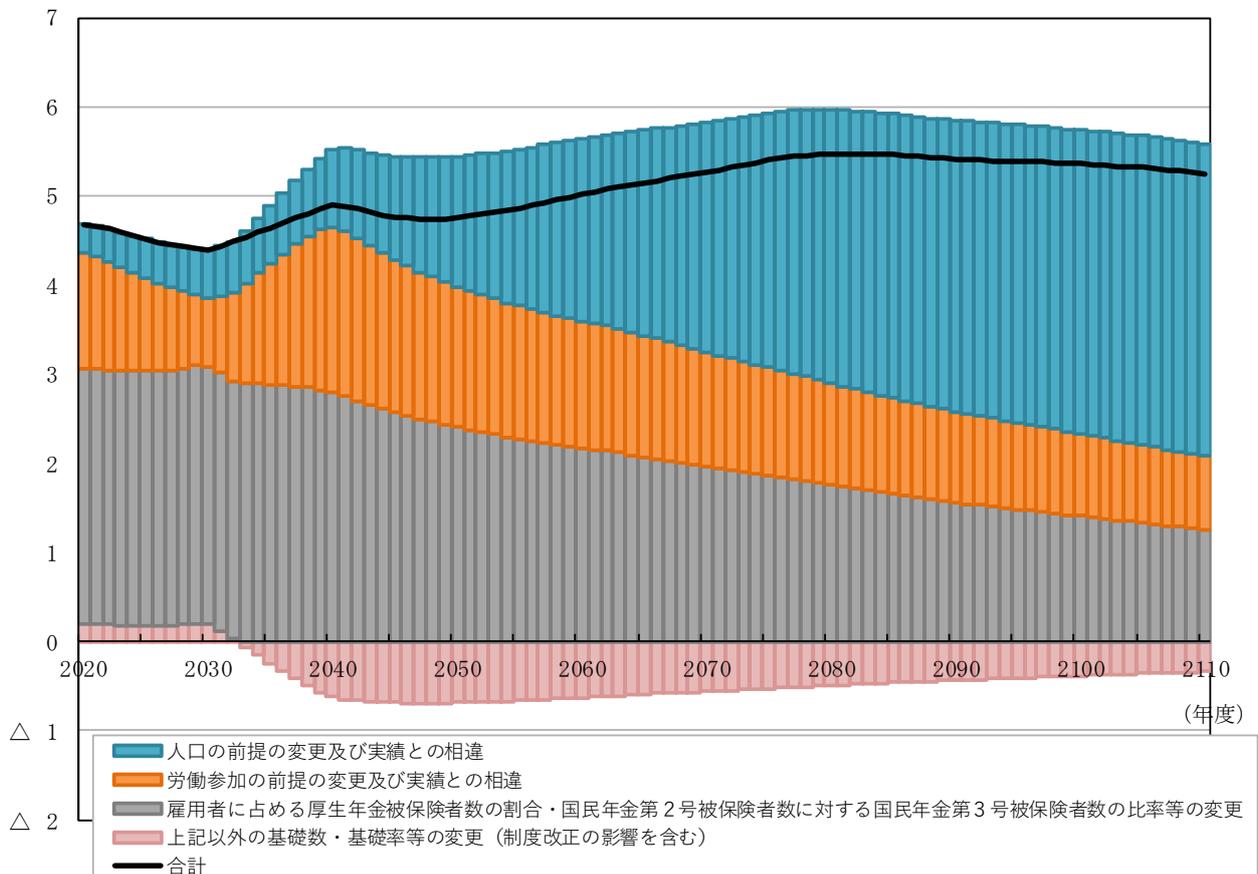
これらは、将来推計の前提等とした基礎数・基礎率等について、平成 26(2014)年財政検証のものから令和元(2019)年財政検証のものに順次置き換えて将来見通しを作成していき、その差分を要因として取り出したものである²³。

²³ 具体的な要因分析の方法については、巻末の技術的補遺（444～445 頁）を参照のこと。

厚生年金被保険者数の見通しは、将来にわたって平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけて上方シフトする結果となっているが、「人口の前提の変更及び実績との相違」、「労働参加の前提の変更及び実績との相違」、「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」のいずれも上方シフトの要因となっている。ただし、近い将来では「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」の影響が大きく、遠い将来では、「人口の前提の変更及び実績との相違」の影響が大きい。「人口の前提の変更及び実績との相違」には出生率の見通しの上昇が含まれている。

図表 1-3-13 厚生年金被保険者数の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析

(百万人) (平成26(2014)年財政検証(ケースE)から令和元(2019)年財政検証(ケースⅢ)への変化の分析)



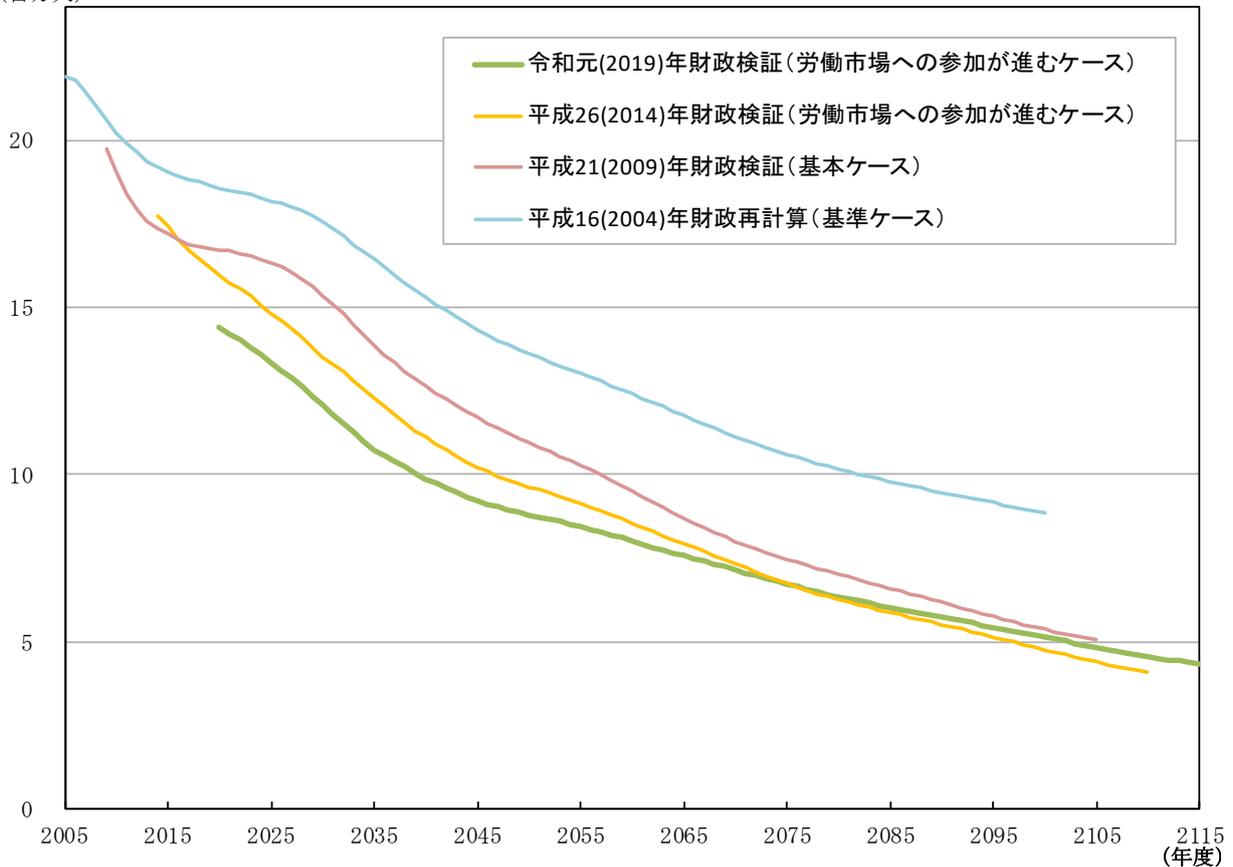
(国民年金第1号被保険者数)

国民年金第1号被保険者数の見通しをみると下方シフトする傾向にある(図表1-3-14参照)。平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけての変化の要因を分析した結果が図表1-3-15である。

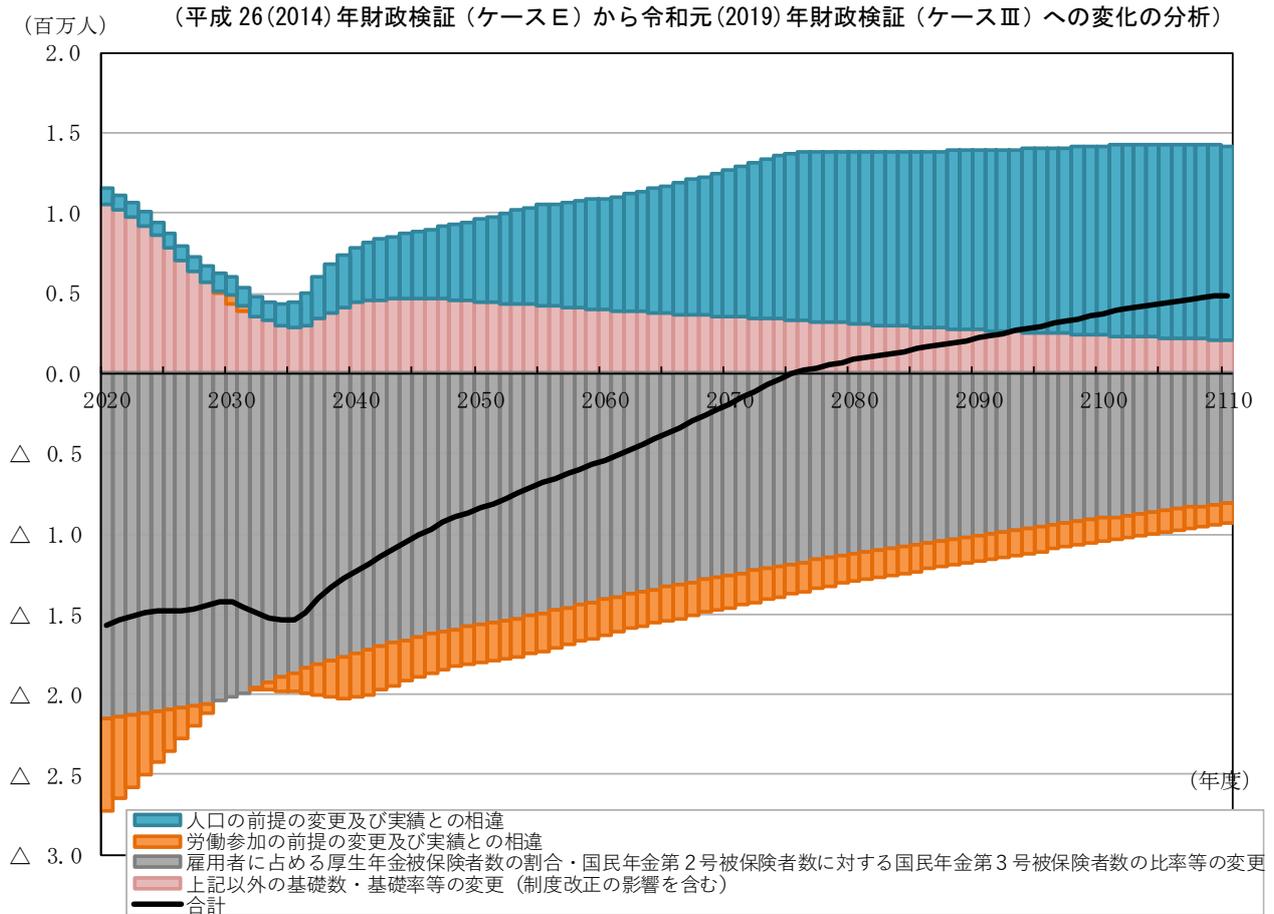
国民年金第1号被保険者数の見通しは、2070年代半ばまでは下方シフトし、その後は上方シフトする結果となっているが、当初は「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」が下方シフトの大きな要因となっているが、2070年代半ば以降では「人口の前提の変更及び実績との相違」がそれを上回る上方シフトの要因となっている。

図表1-3-14 国民年金第1号被保険者数の将来見通しの比較

(百万人)



図表 1-3-15 国民年金第1号被保険者数の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析

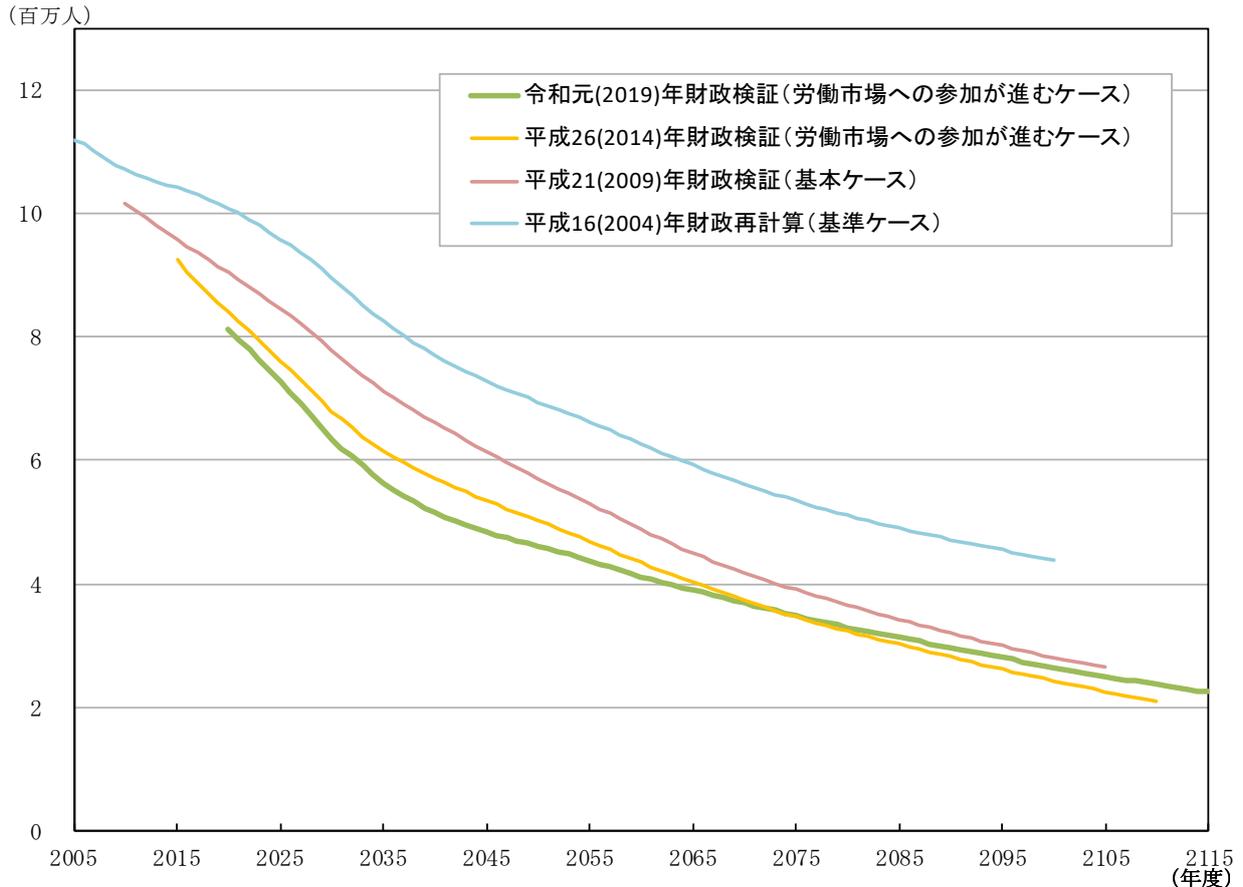


(国民年金第3号被保険者数)

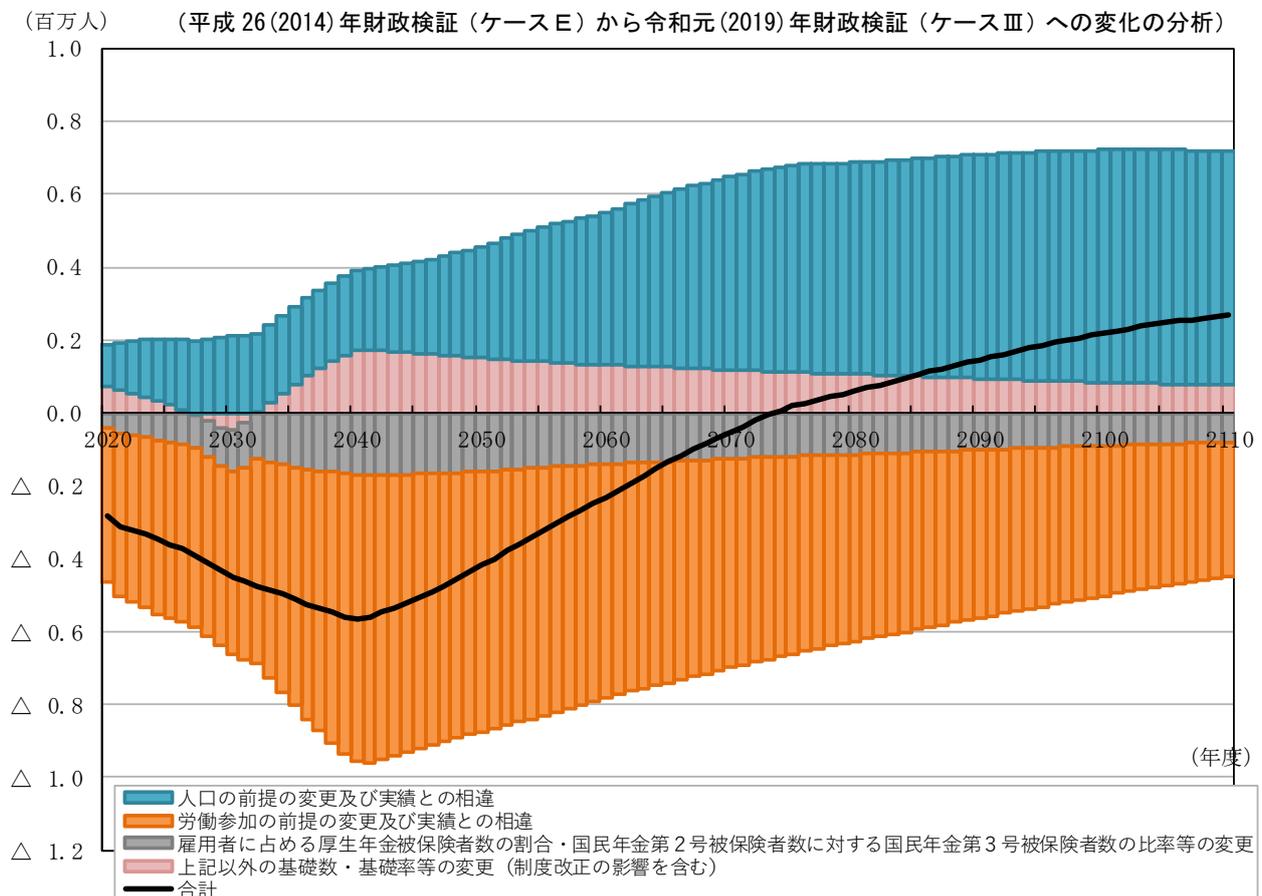
国民年金第3号被保険者数の見通しをみると、第1号と同様に下方シフトする傾向にある(図表1-3-16参照)。平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけての変化の要因を分析した結果が図表1-3-17である。

2070年代半ばまでは下方シフトし、その後は上方シフトする結果となっているが、当初「労働参加の前提の変更及び実績との相違」が下方シフトの大きな要因であるが、2070年代半ば以降では「人口の前提の変更及び実績との相違」がそれを上回る上方シフトの要因となっている。

図表 1-3-16 国民年金第3号被保険者数の将来見通しの比較



図表 1-3-17 国民年金第3号被保険者数の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析



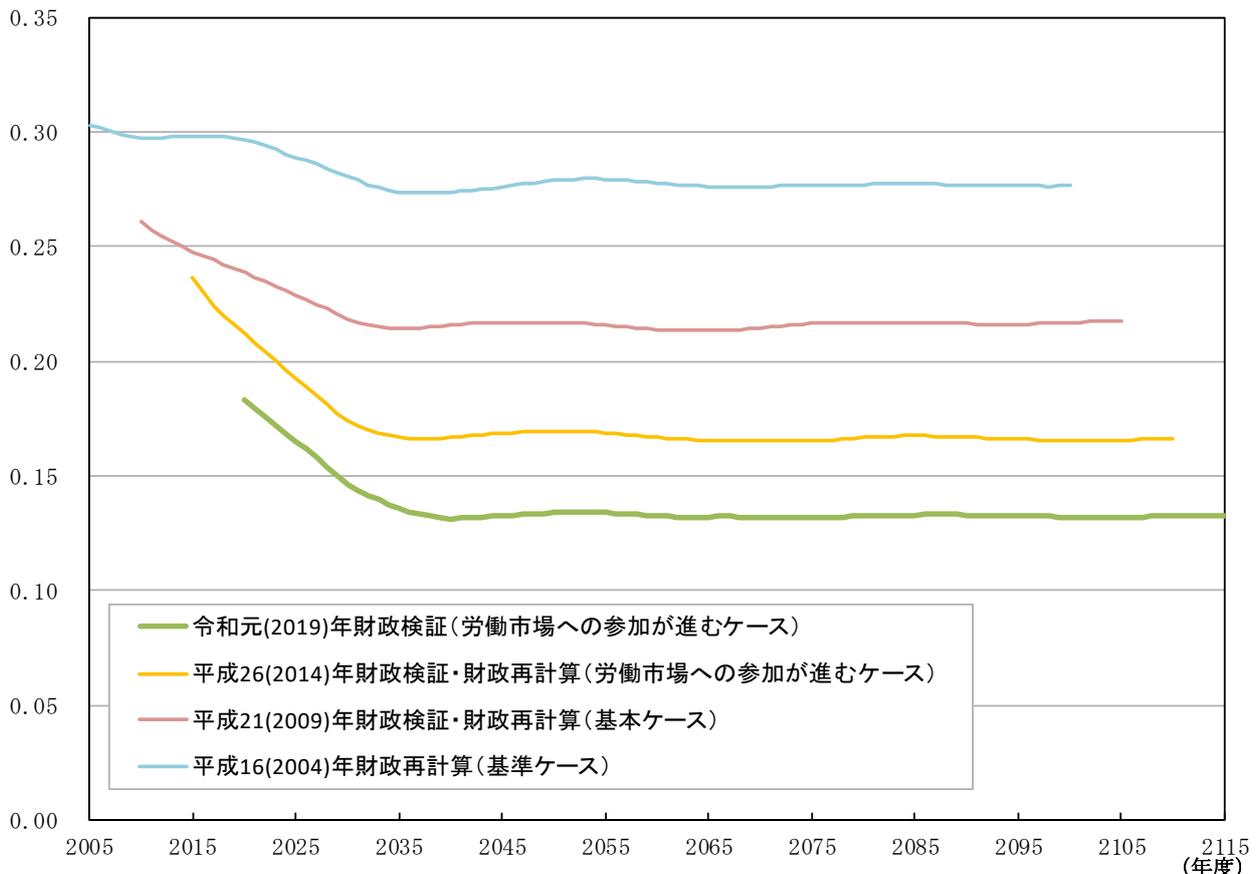
(厚生年金被保険者に対する国民年金第3号被保険者の比率)

以上の被保険者数の見通しのうち、厚生年金被保険者²⁴に対する国民年金第3号被保険者の比率をみたものが図表1-3-18である。財政検証を経るごとに、総じて下方シフトしており、平成16(2004)年財政再計算では最終的に約28%になると見込まれていたところ、令和元(2019)年財政検証の労働市場への参加が進むケースでは、最終的に約13%になるものと見込まれるに至っている。

特に、令和元(2019)年財政検証における比率では、2020年度の直近から下落しているが、図表1-3-19から図表1-3-22までの2030年度及び2040年度における男女別・年齢階級別の被保険者数の比較をみると、平成26(2014)年財政検証と比較して、女性の有配偶において厚生年金被保険者数の増加が見込まれており、これも一因にあると考えられる。

なお、厚生年金においてこの比率の低下は、国民年金第3号被保険者に係る基礎年金拠出金の負担が軽減されることを意味することから、財政の好転要因の一つとなる。

図表1-3-18 厚生年金被保険者に対する国民年金第3号被保険者の比率の将来見通しの比較

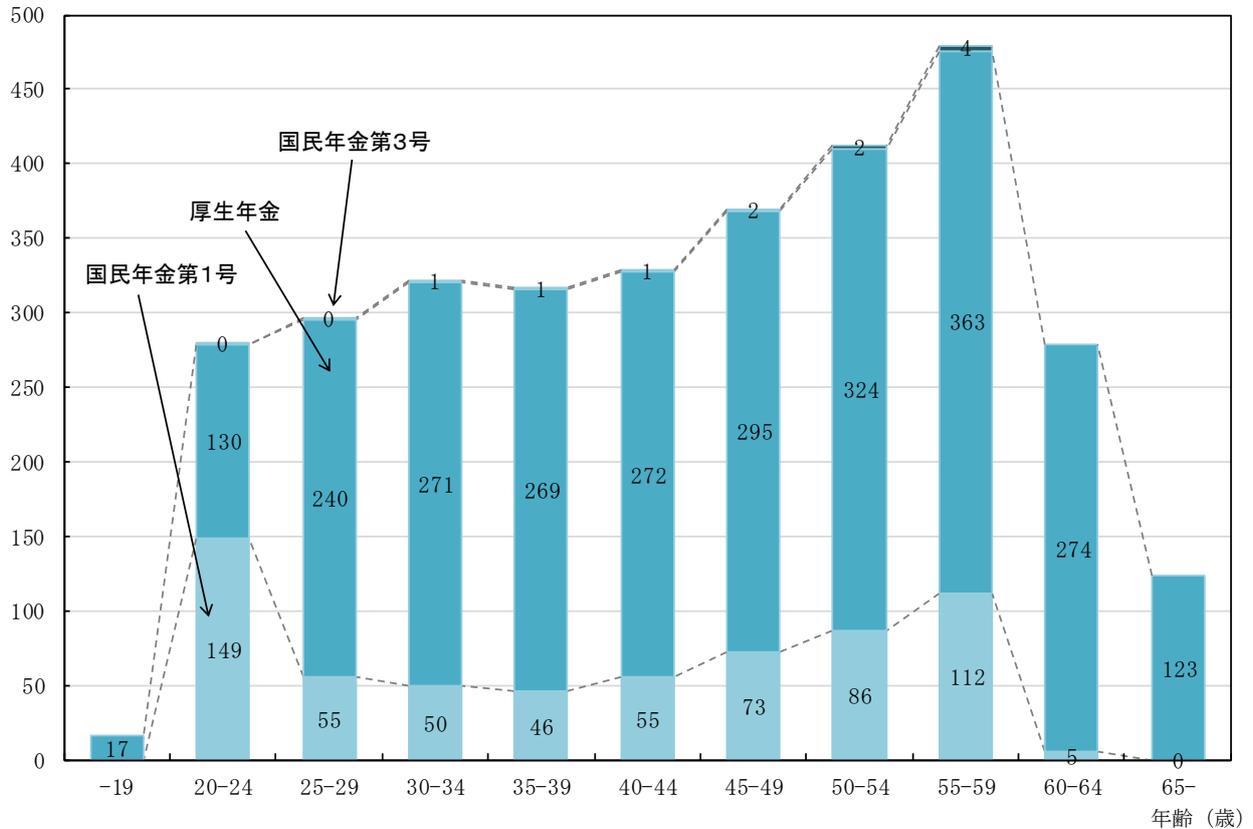


²⁴ ここでの厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者とならない65歳以上の者を含んでいる。

図表 1-3-19 被保険者数の将来見通しの比較【男性・2030 年度末】

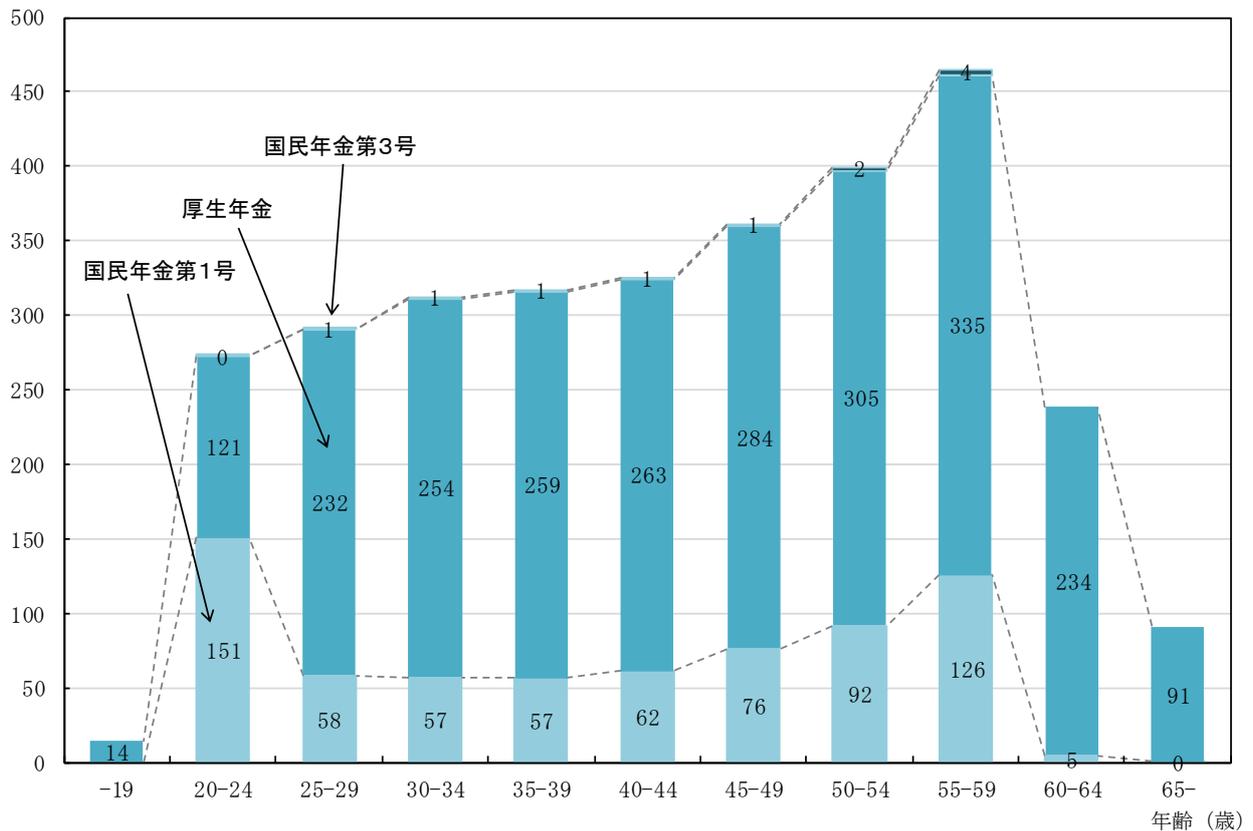
(a) 令和元(2019)年財政検証 (出生中位・死亡中位・労働参加が進むケース)

被保険者数 (万人)



(b) 平成 26(2014)年財政検証 (出生中位・死亡中位・労働参加が進むケース)

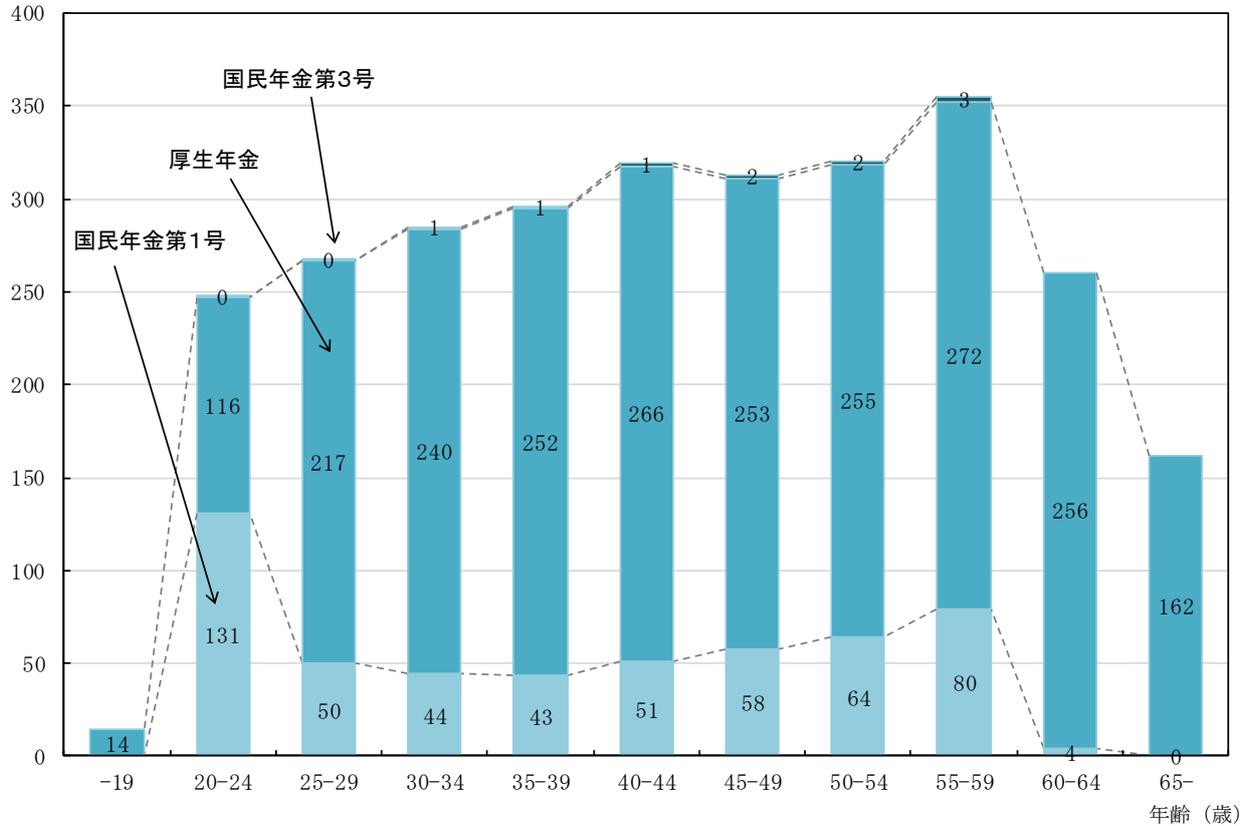
被保険者数 (万人)



図表 1-3-20 被保険者数の将来見通しの比較【男性・2040 年度末】

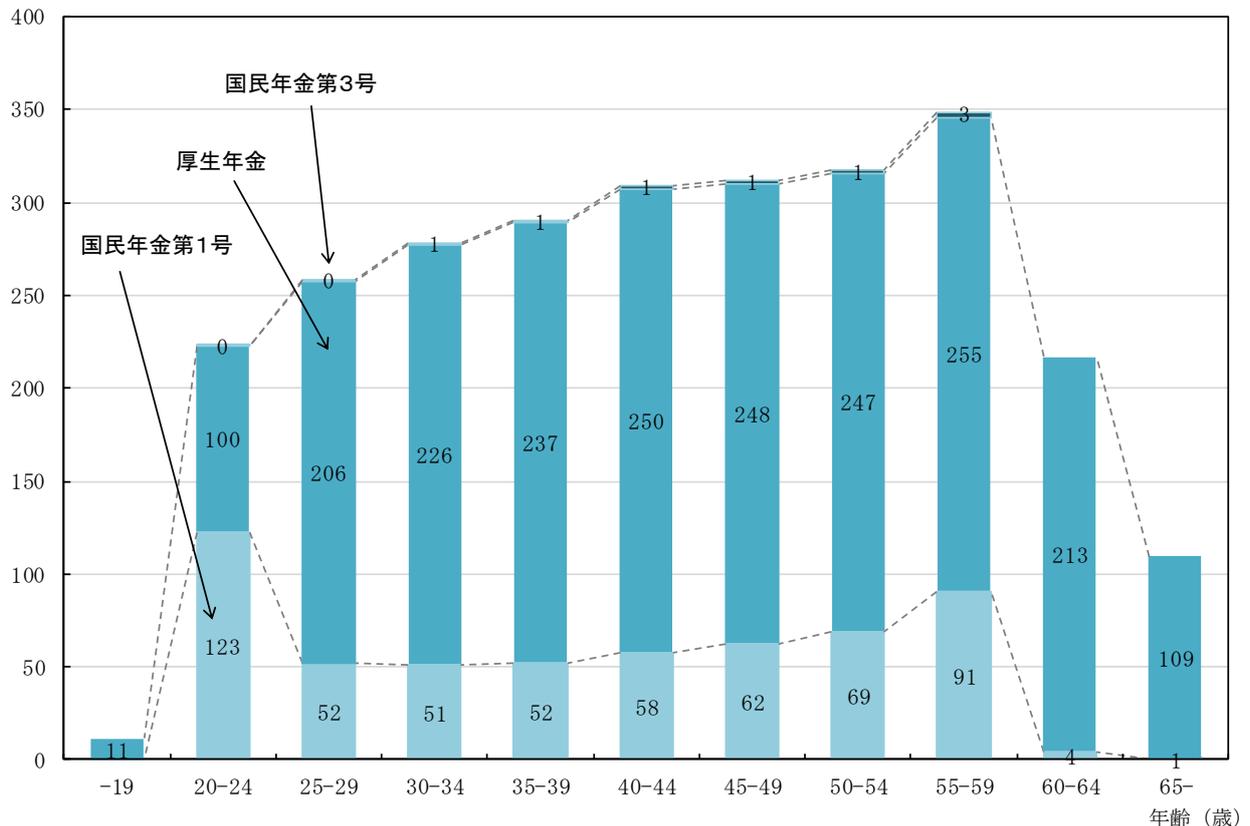
(a) 令和元(2019)年財政検証 (出生中位・死亡中位・労働参加が進むケース)

被保険者数(万人)



(b) 平成26(2014)年財政検証 (出生中位・死亡中位・労働参加が進むケース)

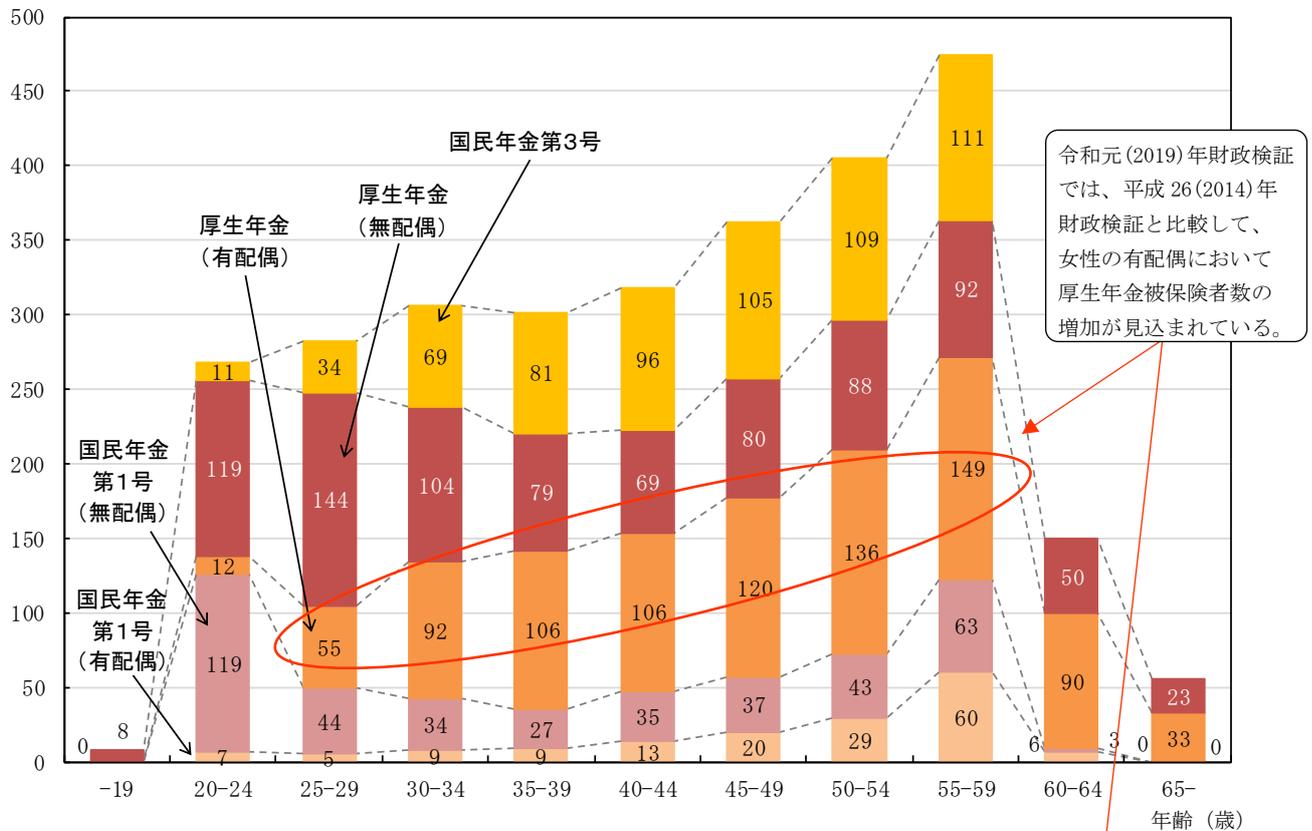
被保険者数(万人)



図表 1-3-21 被保険者数の将来見通しの比較【女性・2030 年度末】

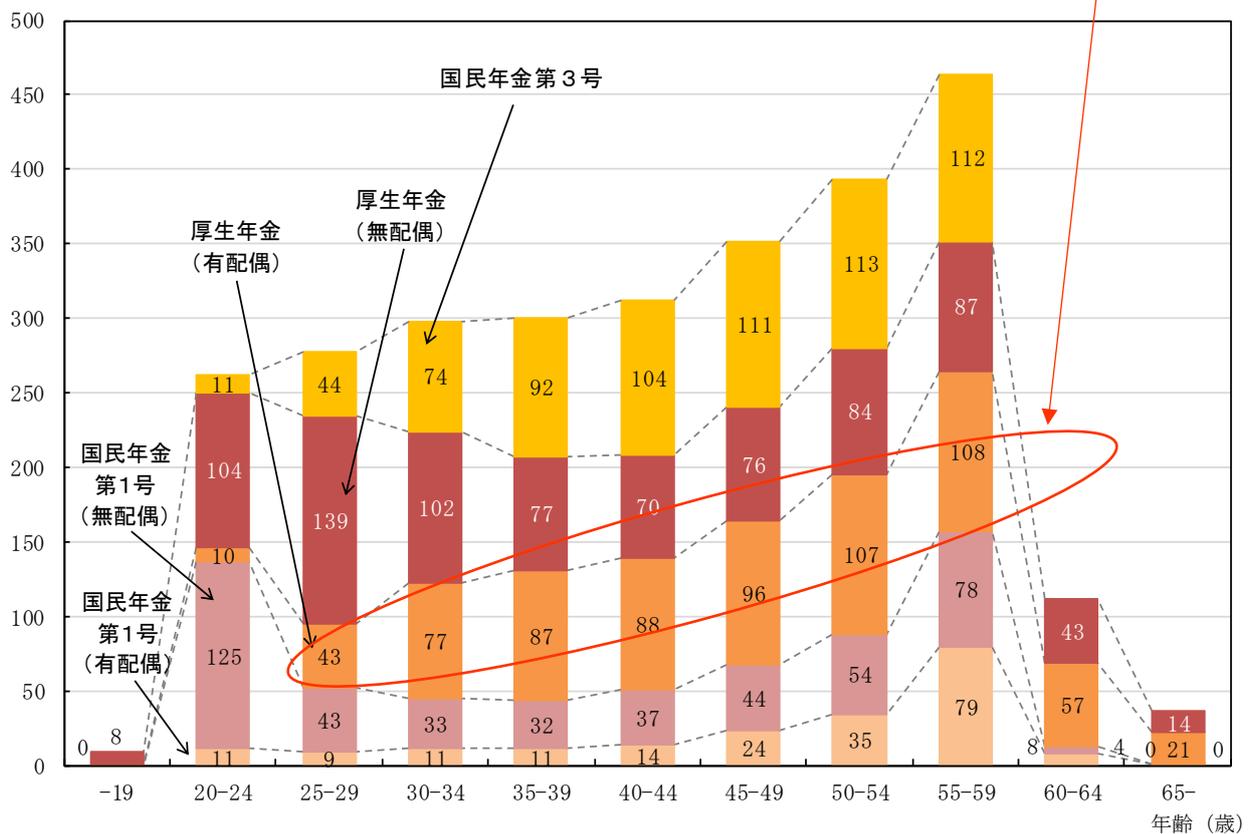
(a) 令和元(2019)年財政検証 (出生中位・死亡中位・労働参加が進むケース)

被保険者数 (万人)



(b) 平成26(2014)年財政検証 (出生中位・死亡中位・労働参加が進むケース)

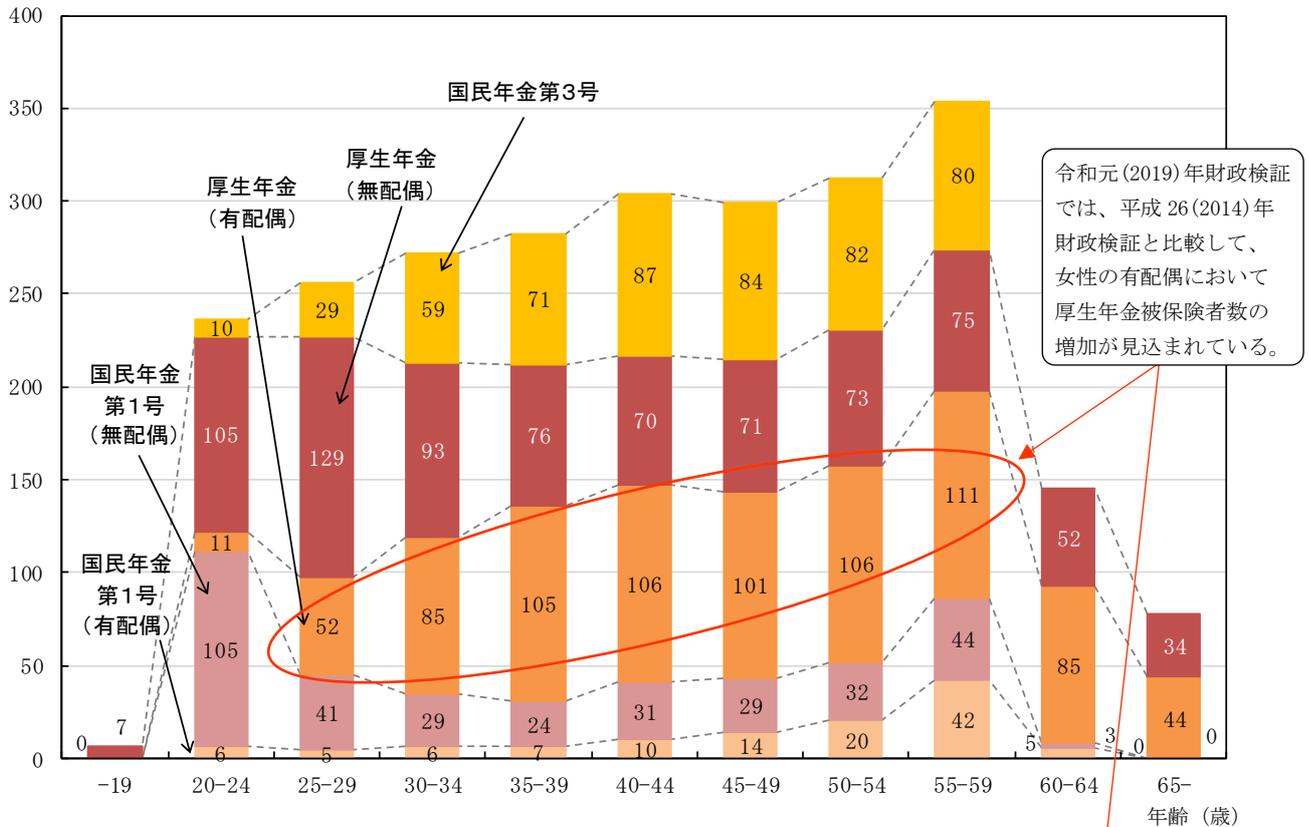
被保険者数 (万人)



図表 1-3-22 被保険者数の将来見通しの比較【女性・2040年度末】

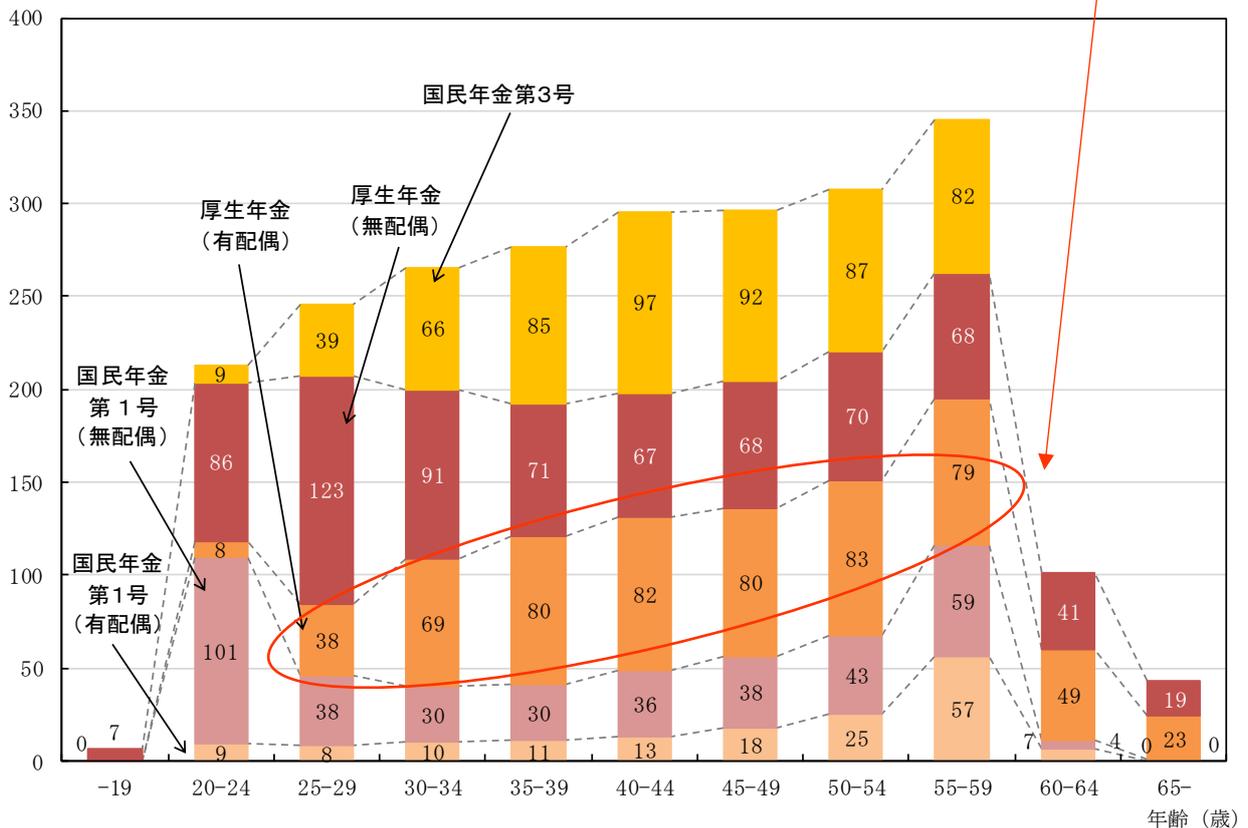
(a) 令和元(2019)年財政検証 (出生中位・死亡中位・労働参加が進むケース)

被保険者数(万人)



(b) 平成26(2014)年財政検証 (出生中位・死亡中位・労働参加が進むケース)

被保険者数(万人)

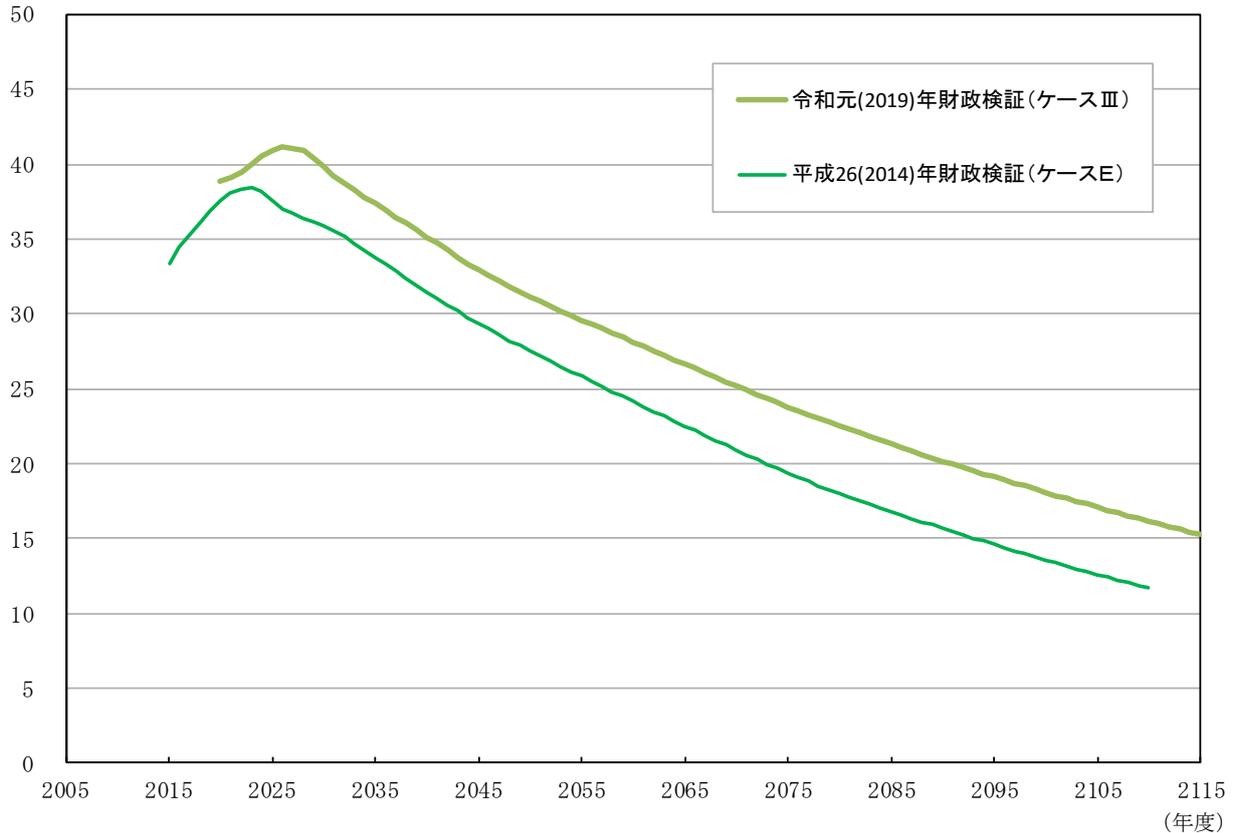


(3) 保険料収入の比較

厚生年金の保険料収入の将来見通しについて賃金で割り戻した2004年度価格²⁵で比較したものが図表1-3-23である。平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけて、厚生年金の保険料収入の見通しは、被保険者数に連動して将来の全期間にわたり上方シフトしている。

図表1-3-23 厚生年金の保険料収入の将来見通しの比較【2004年度価格】

(兆円)



²⁵ 賃金で割り戻した2004年度価格は以下のとおり算出している(国民年金の保険料改定率の算出方法に準拠している)。

K年度の保険料収入(2004年度価格)

$$= K \text{年度の保険料収入} \left\{ \begin{array}{l} (1 + 2004 \text{年の物価上昇率}) \times \dots \times (1 + (K - 2) \text{年の物価上昇率}) \\ \times (1 + 2004 \text{年度の実質賃金上昇率 (平滑化後)}) \\ \times \dots \times (1 + (K - 4) \text{年度の実質賃金上昇率 (平滑化後)}) \end{array} \right\}$$

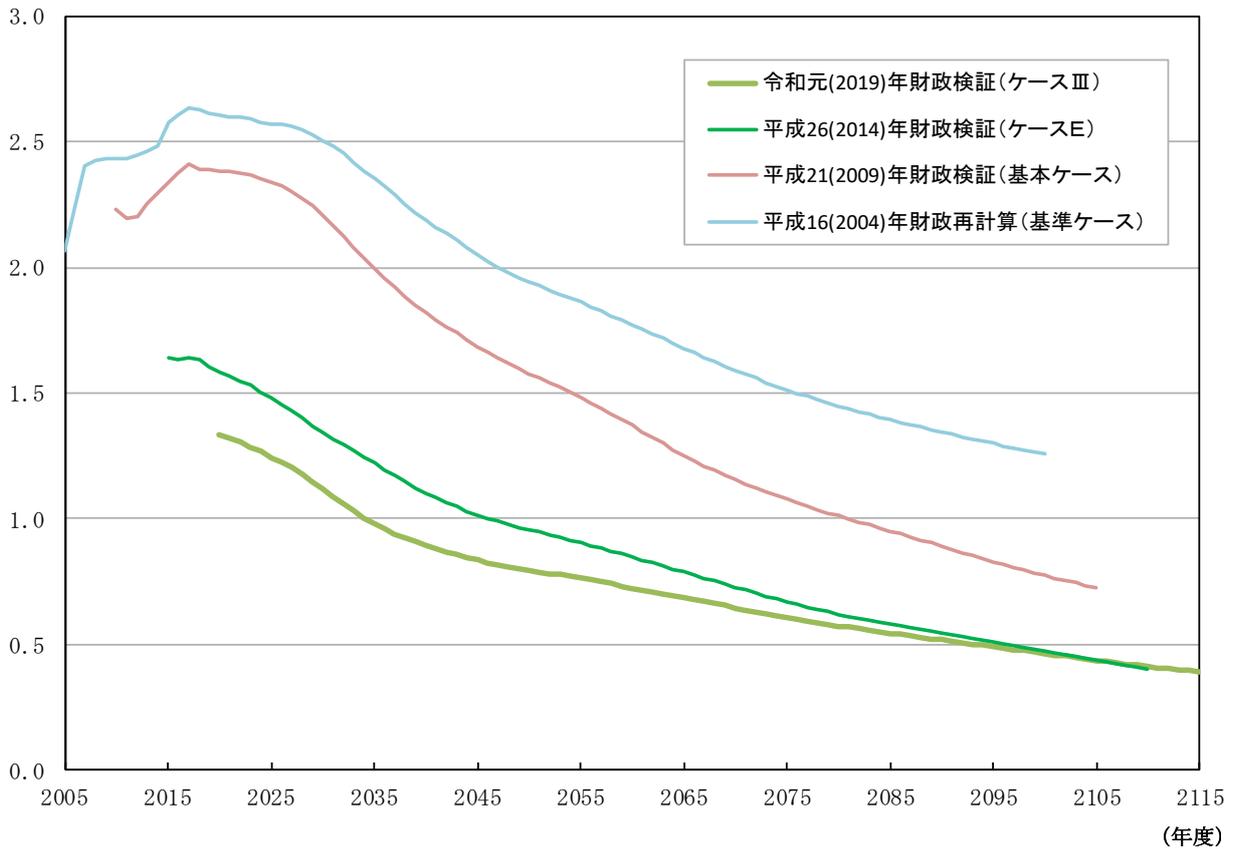
ただし、

$$L \text{年度の実質賃金上昇率 (平滑化後)} = \left\{ \begin{array}{l} (1 + (L - 1) \text{年度の実質賃金上昇率}) \\ \times (1 + L \text{年度の実質賃金上昇率}) \\ \times (1 + (L + 1) \text{年度の実質賃金上昇率}) \end{array} \right\} \text{の3乗根} - 1$$

国民年金の保険料収入の将来見通しについて賃金で割り戻した2004年度価格で比較したものが図表1-3-24である。平成16(2004)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけて、国民年金の保険料収入の見通しは、将来の全期間にわたり、被保険者数に連動して概ね財政検証を経るごとに下方シフトしている。

図表1-3-24 国民年金の保険料収入の将来見通しの比較【2004年度価格】

(兆円)



(4) 受給者数の比較

老齢基礎年金、老齢厚生年金（老齢相当）及び遺族厚生年金の受給者数の将来見通しについて比較したものが図表 1-3-25 から図表 1-3-27 までである。

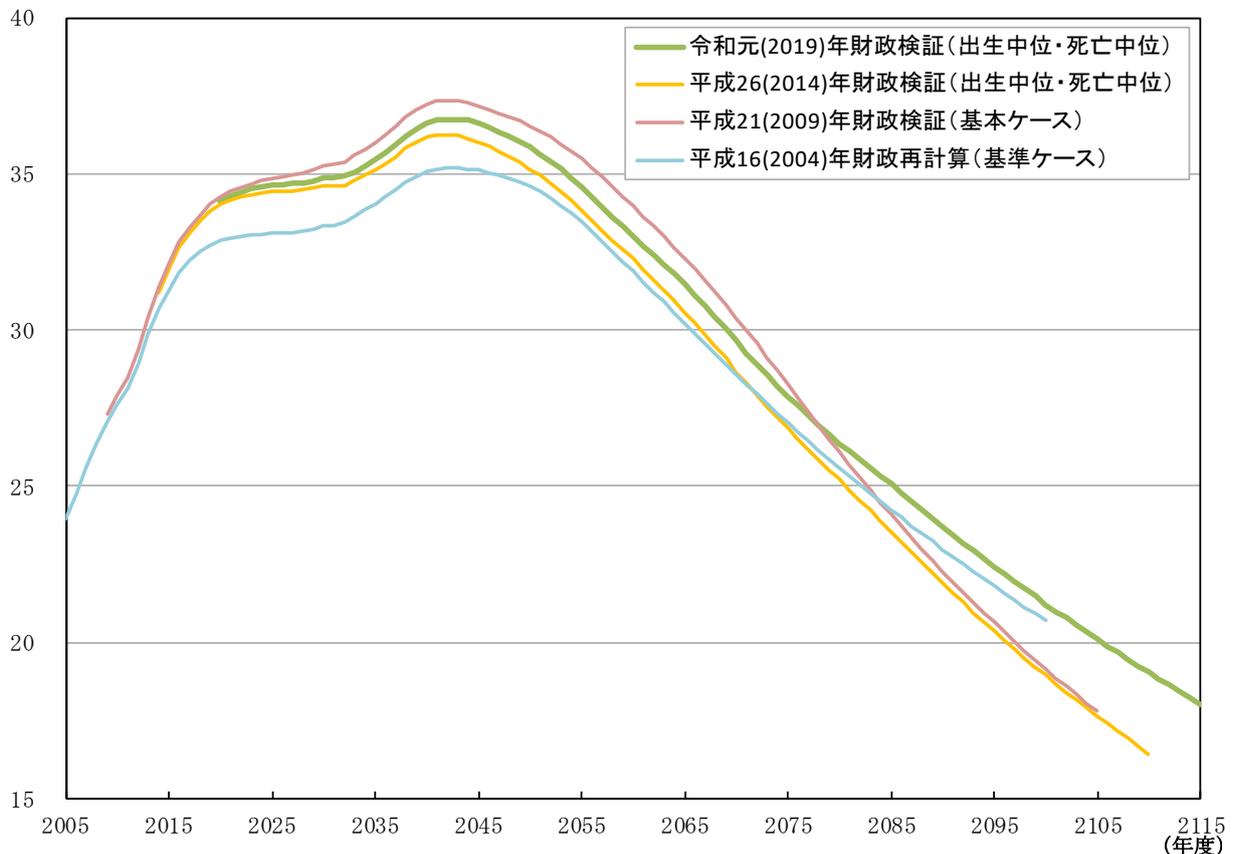
老齢基礎年金の受給者数の将来見通しは、65 歳以上人口にほぼ連動するため、人口の前提に依存するが、平成 26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけて、遠い将来ほど大きく上方シフトしているのは、長寿化や出生率の向上の影響と考えられる（図表 1-3-25 参照）。

老齢厚生年金（老齢相当）の受給者数の将来見通しについて、平成 26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけて、遠い将来ほど大きく上方シフトしているのは、老齢基礎年金と同様の人口動態的な理由のほか、足下の被保険者数が増加し受給者となっている影響もあると考えられる（図表 1-3-26 参照）。

遺族厚生年金の受給者数の将来見通しについて比較すると、平成 26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけて、足下では下方シフトし、遠い将来では上方シフトしている。遺族厚生年金の受給者数は、人口動態の影響も受けるが、未婚化の進行や女性の労働参加にも影響されると考えられる（図表 1-3-27 参照）。

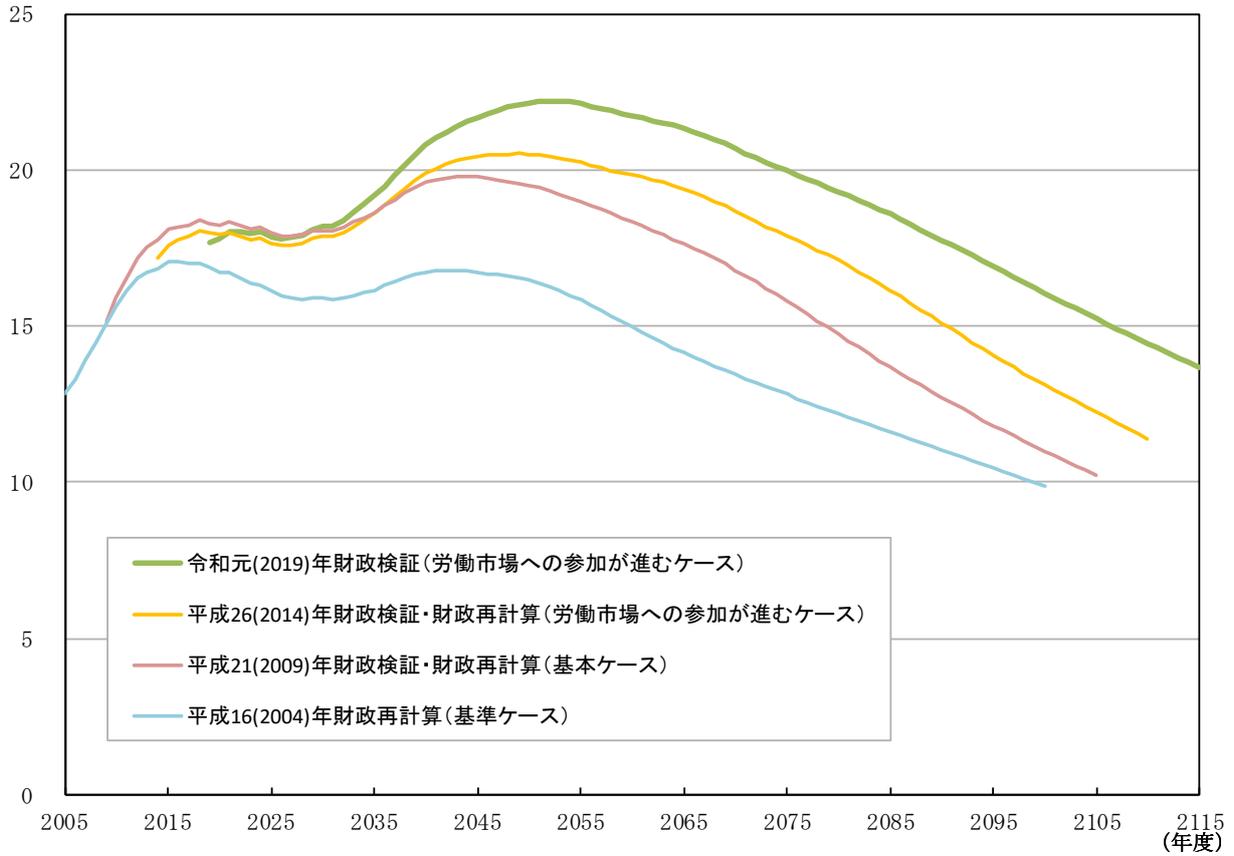
図表 1-3-25 老齢基礎年金の受給者数の将来見通しの比較

(百万人)



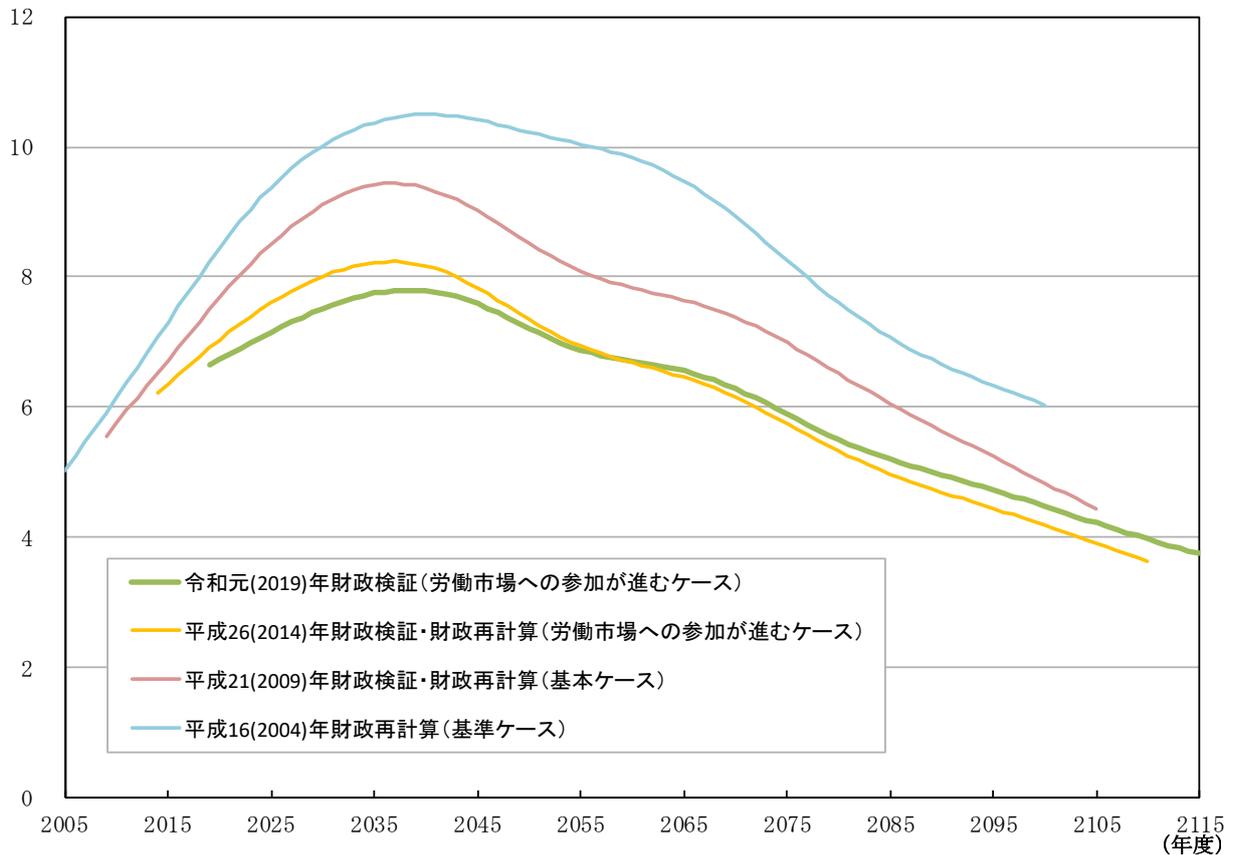
図表 1-3-26 老齢厚生年金（老齢相当）の受給者数の将来見通しの比較

(百万人)



図表 1-3-27 遺族厚生年金の受給者数の将来見通しの比較

(百万人)



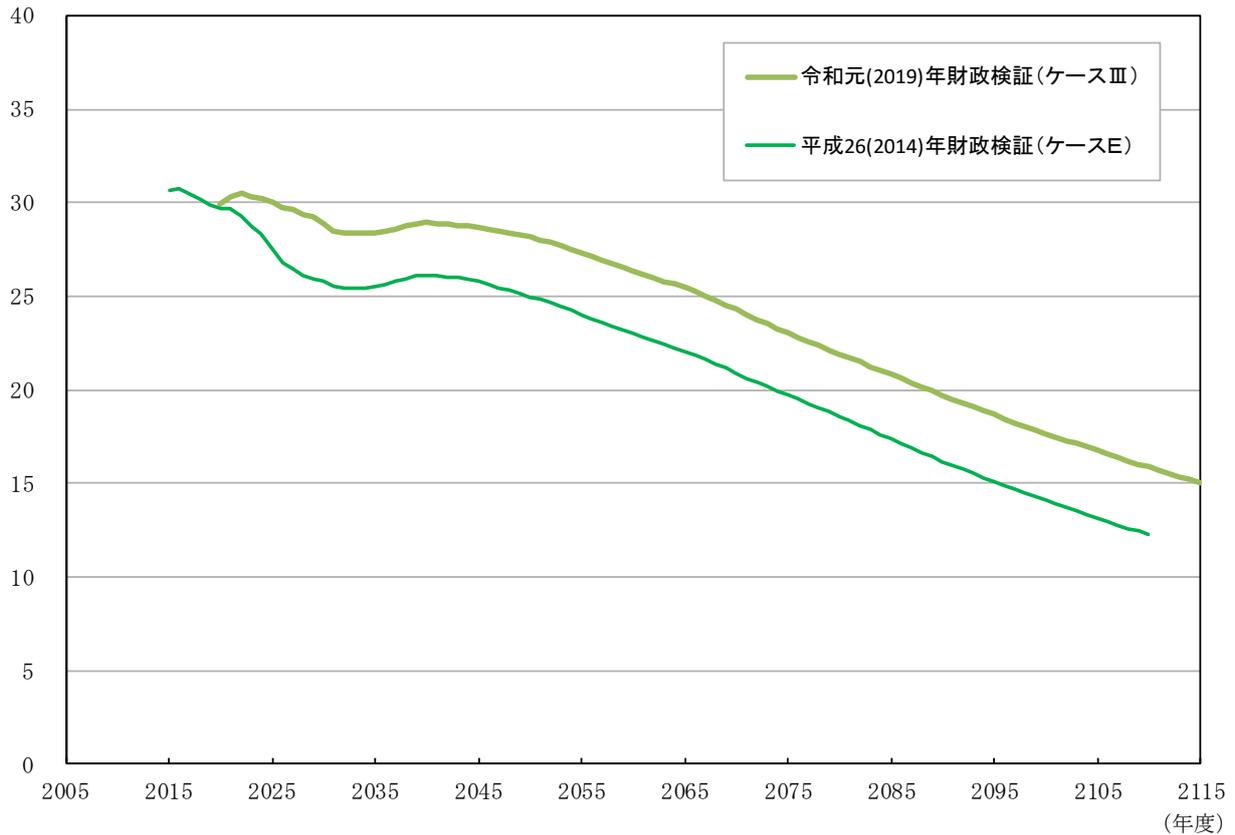
(5) 給付費の比較

(厚生年金給付費)

厚生年金の給付費（基礎年金拠出金を含まない）の将来見通しについて賃金で割り戻した2004年度価格で見たものが図表1-3-28である。平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけて上方シフトしている。

図表1-3-28 厚生年金の給付費の将来見通しの比較【2004年度価格】

(兆円)



厚生年金の給付費の将来見通しについて平成26(2014)年財政検証からのシフトの要因分析をした結果が図表1-3-29である。

ここでは、令和元(2019)年財政検証の見通しと平成26(2014)年財政検証の見通しとの差を、

「人口の前提の変更及び実績との相違」

「労働参加の前提の変更及び実績との相違」

「雇用に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」

「積立金の初期値の変更」

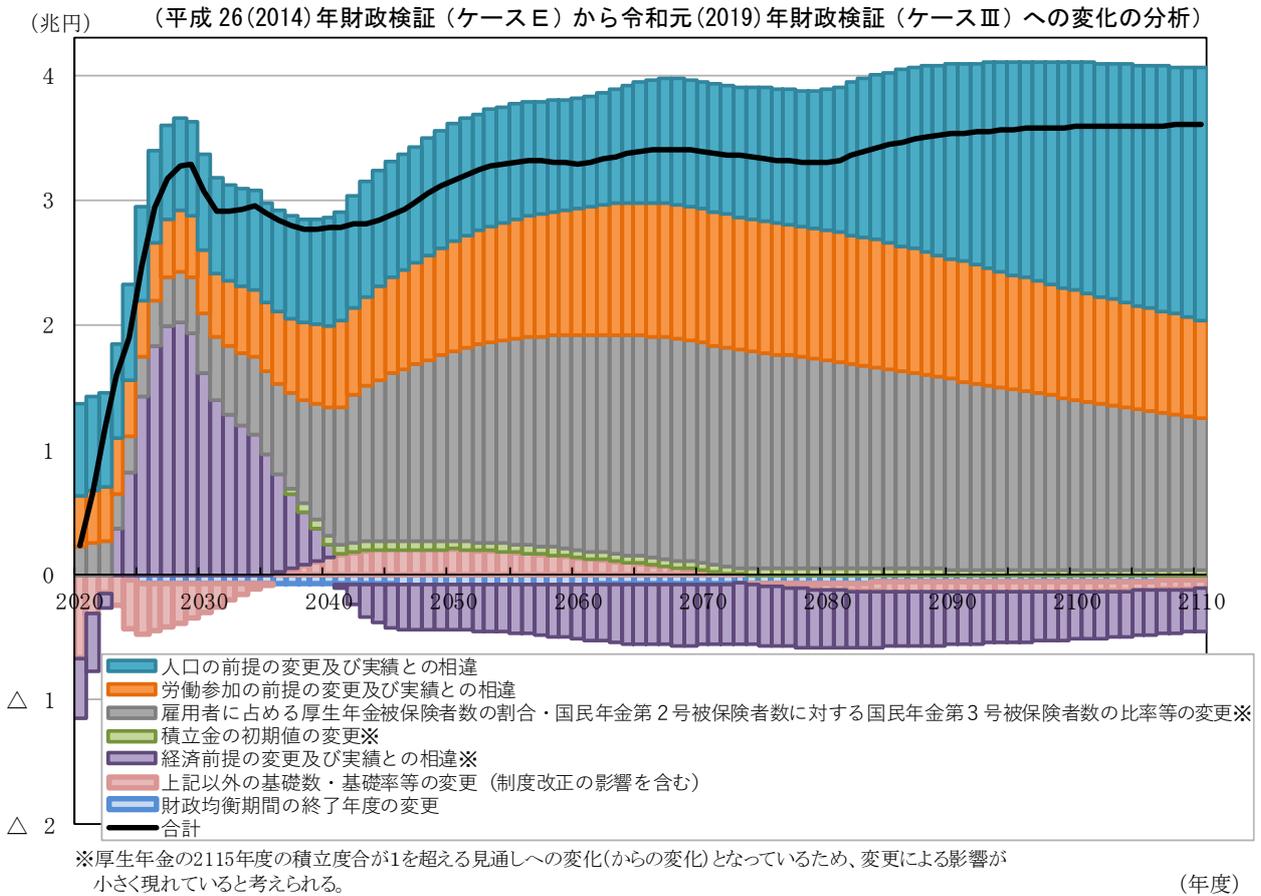
「経済前提の変更及び実績との相違」

「上記以外の基礎数・基礎率等の変更(制度改正の影響を含む)」

「財政均衡期間の終了年度の変更」

の要因に分解している²⁶。

図表 1-3-29 厚生年金の給付費の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析【2004年度価格】



厚生年金の給付費の見通しのシフトの要因については、まず「人口の前提の変更及び実績との相違」、「労働参加の前提の変更及び実績との相違」、「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」は全期間にわたって上方シフトに寄与する要因となっている。これらはいずれも被保険者数の上方シフトに寄与する要因であったが、これに伴って給付費もやや遅れて上方シフトしている。「人口の前提の変更及び実績との相違」は、出生率の見通しの上昇による寄与も含まれ、遠い将来になるほど寄与が大きくなる特徴がある。

一方で「経済前提の変更及び実績との相違」は、2040年頃までは概ね上方シフトに寄与する要因となっているが、その後は下方シフトに寄与する要因となっている。当初上方シフトに寄与するのは既裁定者の年金額改定率の相違によるところが大きいと考えられる。既裁定者の年金額改定率は基本的に物価変動率であり、これは財政検証では賃金変動率よりも概ね低くなると見通されているが、この物価変動率と賃金変動率の差が平成26(2014)年財政検証よりも、実績及び令和元(2019)年財

²⁶ 具体的な要因分析の方法については、技術的補遺(445～446頁)を参照のこと。

政検証の経済前提の方が小さくなっている。この結果、賃金で割り戻した2004年度価格でみた既裁定者の給付額は上方シフトしている。

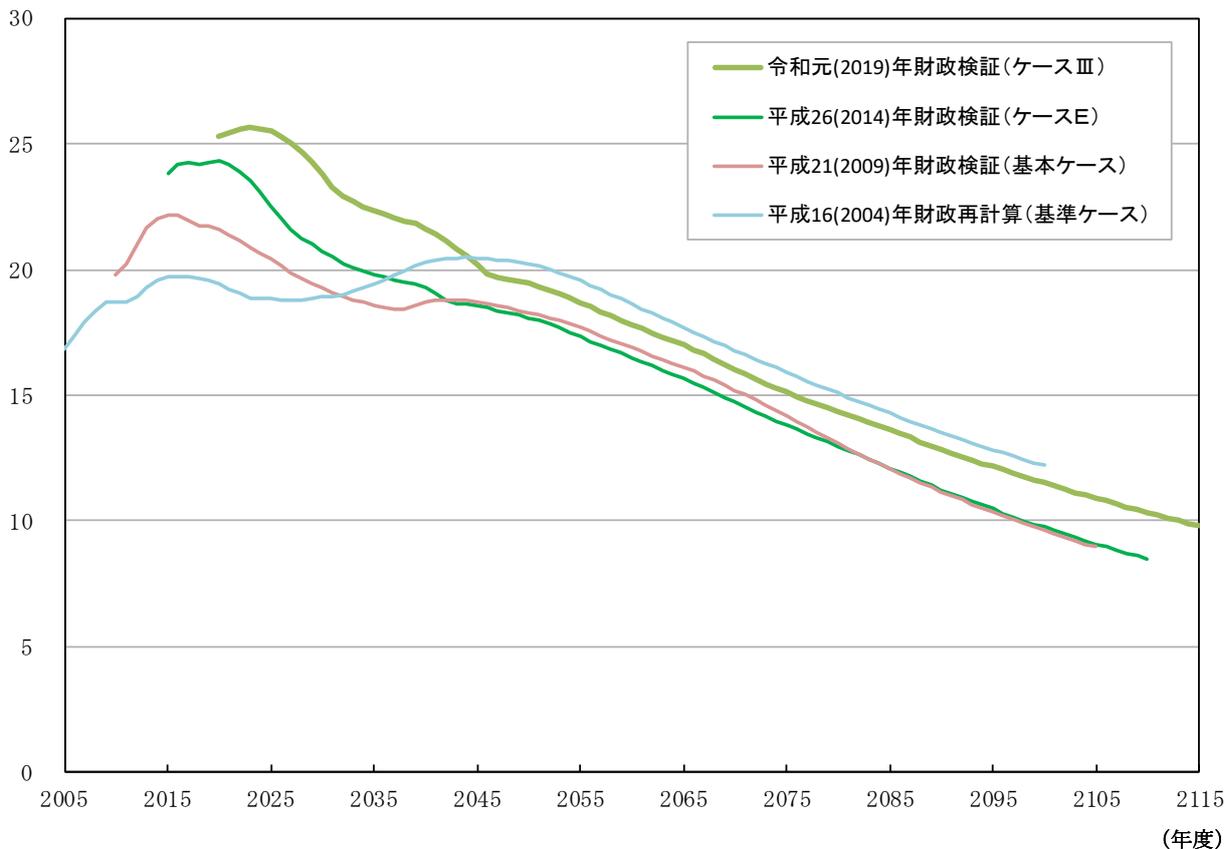
なお、「財政均衡期間の終了年度の変更」は、財政均衡の終了年度が2110年度から2115年度に変更され、2111年度から2115年度までの給付に充当する積立金財源を確保するためにマクロ経済スライドによる調整が進んだことによる寄与であるが、寄与の程度は限定的である²⁷。

(基礎年金給付費)

基礎年金の給付費の見通しについて賃金で割り戻した2004年度価格でみたものが図表1-3-30である。財政検証を経るごとに足下の額が上方シフトしている。平成16(2004)年財政再計算から平成26(2014)年財政検証にかけては、足下で上方シフトするとマクロ経済スライドによる給付水準調整の長期化によって将来の給付費が抑制される構造にある。平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけては、全期間にわたり上方シフトしている。

図表1-3-30 基礎年金の給付費の見通しの比較【2004年度価格】

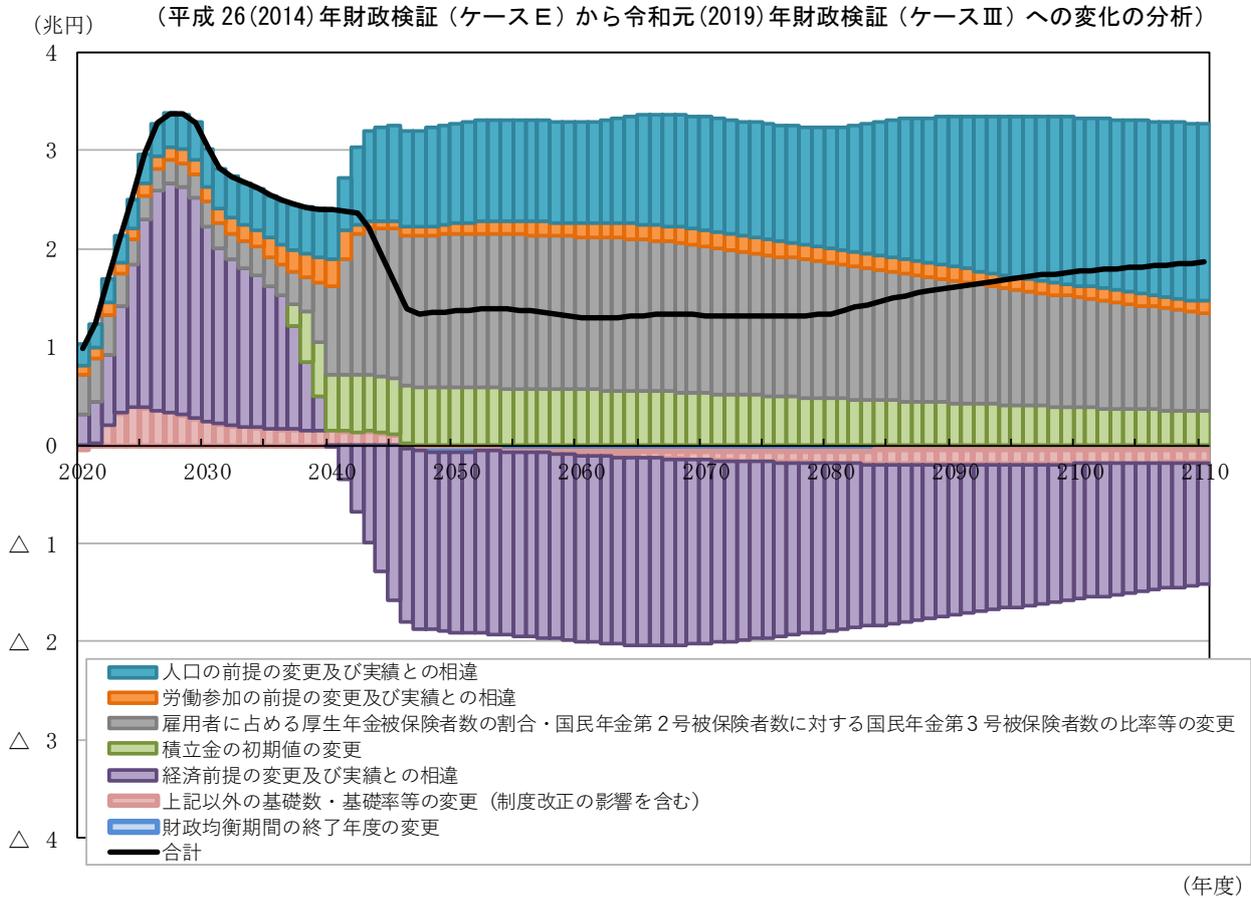
(兆円)



²⁷ 「積立金の初期値の変更」は、積立金の実績が平成26(2014)年財政検証の見通しを上回ったことによる寄与であるが、2115年度の積立度合が1を超える見通しでの分析であるため、影響が小さく現れていると考えられる。

この要因についても厚生年金給付費と同様に、平成26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけてのシフトの要因分析をした結果が図表1-3-31である。

図表1-3-31 基礎年金の給付費の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析【2004年度価格】



基礎年金の給付費の見通しのシフトの要因については、「人口の前提の変更及び実績との相違」、「雇用に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」は全期間を通じて上方シフトに寄与する主な要因となっている。前者については、出生率の見通しの上昇による寄与も含まれ、日本の人口減少が従前の見通しに比べ緩やかになり、基礎年金の受給者数が上方シフトしているほか、国民年金の財政が改善しマクロ経済スライドによる給付の抑制を緩やかにする効果が現れていると考えられる。後者については、国民年金第1号被保険者が減少し厚生年金被保険者が増加することにより、国民年金の財政が改善しマクロ経済スライドによる給付の抑制を緩やかにする効果が現れていると考えられる。

また、「積立金の初期値の変更」は、2037年度以降、上方シフトに寄与する要因となっているが、積立金の実績が平成26(2014)年財政検証の見通しを上回ったことに

よって、給付の財源が増加してマクロ経済スライドによる調整を緩やかにする効果が現れたことによる寄与である。

一方で「経済前提の変更及び実績との相違」は、2040年頃までは上方シフトに寄与する要因となっているが、その後は下方シフトに寄与する要因となっている。当初上方シフトに寄与する理由は厚生年金給付費と同様、既裁定者の年金額改定率の相違によるところが大きいと考えられる。既裁定者の年金額改定率は基本的に物価変動率であり、これは財政検証では賃金変動率よりも概ね低くなると見通されているが、この物価変動率と賃金変動率の差が平成26(2014)年財政検証よりも、実績及び令和元(2019)年財政検証の経済前提の方が小さくなっている。この結果、賃金で割り戻した2004年度価格でみた既裁定者の給付額は上方シフトしている。その後下方シフトに寄与することになるのは、マクロ経済スライドによる給付調整が進むためである。

なお、「財政均衡期間の終了年度の変更」については、寄与の程度は限定的である。

(平成16(2004)年財政再計算から令和元(2019)年財政検証にかけての給付水準の変化の分析)

厚生年金給付費と基礎年金給付費の見通しのシフトの要因分析では、「経済前提の変更及び実績との相違」²⁸が2040年頃までは上方シフトに寄与する要因となっているが、このように当初上方シフトする理由としては、財政検証の見通し上の給付水準が賃金水準との対比で高まっていることが考えられる。

給付水準が従前の見通しよりも当初高まる理由は次の3つと考えられる。一つ目はマクロ経済スライドによる給付水準の調整が従前の見通しどおりでないこと、二つ目は、賃金上昇率より低い率(物価上昇率)で改定されると見通されていた既裁定者の年金額が、賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合には賃金上昇率かそれより高い率で改定されてきたこと²⁹、三つ目は、賃金上昇率により改定されると見通されていた新規裁定者の年金額が、賃金上昇率がマイナスで物価上昇率を下回ると賃金上昇率よりも高い率で改定されてきたことである³⁰。

²⁸ この要因は、厳密には「従前の財政検証での経済前提と実績の相違」と「従前の財政検証からの経済前提の変更」の両方を包含している。

²⁹ 平成28(2016)年改正で、賃金変動率による年金改定が徹底されたことから、令和3(2021)年度以降においてはこのようなことは生じない。

³⁰ 年金改定の基本的仕組みについては第1節1(4)を参照。

ここでは、これらの要因を可能な限り定量的に明らかにするため、年金額の水準の見通しについて、平成16(2004)年財政再計算³¹から令和元(2019)年財政検証(当該財政検証までに判明している実績を含む)にかけての変化を例にとって分析を行った³²。

分析した要因は、「①マクロ経済スライドの効果の変化」(マクロ経済スライドによる給付調整の程度の変化を計上)、「②既裁定者の年金額を物価上昇率で改定する効果の変化」(新規裁定者と既裁定者の改定率の差の変化を計上)、「③新規裁定のマクロ経済スライド適用前の年金額の水準の変化」の3つである。

分析結果は、**図表 1-3-32** から **図表 1-3-35** のとおりである。

平成16(2004)年財政再計算から令和元(2019)年財政検証にかけての賃金との対比でみた相対的な年金額の水準の見通しは、基礎年金、厚生年金ともに、また新規裁定、既裁定ともに当初高まる方向に変化しており、2004年度から2020年度前後にかけてそれが拡大している。その要因としては、3つの分析要因いずれからも一定の寄与が認められるが、新規裁定では「マクロ経済スライドの効果の変化」³³によるところが比較的大きく、既裁定では「既裁定者の年金額を物価上昇率で改定する効果の変化」が比較的大きい。なお、「既裁定者の年金額を物価上昇率で改定する効果の変化」は2040年前後にかけてほぼ解消しているのは、令和元(2019)年財政検証において既裁定者の年金額の物価上昇率での改定が次第に進んでいるからである。

足下において年金額の水準が高まることで給付費が増加すれば、保険料や積立金の財源と均衡するように将来の給付費を調整する必要があるが、それは年金額の水準の乖離だけでなく、その他の様々な要因を一体としてマクロ経済スライドにより将来に向かって調整されることになる。

厚生年金では、基礎年金とは異なり、マクロ経済スライドの効果が最終的にプラスのままであるが、これは、年金額の水準以外の要素も作用した結果、マクロ経済スライドによる調整が緩和していることを意味する。

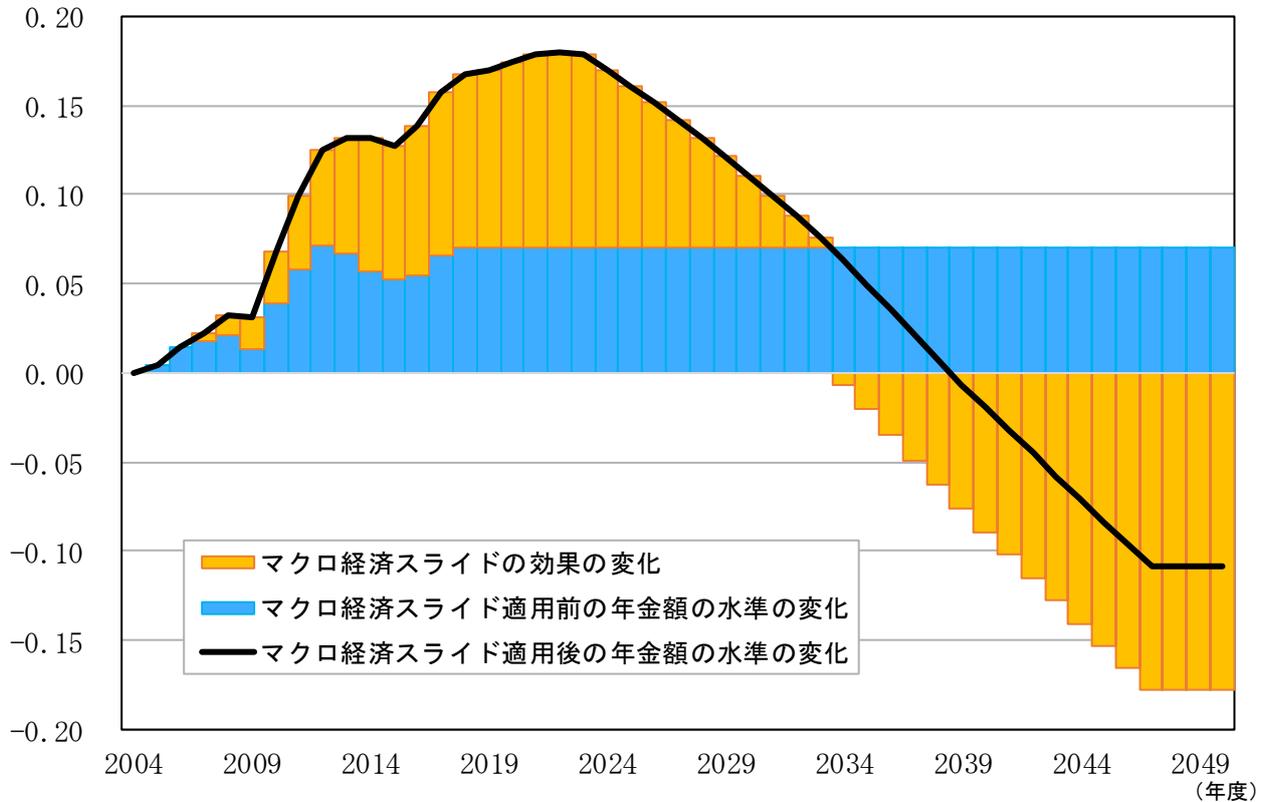
³¹ 平成16(2004)年改正により、基礎年金(1階部分)、厚生年金の報酬比例部分等(2階部分)ともに、年金額は物価や賃金の変動に応じて毎年度改定されることとなったため、平成16(2004)年財政再計算からの変化を分析することとした。

³² 具体的な分析手法については、巻末の技術的補遺(447～458頁)を参照のこと。

³³ 平成16(2004)年財政再計算ではマクロ経済スライドは2023年度に終了する見通しとなっていた。

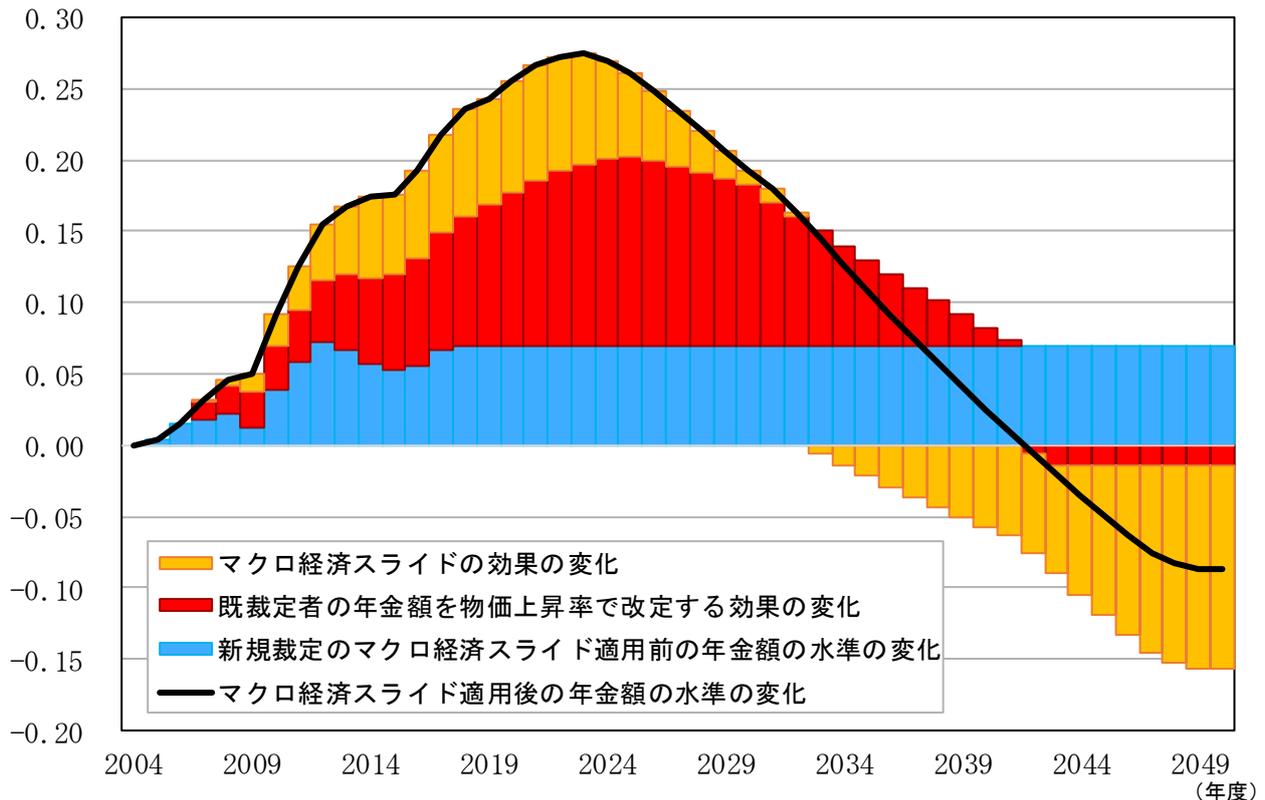
図表 1-3-32 平成 16(2004)年財政再計算から令和元(2019)年財政検証にかけての年金額の水
準の見通しの変化とその要因【基礎年金・新規裁定】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額=1とした指数)の変化



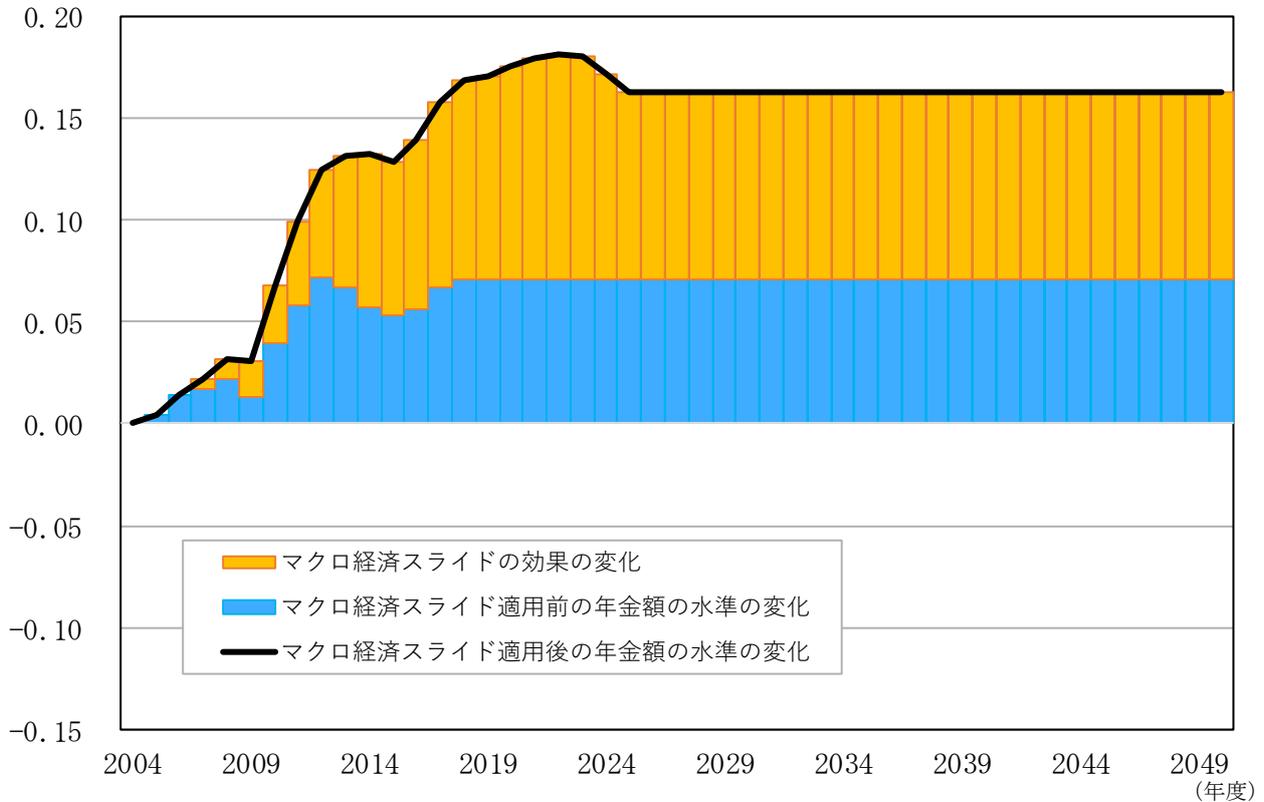
図表 1-3-33 平成 16(2004)年財政再計算から令和元(2019)年財政検証にかけての年金額の水
準の見通しの変化とその要因【基礎年金・既裁定(2004年度に既に受給権を得ていた者)】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額=1とした指数)の変化



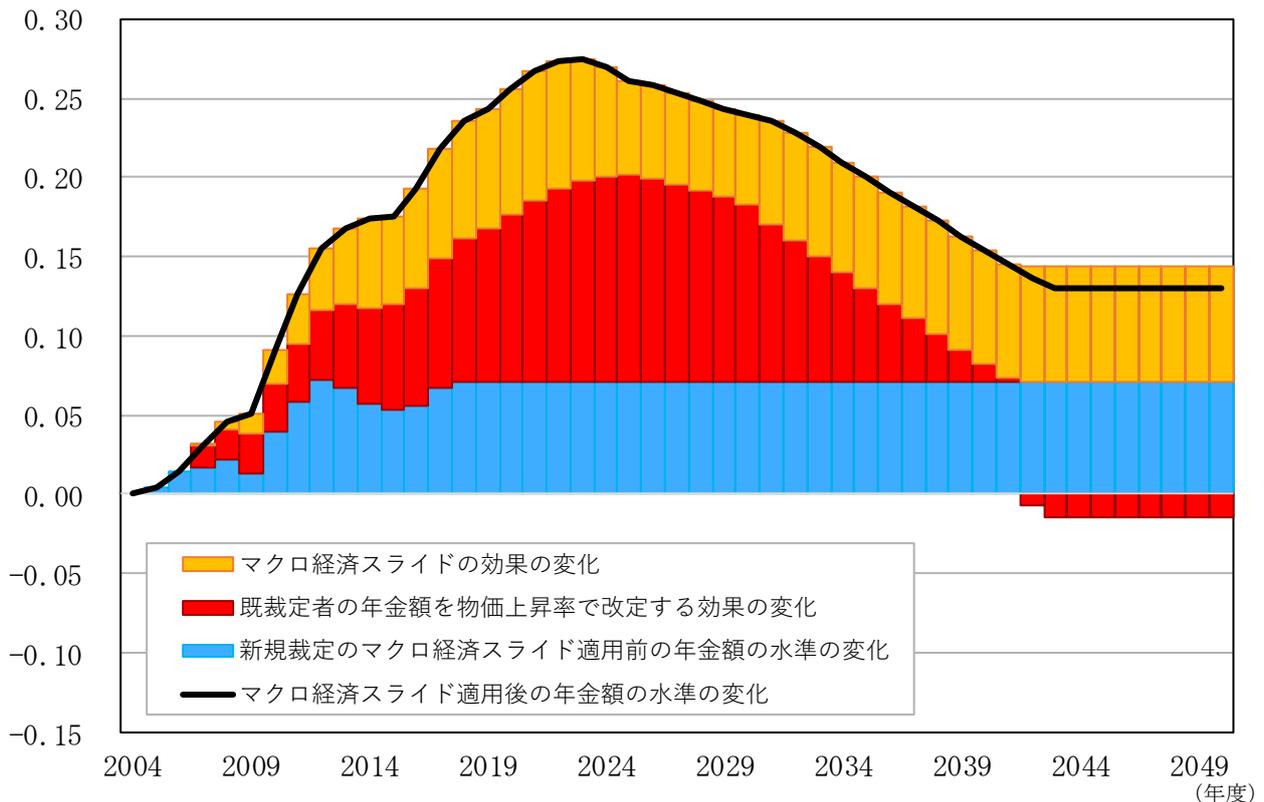
図表 1-3-34 平成 16(2004)年財政再計算から令和元(2019)年財政検証にかけての年金額の水
準の見通しの変化とその要因【厚生年金・新規裁定】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額=1とした指数)で表示



図表 1-3-35 平成 16(2004)年財政再計算から令和元(2019)年財政検証にかけての年金額の水
準の見通しの変化とその要因【厚生年金・既裁定(2004年度に既に受給権を得ていた者)】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額=1とした指数)で表示

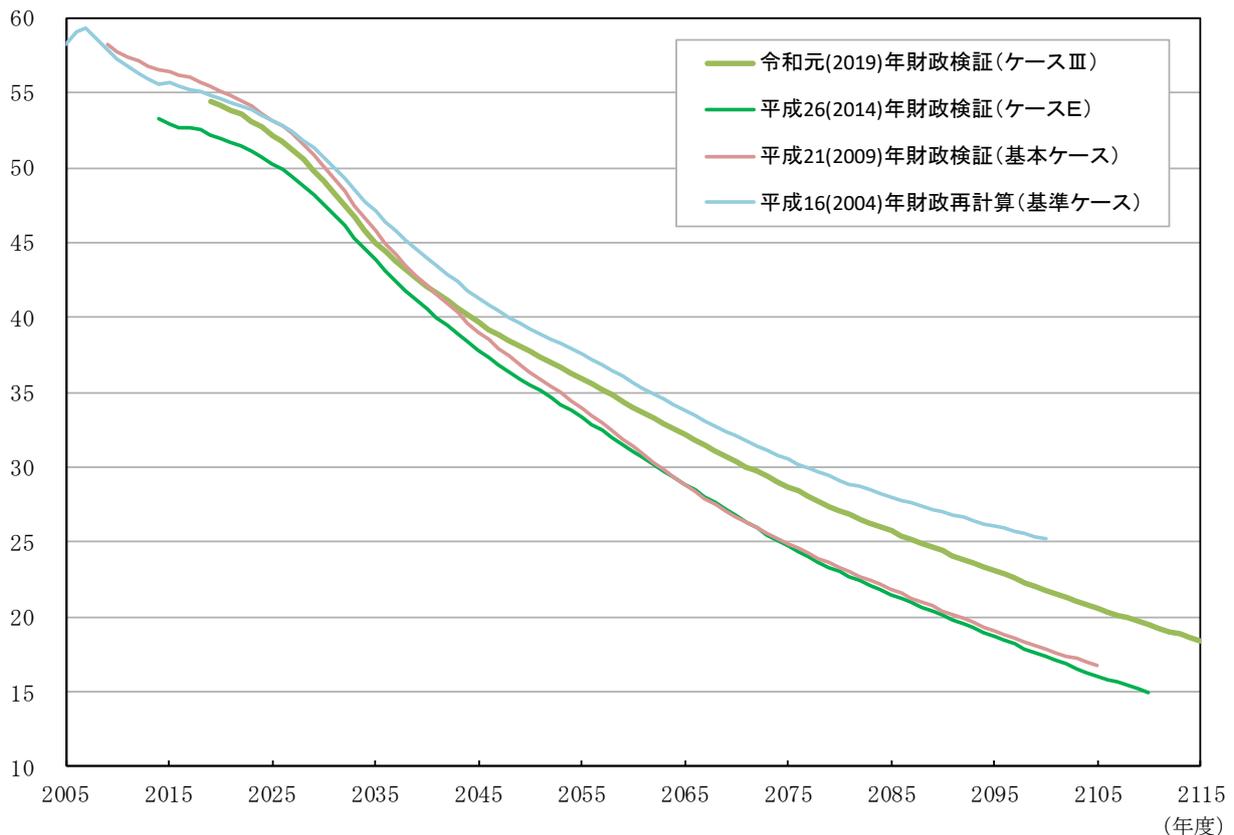


(基礎年金拠出金算定対象者数)

基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しについて比較したものが図表 1-3-36 である。平成 26(2014)年財政検証で下方シフトしたものの、令和元(2019)年財政検証では上方シフトしている。変化の要因としては、まず平成 16(2004)年財政再計算から平成 21(2009)年財政検証にかけては出生率が低下したため、遠い将来ほど大幅に下方シフトしている。次に平成 21(2009)年財政検証から平成 26(2014)年財政検証にかけては国民年金の保険料納付率の前提を実績にあわせて低下させたことに伴い足下で下方シフトしているものの、出生率が上昇しているため遠い将来ではほぼ同水準となっている。さらに平成 26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけては、国民年金の保険料納付率の前提の上昇、厚生年金被保険者数が上方シフトする一方で国民年金第 1 号被保険者³⁴が下方シフトしていること、出生率の上昇により全期間にわたり上方シフトしていると考えられる。

図表 1-3-36 基礎年金拠出金算定対象者数の見通しの比較

(百万人)

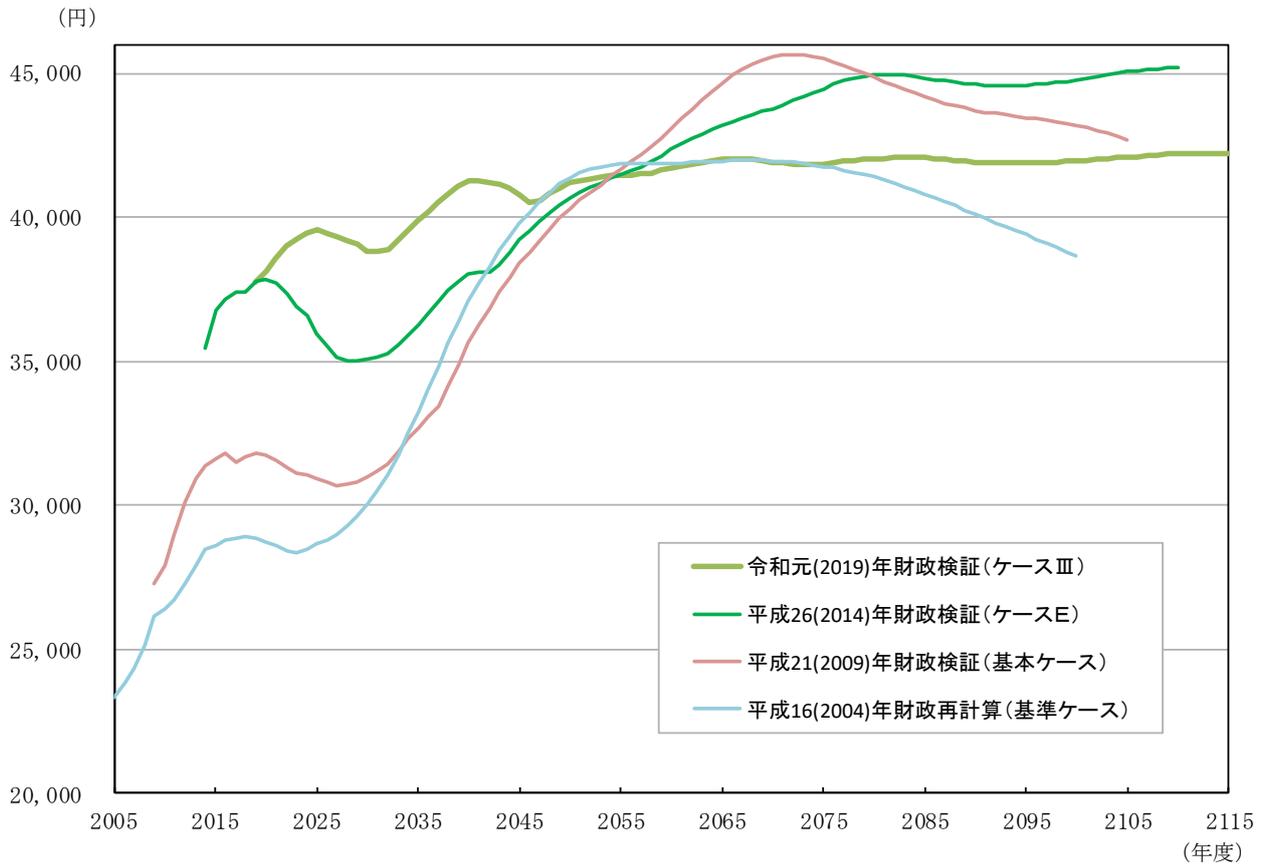


³⁴ 基礎年金拠出金算定対象者数のうち国民年金第 1 号被保険者については、保険料納付済月数を 12 で割ることで人数換算している（このため、全額免除者、保険料未納者は計上されない。また、4 分の 1 免除、半額免除、4 分の 3 免除の場合はそれぞれ保険料納付済月数を 3/4 月、1/2 月、1/4 月として計上される。）

(基礎年金拠出金単価)

基礎年金拠出金単価の将来見通しについて賃金で割り戻した2004年度価格で比較したものが図表1-3-37である。財政検証を経るごとに足下の額が上方シフトしている。このうち現在半分が国庫・公経済負担されるが、その残りは国民年金保険料17,000円を超えるようになっている。

図表1-3-37 基礎年金拠出金単価(2004年度価格)の将来見通しの比較



(6) スライド調整率の比較

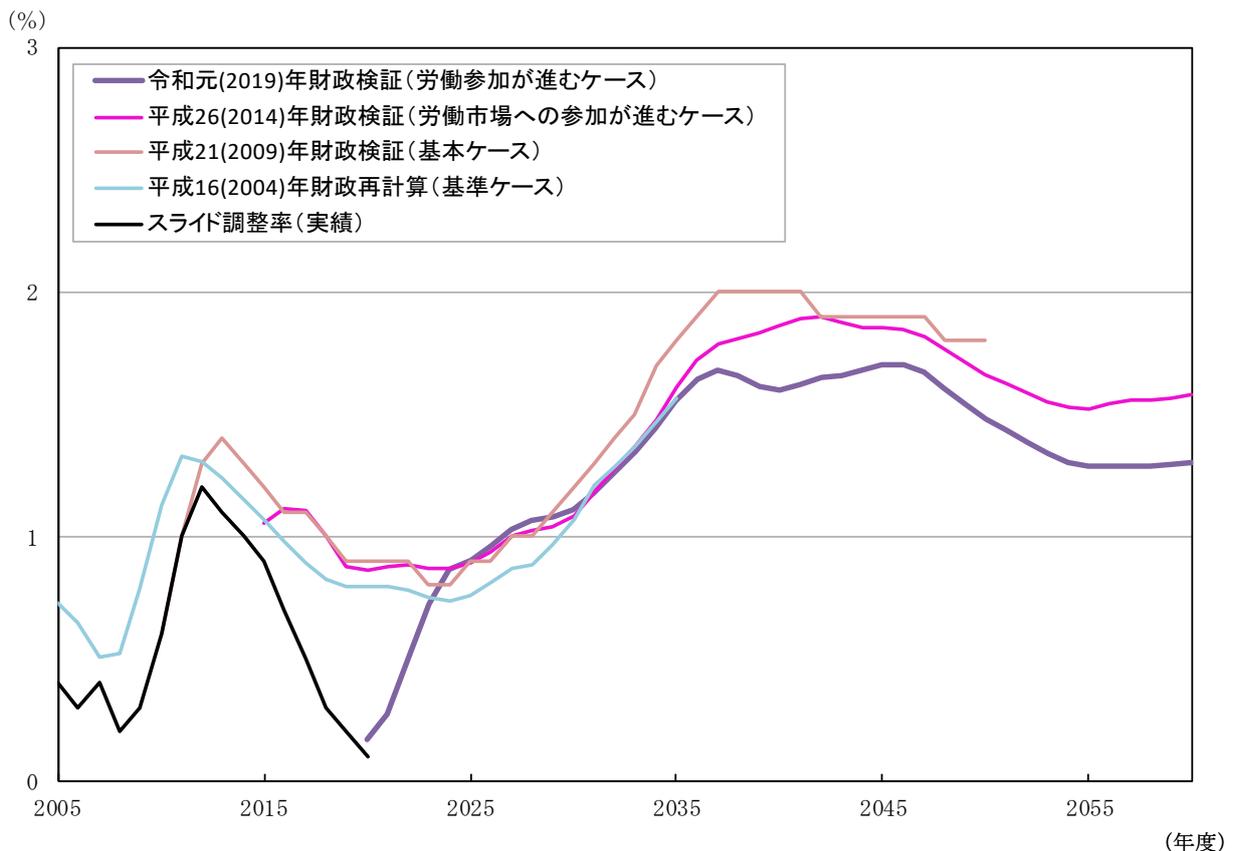
(スライド調整率)

スライド調整率とは、マクロ経済スライド調整が発動されるときに、年金額改定率の抑制の基準となる率のことで、公的年金被保険者数の減少率に平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率0.3%を加えた率として計算される。

これまでの財政検証におけるスライド調整率の見通しを比較すると、令和元(2019)年財政検証では足下の数年間では大幅な低下がみられ、その後は2035年度頃以降において0.2%程度低下しているものの、概ね類似の傾向を示している(図表1-3-38)。

なお、足下の数年間において低下しているのは、労働参加の実績や雇用者に占める厚生年金被保険者数等の割合の実績が、これまでの財政検証の前提を上回ったことの影響があると考えられる(「第3節(2)被保険者数の比較」参照)。

図表1-3-38 スライド調整率の将来見通しの比較【出生中位・死亡中位】



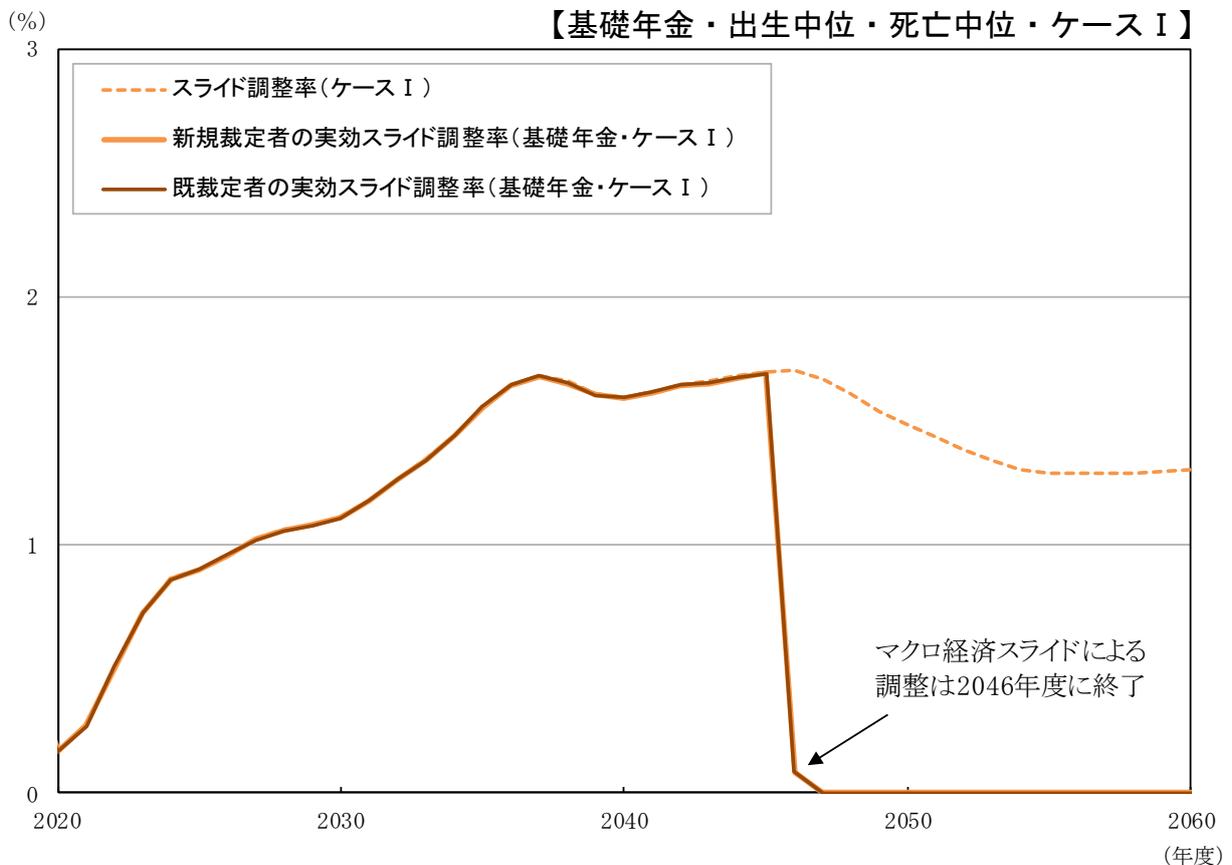
(実効スライド調整率)

マクロ経済スライドは年金の名目額を引き下げない範囲で実施されるので、賃金上昇率や物価上昇率が低いと、年金額改定率の実際の抑制幅はスライド調整率を下回ることもある。ここでは、実際の抑制幅となる調整率を実効スライド調整率という。

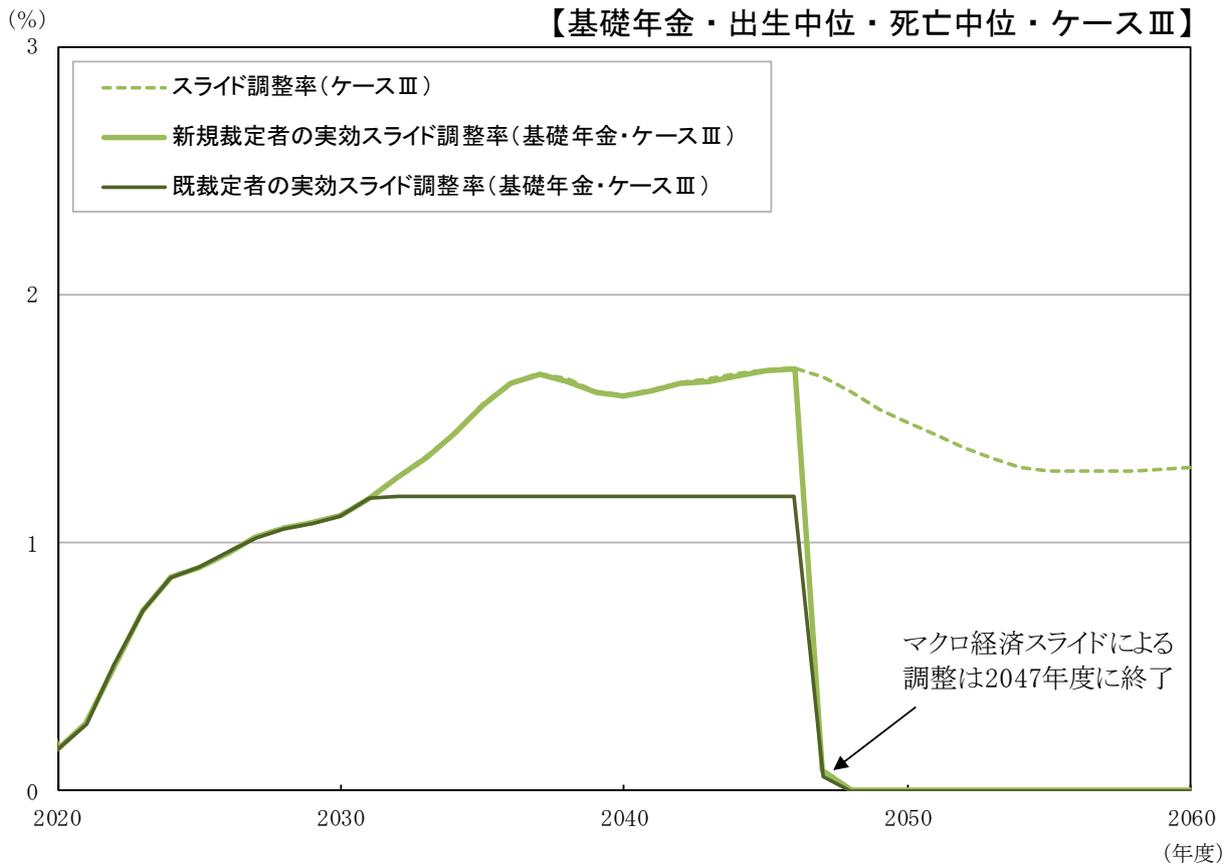
基礎年金の実効スライド調整率は、令和元(2019)年財政検証のケースⅠの場合やケースⅢの新規裁定者の場合にはスライド調整率と一致しているが、ケースⅢの既裁定者やケースⅤの場合には、年金の名目額を引き下げない範囲で実施されることからスライド調整率よりも小さくなることもある(図表1-3-39～図表1-3-41)。

なお、ケースⅤの基礎年金の新規裁定者では、2030年～2040年代にスライド調整できなかった分がその後に繰り越される、いわゆるキャリアオーバーが行われている。

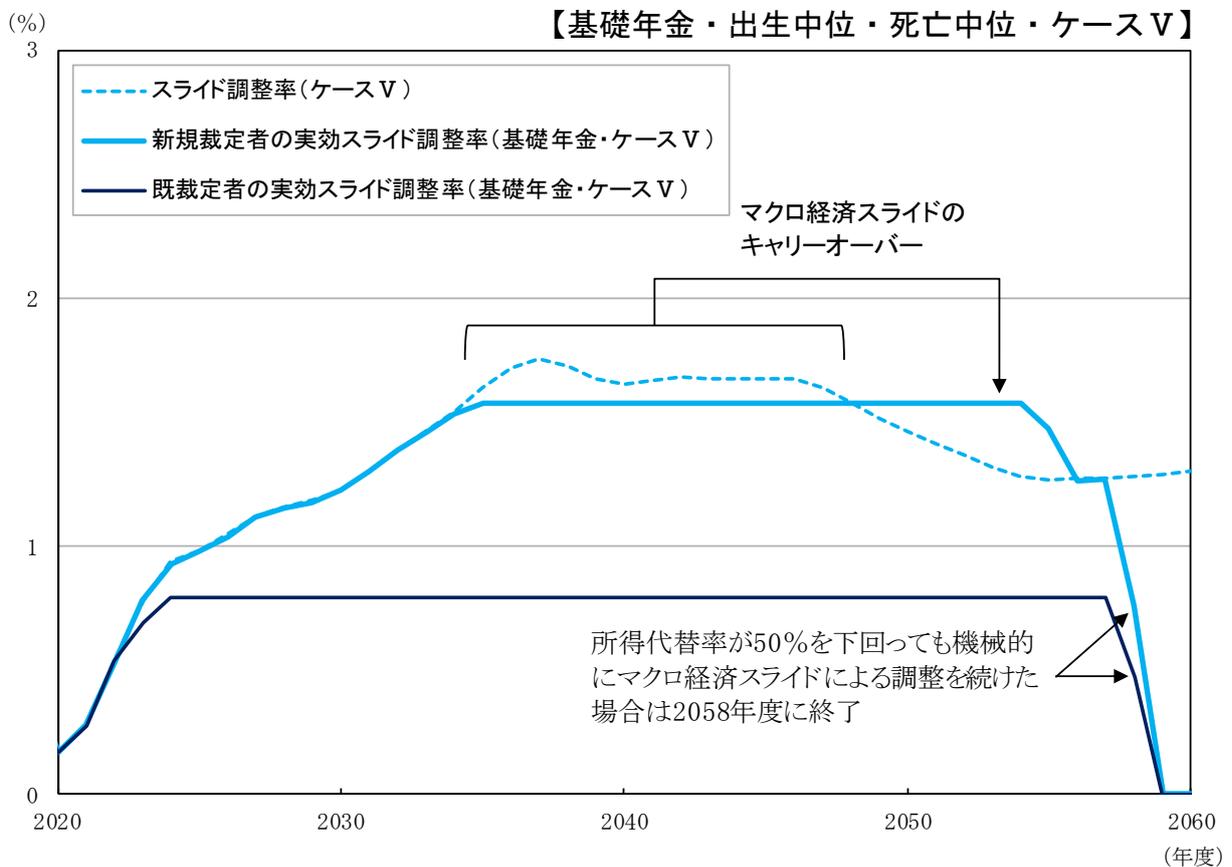
図表 1-3-39 実効スライド調整率の将来見通し



図表 1-3-40 実効スライド調整率の将来見通し



図表 1-3-41 実効スライド調整率の将来見通し

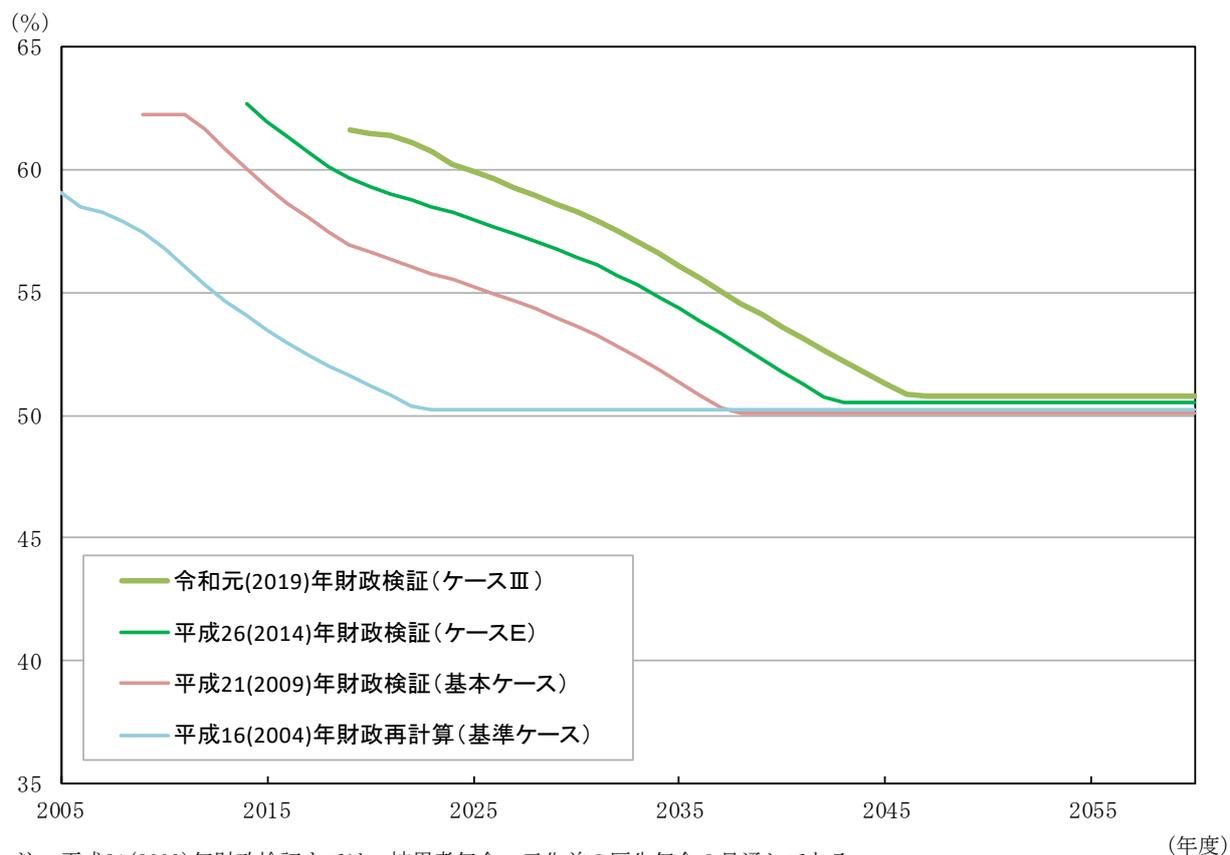


(7) 所得代替率の比較

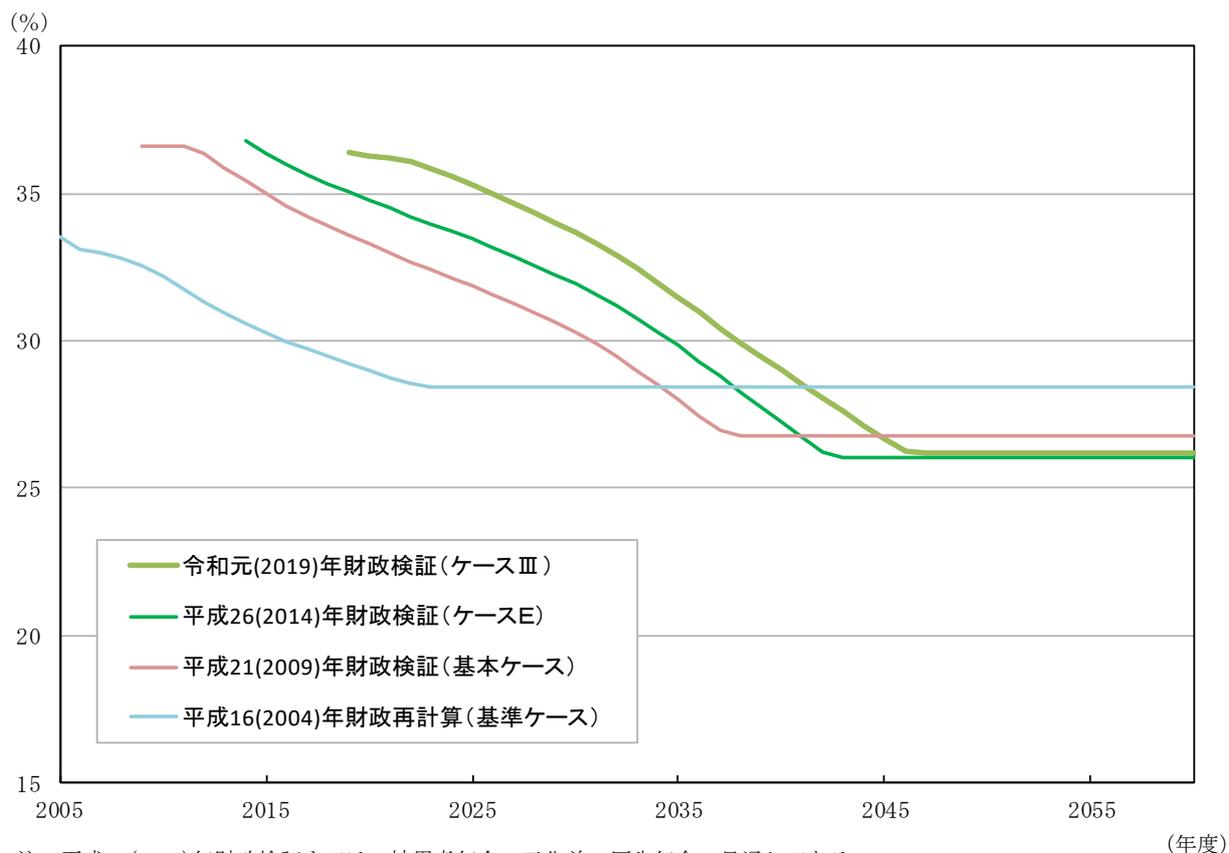
(所得代替率の見通しの比較)

厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金含む）の所得代替率について比較したものが図表1-3-42から図表1-3-44までである。これまでの間、給付水準調整が見通しどおりに進まず、財政検証を経るごとに調整は遅れる傾向にある。

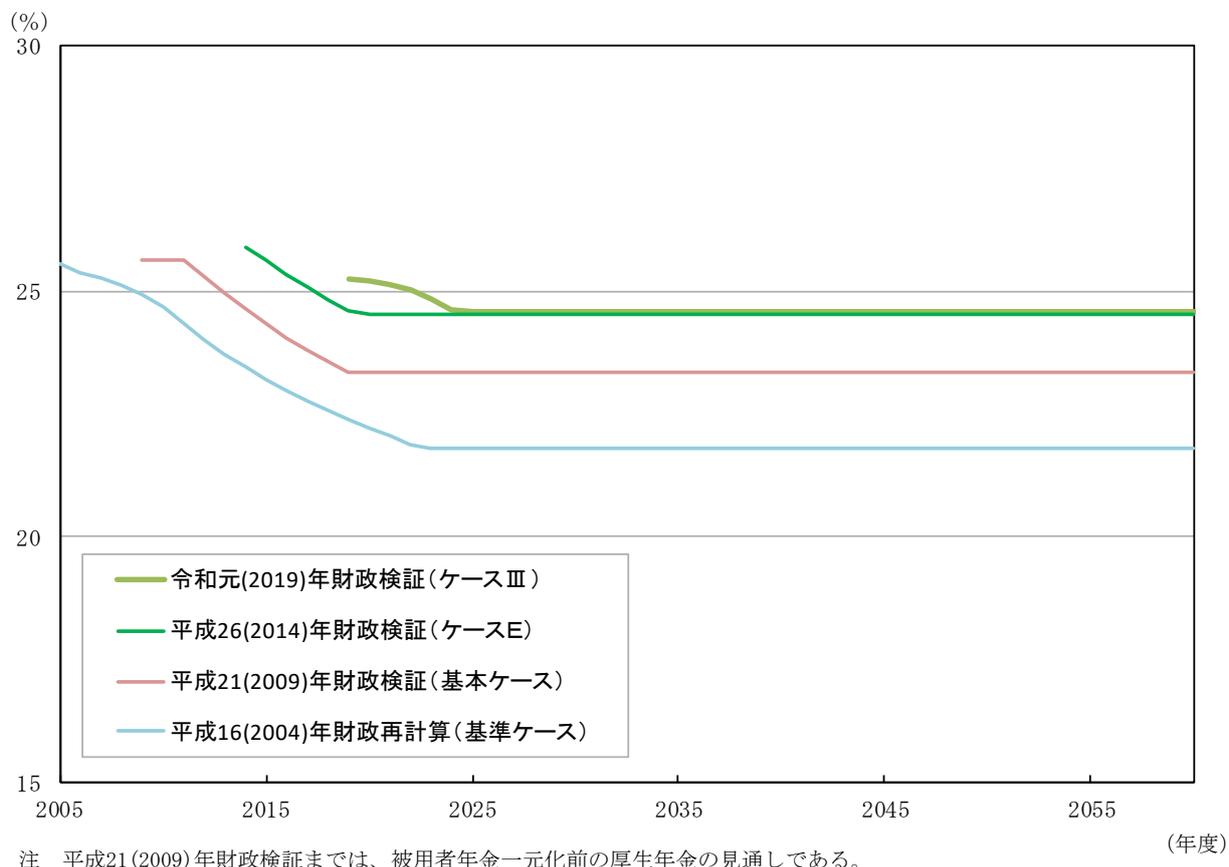
図表1-3-42 所得代替率の将来見通しの比較【計】



図表 1-3-43 所得代替率の将来見通しの比較【基礎年金部分】



図表 1-3-44 所得代替率の将来見通しの比較【報酬比例部分】



(所得代替率の見通しの変化の要因分析)

厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金含む）の所得代替率の見通しについて平成26(2014)年財政検証からのシフトの要因分析をした結果³⁵が図表1-3-45である。

厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金含む）の所得代替率のシフトの要因については、「人口の前提の変更及び実績との相違」、「雇用に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」が上方シフトに寄与する主な要因となっている。

一方で「経済前提の変更及び実績との相違」は、下方シフトに寄与する主な要因となっている。

図表1-3-45 所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析

	平成26年 財政検証 (ケースE)	変更する事項							令和元年 財政検証 (ケースIII)
		人口の前提の変更 及び実績との相違	労働参加の前提の変更 及び実績との相違	雇用に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更	積立金の初期値の変更	経済前提の変更及び実績との相違	左記以外の基礎数・基礎率等の変更 (制度改正の影響を含む)	財政均衡期間の終了年度の変更	
所得代替率	50.6	+2.0	+0.4	+2.4	+0.9	-4.4	-0.9	-0.2	50.8
基礎年金部分	26.0	+1.3	-0.0	+2.2	+0.9	-3.9	-0.3	-0.1	26.2
報酬比例部分	24.5	+0.7	+0.4	*+0.2	*+0.0	*-0.6	-0.6	-0.1	24.6
給付水準調整終了年度	2043	2年短縮	1年延長	4年短縮	1年短縮	9年延長	変動なし	1年延長	2047
基礎年金部分	2043	2年短縮	1年延長	4年短縮	1年短縮	9年延長	変動なし	1年延長	2047
報酬比例部分	2020	2年短縮	2年短縮	*2年短縮	*変動なし	8年延長	2年延長	1年延長	2025

※ 厚生年金の2115年度の積立度合が1を超える見通しへの変化（からの変化）となっているため、変更による所得代替率への影響が小さく現れていると考えられる。

³⁵ 給付水準調整終了後の最終的な所得代替率についてシフトの要因分析を行っている。

(8) 積立金の給付への充當時期の比較

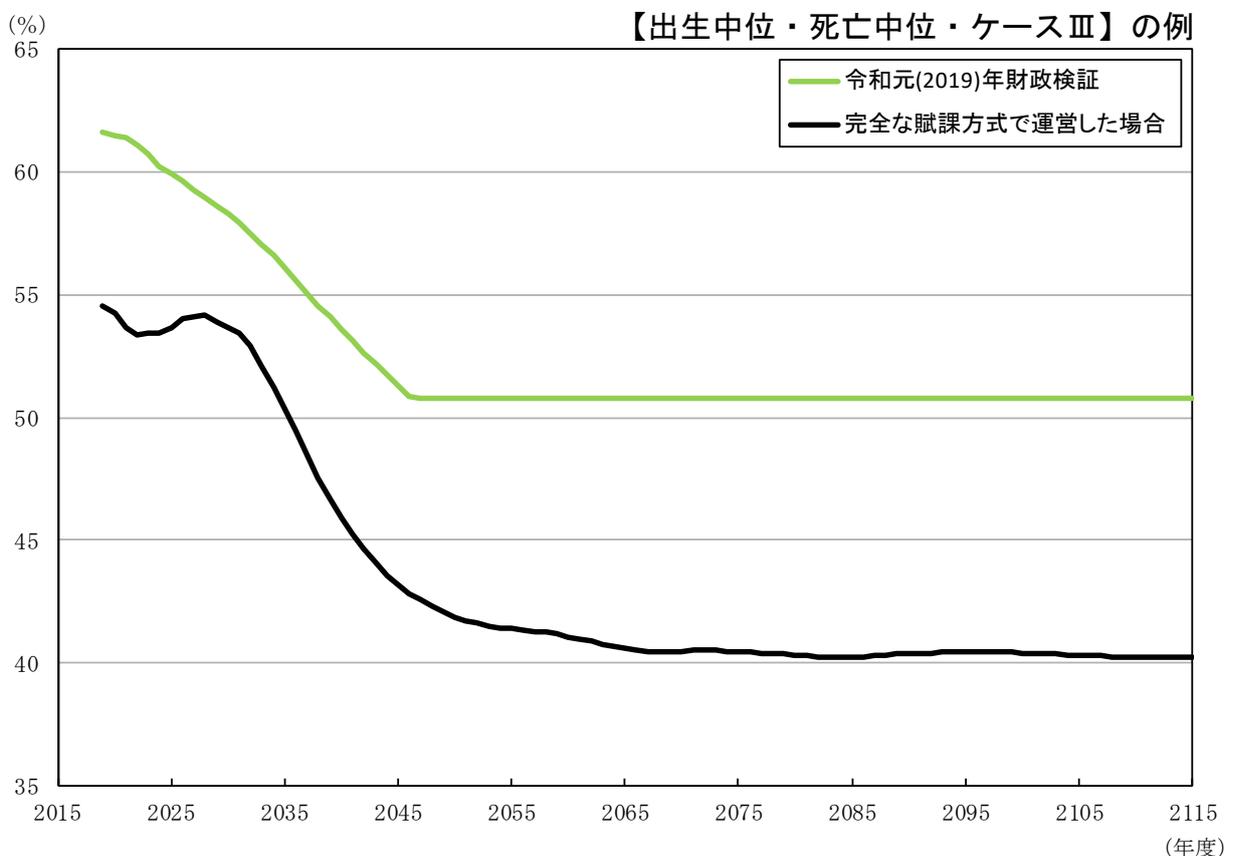
(分析手法)

以下で、完全な賦課方式の場合の所得代替率とは、保険料収入は現行法どおりとし、仮にある年度の給付費や基礎年金拠出金をその年度の保険料と国庫・公経済負担のみ全て充当してまかなうとしたときに、そのときに支給できる年金額の水準に基づいて算出した所得代替率としている。

公的年金制度では世代間扶養の仕組みである賦課方式を基本としているものの、実際には積立金を保有し、積立金の元本又は運用収益を給付に充当していることから、現行法に基づく所得代替率は、完全な賦課方式で運営した場合の所得代替率より高くなることが多い。

財政検証における所得代替率と、完全な賦課方式の場合の所得代替率を比較すると、例えば令和元(2019)年財政検証の出生中位・死亡中位、ケースⅢであれば、財政検証における所得代替率は、完全な賦課方式の場合の所得代替率よりも高い水準になっている(図表 1-3-46)。これらの差を考察することによって、将来のどの時期の給付にどの程度の積立金(運用収入又は元本)が充当されているかが分かる。

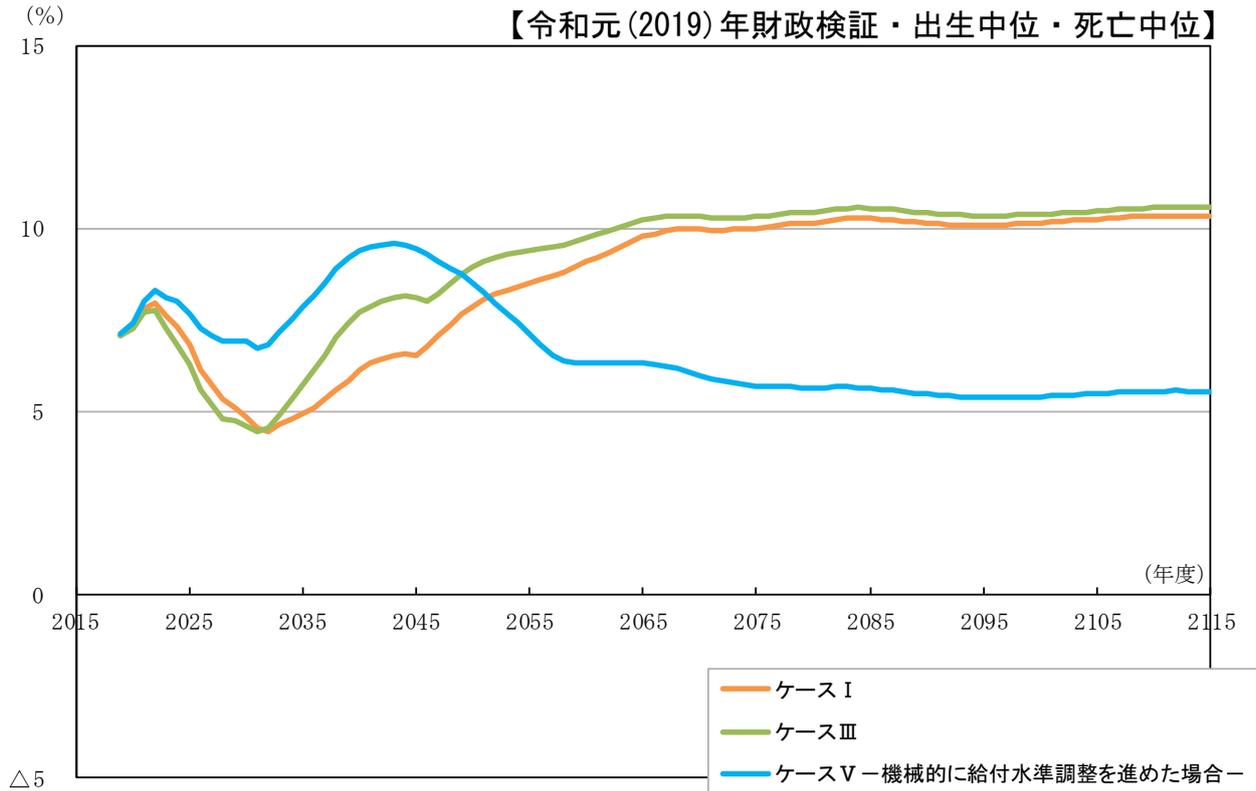
図表 1-3-46 財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率



(経済前提の相違による比較)

財政検証における所得代替率と、完全な賦課方式の場合の所得代替率の差については、令和元(2019)年財政検証の出生中位・死亡中位の場合、ケースⅠとケースⅢでは遠い将来になるほど高いが、ケースⅤでは遠い将来ほど低い。つまりケースⅠとケースⅢでは遠い将来の給付に多くの積立金が充当されているが、ケースⅤでは2030～2040年代により多くの積立金が充当されている(図表1-3-47)。

図表1-3-47 財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率の差
【令和元(2019)年財政検証・出生中位・死亡中位】



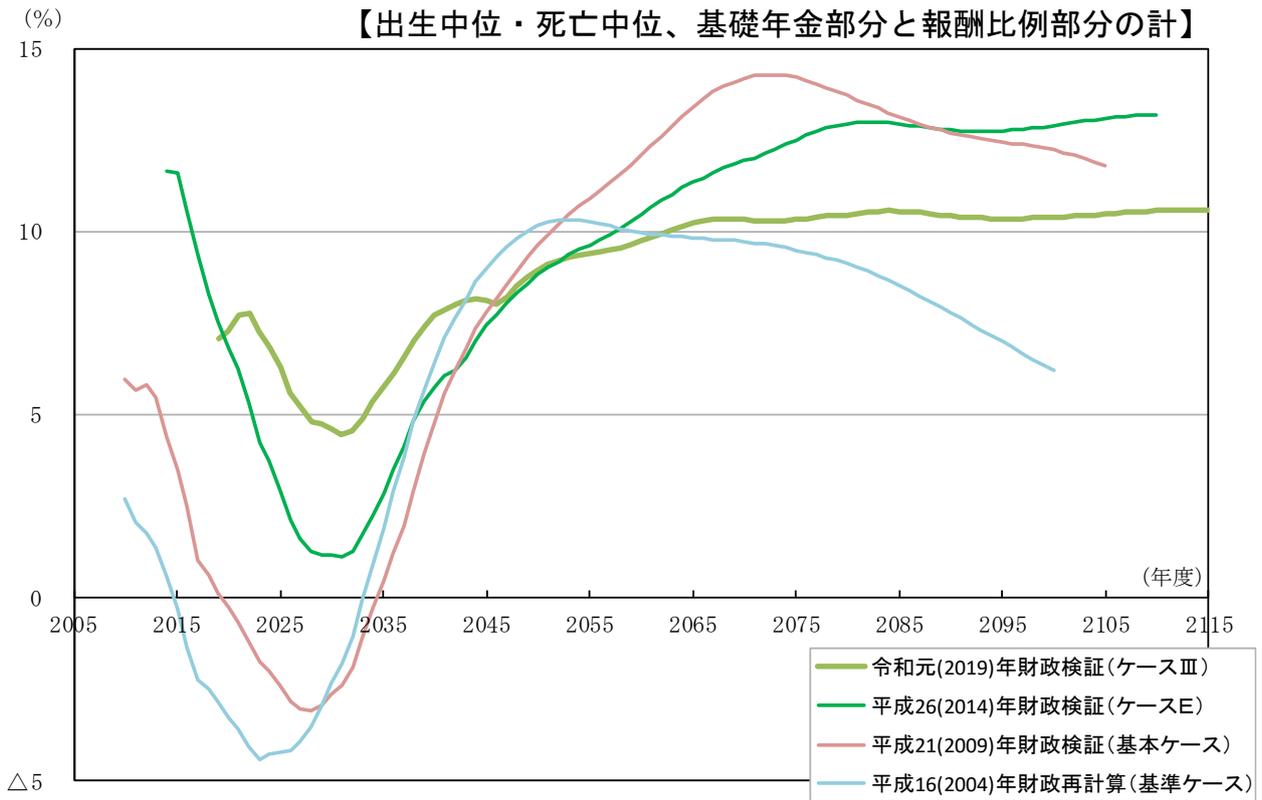
(これまでの財政検証・財政再計算との比較)

これまでの財政検証・財政再計算から中間的なケースを1つずつ取り出して、財政検証における所得代替率と、完全な賦課方式の場合の所得代替率の差を比較すると、いずれも遠い将来になるほど高い。つまり遠い将来ほど給付に積立金が多く充当されている。ただし、新しい財政検証ほど、近い将来にもより多くの積立金が充当されるようになってきている(図表1-3-48)。

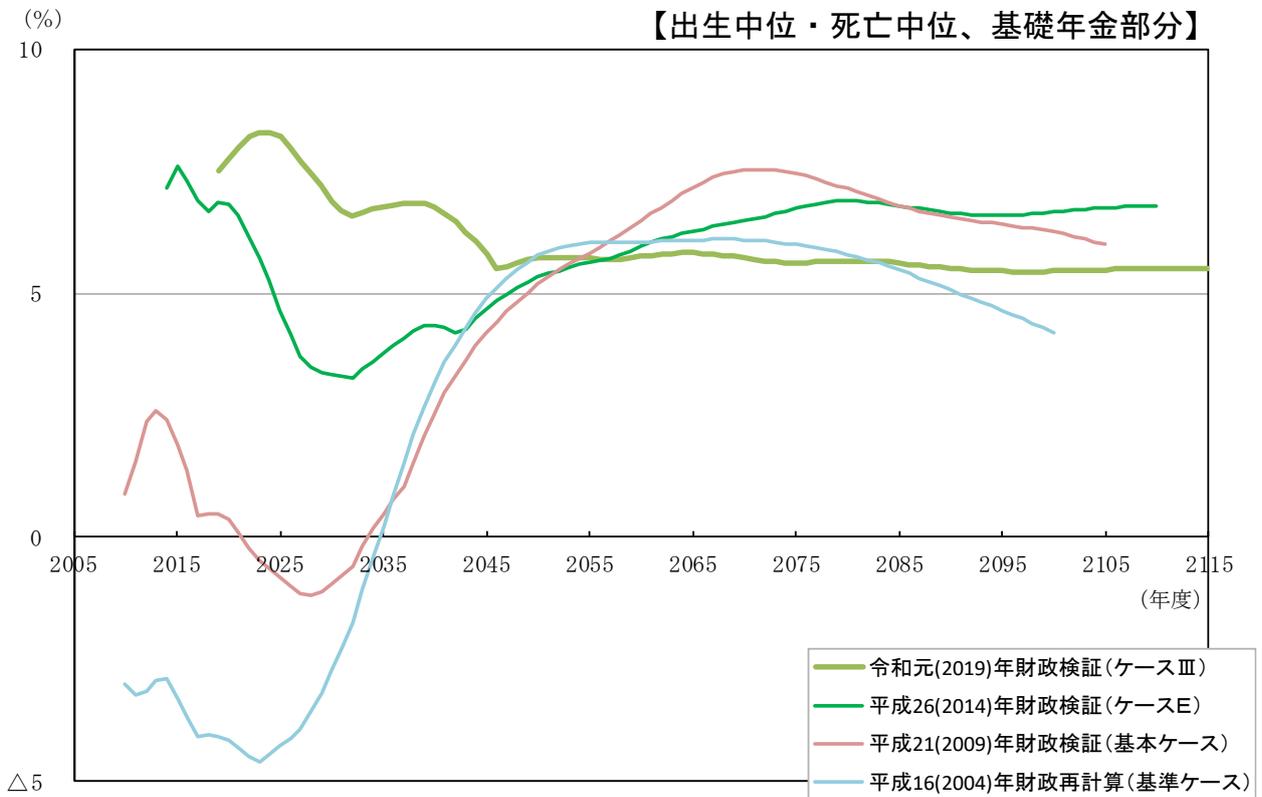
これを基礎年金部分に限って観察すると、令和元(2019)年財政検証では、近い将来ほど、給付に多くの積立金が充当されるようになっている(図表1-3-49)。

他方で報酬比例部分については、近い将来では、給付に充当される積立金が減少している(図表1-3-50)。

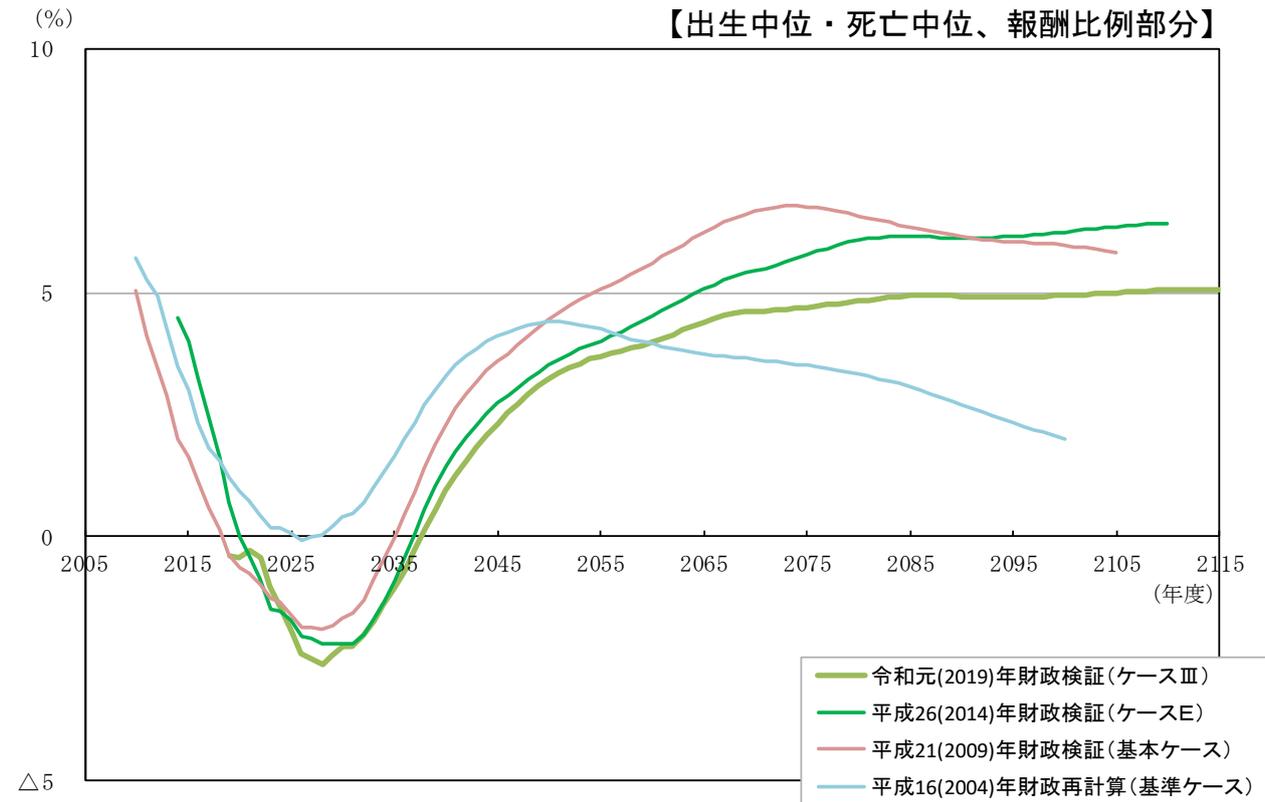
図表 1-3-48 財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率の差
【出生中位・死亡中位、基礎年金部分と報酬比例部分の計】



図表 1-3-49 財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率の差
【出生中位・死亡中位、基礎年金部分】



図表 1-3-50 財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率の差
【出生中位・死亡中位、報酬比例部分】



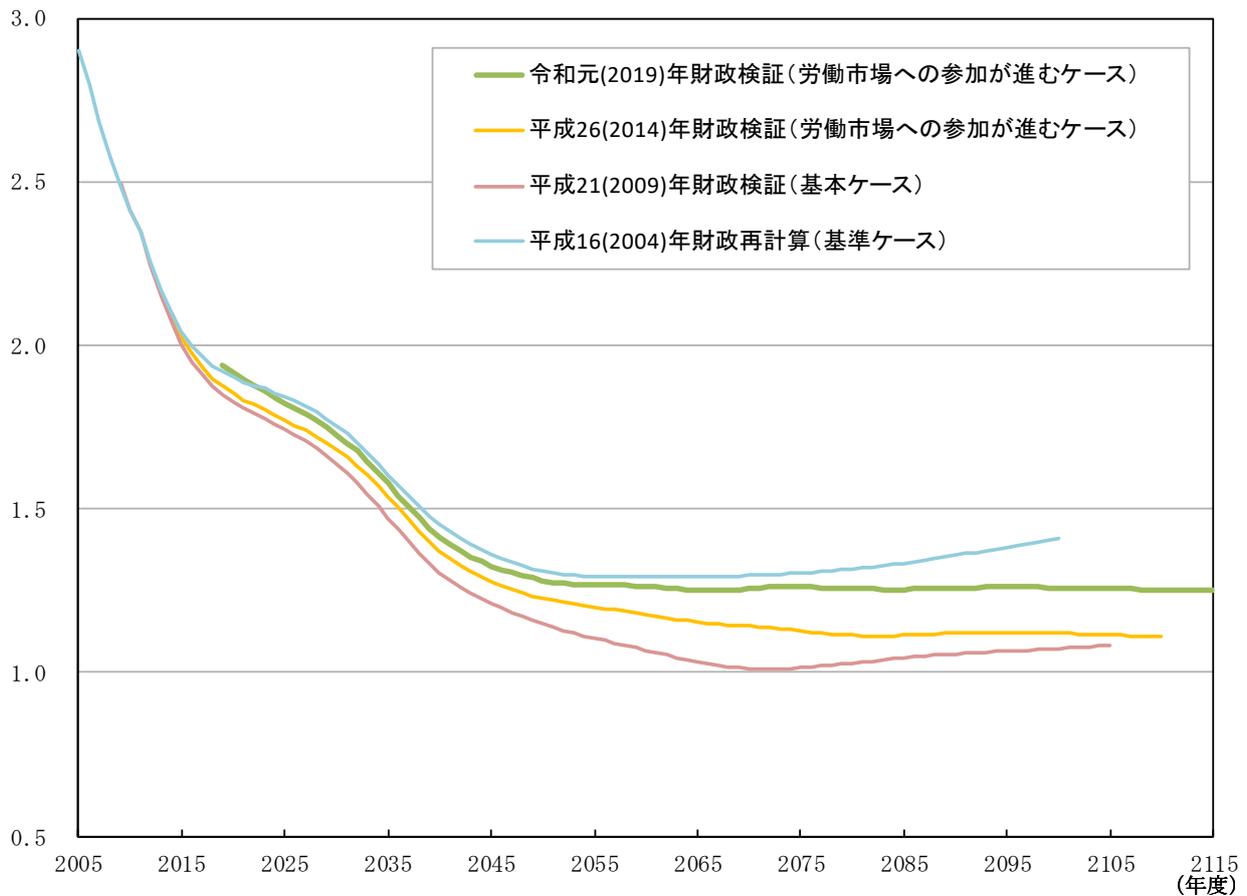
注 平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

(9) 年金扶養比率の比較

年金扶養比率³⁶、すなわち1人の老齢年金受給者を何人の被保険者で支えているかについて比較したものが図表1-3-51及び図表1-3-52である。年金扶養比率は、賦課方式で運営する年金制度にとってその運営環境を反映する指標でもある。

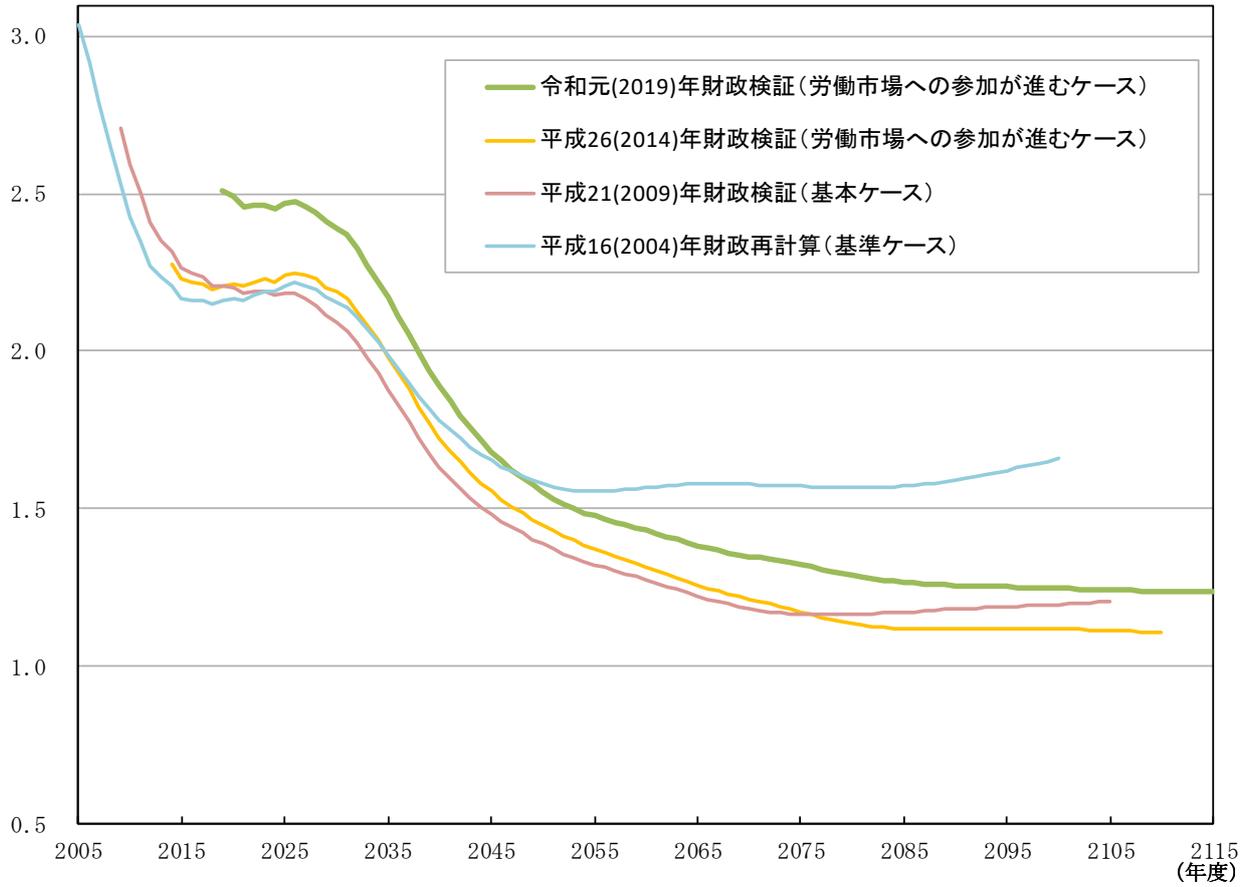
基礎年金、厚生年金ともに、平成21(2009)年財政検証以降、概ね上方シフトが続いている。

図表1-3-51 年金扶養比率の将来見通しの比較【基礎年金】



³⁶ 厚生年金については、
 年金扶養比率＝厚生年金被保険者数／老齢厚生・退職共済年金（老齢・退年相当）受給者数
 基礎年金については、
 年金扶養比率＝国民年金第1～3号被保険者数／老齢基礎年金受給者数

図表 1-3-52 年金扶養比率の将来見通しの比較【厚生年金】



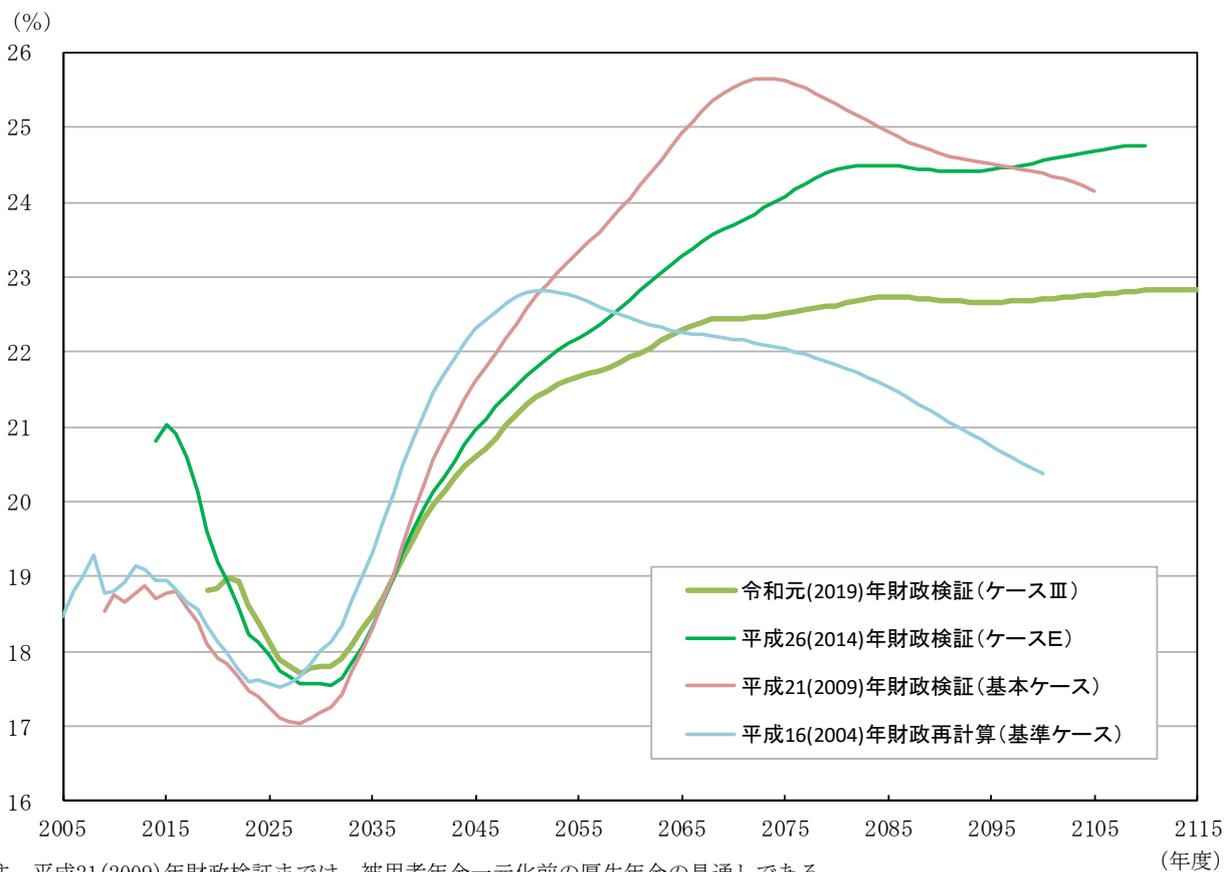
(10) 総合費用(率)の比較

(厚生年金の総合費用率)

厚生年金の総合費用率³⁷とは、総合費用(報酬比例部分等の給付費と基礎年金拠出金の合計から国庫負担等を除いたもの)の標準報酬総額に対する比率であり、これを比較したものが図表1-3-53である。総合費用率とは、完全な賦課方式で運営した場合の保険料率に相当するものであり、これが法律上の保険料率18.3%を超えていれば、その差は積立金から充当されることになる。

令和元(2019)年財政検証では、平成26(2014)年財政検証と比べて、概ね2040年度以降において下方シフトしており、特に2060年代以降はそれが顕著である。

図表1-3-53 厚生年金の総合費用率の将来見通しの比較



注 平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

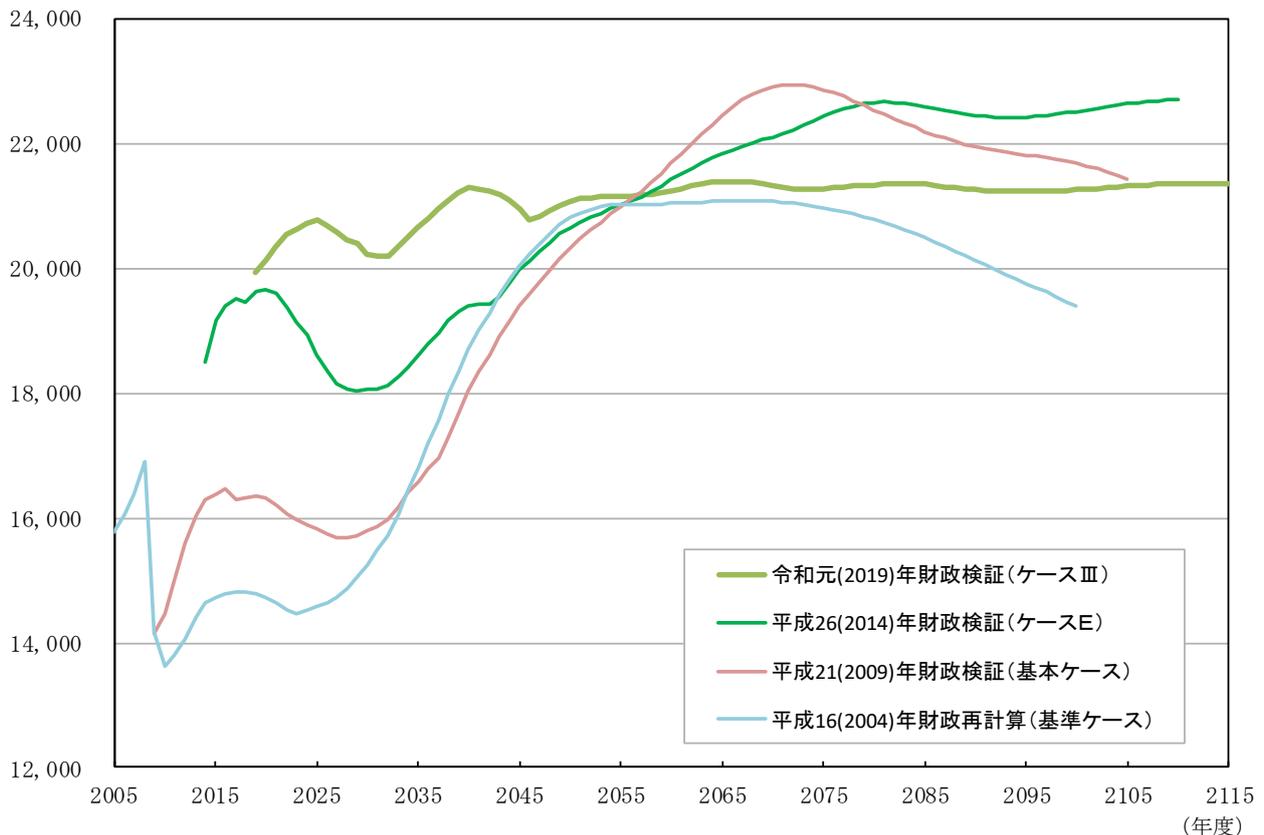
³⁷ 総合費用率 = 総合費用 / 標準報酬総額 × 100
 = (実質的な支出 - 国庫・公経済負担) / 標準報酬総額 × 100
 ここで、実質的な支出 = 給付費 + 基礎年金拠出金

(国民年金の総合費用の保険料換算)

国民年金の総合費用の保険料換算とは、総合費用（基礎年金拠出金とその他の国民年金の給付費の合計から国庫負担等を除いたもの）を被保険者1人あたり1月あたりの保険料に換算したものであり、総合費用を保険料収入で除したものに保険料月額（2004年度価格）を乗じて算出される。これは完全な賦課方式で運営した場合における保険料月額（2004年度価格）に相当するものであり、これが法律上の保険料17,000円を超えていれば、その差は積立金から充当されることとなる。

総合費用の保険料換算（2004年度価格）³⁸を比較したものが図表1-3-54である。令和元(2019)年財政検証では、平成26(2014)年財政検証と比べて、特に2050年度頃までは上方シフトしている。この傾向は、基礎年金拠出金単価の動向と連動している（図表1-3-37参照）。

図表1-3-54 国民年金の総合費用の保険料換算（2004年度価格）の将来見通しの比較
(円)



³⁸ 総合費用の保険料換算（2004年度価格）＝総合費用／保険料収入×保険料月額（2004年度価格）
＝（実質的な支出－国庫・公経済負担）／保険料収入×保険料月額（2004年度価格）
ここで、実質的な支出＝給付費＋基礎年金拠出金

(厚生年金の総合費用率の見通しの変化の要因)

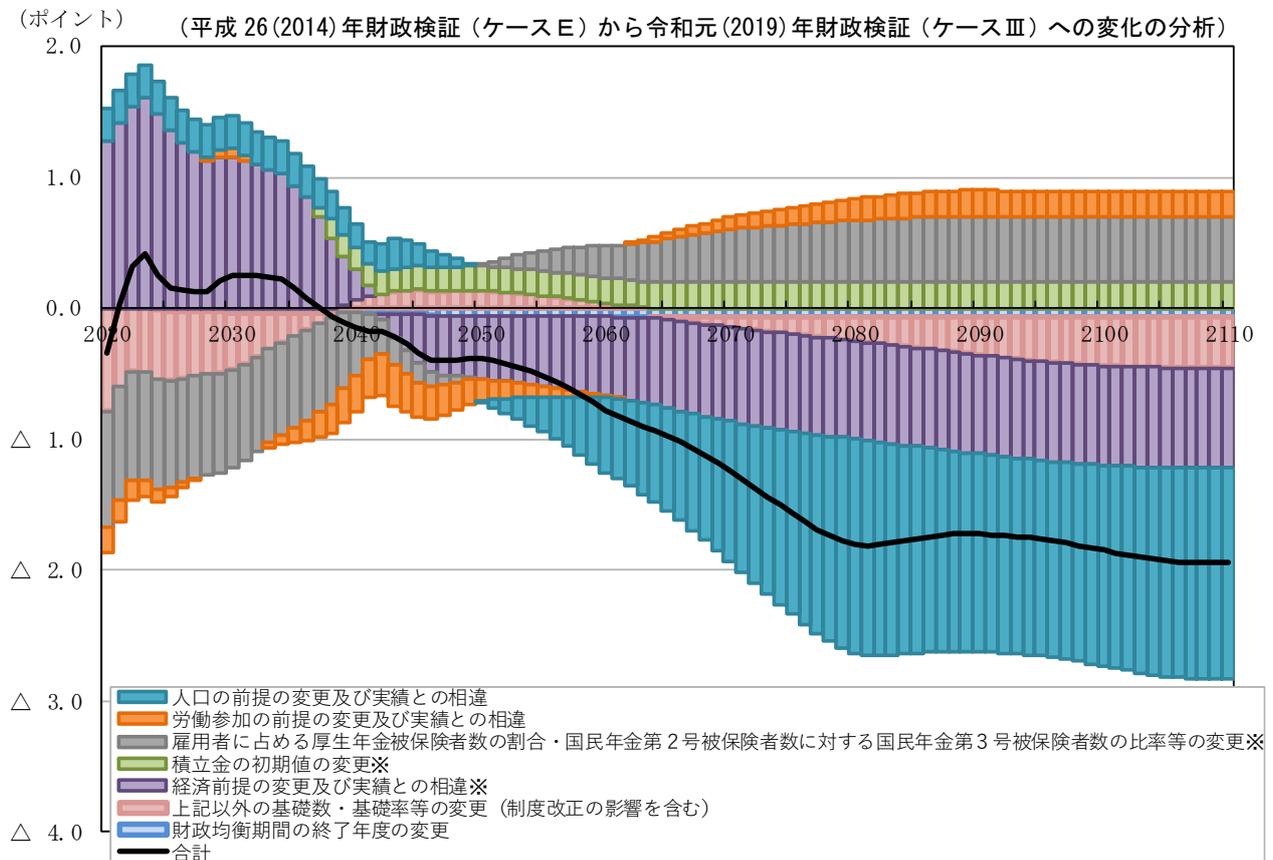
厚生年金の総合費用率の見通しは2030年代後半まで上方シフトし、その後は下方シフトする結果となっている。厚生年金の総合費用率は、標準報酬総額に対する保険料財源で賄う支出の比率であることから、この変化の要因は、厚生年金給付費、基礎年金給付費、被保険者数の変化の要因に関連している(図表1-3-55)。

「経済前提の変更及び実績との相違」は当初上方シフトに寄与し、その後下方シフトに寄与しているが、この理由は厚生年金給付費、基礎年金給付費と同様と考えられる。

また「人口の前提の変更及び実績との相違」が2050年代以降に下方シフトの要因となっている。これは、厚生年金給付費、基礎年金給付費の上方シフト要因である一方で、被保険者数の上方シフト要因(総合費用率に対しては下方シフト要因)であり、総合すると下方シフトの要因となっていることが分かる。

「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」と「労働参加の前提の変更及び実績との相違」については、被保険者の増加により当初は下方シフト要因となるが、最終的には厚生年金給付費や基礎年金拠出金も増加することから上方シフト要因になっていると考えられる。

図表1-3-55 厚生年金の総合費用率の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析



※厚生年金の2115年度の積立度が1を超える見通しへの変化(からの変化)となっているため、変更による影響が小さく現れていると考えられる。

(年度)

(国民年金の総合費用の保険料換算の見通しの変化の要因)

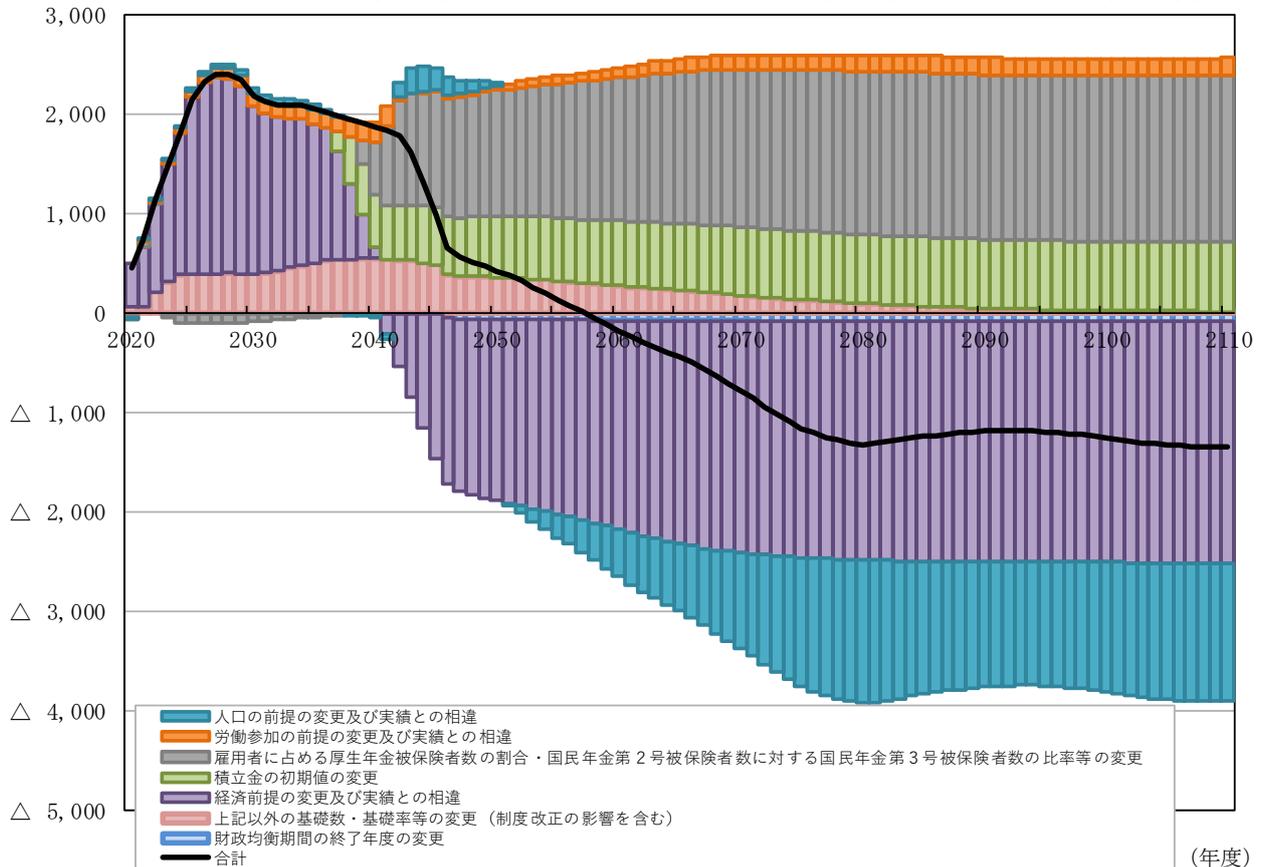
国民年金の総合費用の保険料換算の見通しは2050年代後半まで上方シフトし、その後はいずれも下方シフトする結果となっている。国民年金の総合費用の保険料換算は、保険料財源で賄う支出を保険料収入で除して、保険料月額(2004年度価格)を乗じたものであることから、基礎年金給付費と被保険者数の変化の要因とも関連している(図表1-3-56)。

「経済前提の変更及び実績との相違」は当初上方シフトに寄与し、その後下方シフトに寄与しているが、この理由は基礎年金給付費と同様である。

「人口の前提の変更及び実績との相違」は、2050年代以降、下方シフトに寄与する大きな要因となっている。これは、基礎年金給付費の上方シフト要因であるとともに被保険者数の上方シフト要因でもあるが、総合すると下方シフトの要因となっていることが分かる。

「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」と「労働参加の前提の変更及び実績との相違」は、2040年代以降、上方シフトに寄与する要因となっているが、これは基礎年金給付費と同様の理由と考えられる。

図表1-3-56 国民年金の総合費用の保険料換算(2004年度価格)の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析
(円) (平成26(2014)年財政検証(ケースE)から令和元(2019)年財政検証(ケースⅢ)への変化の分析)

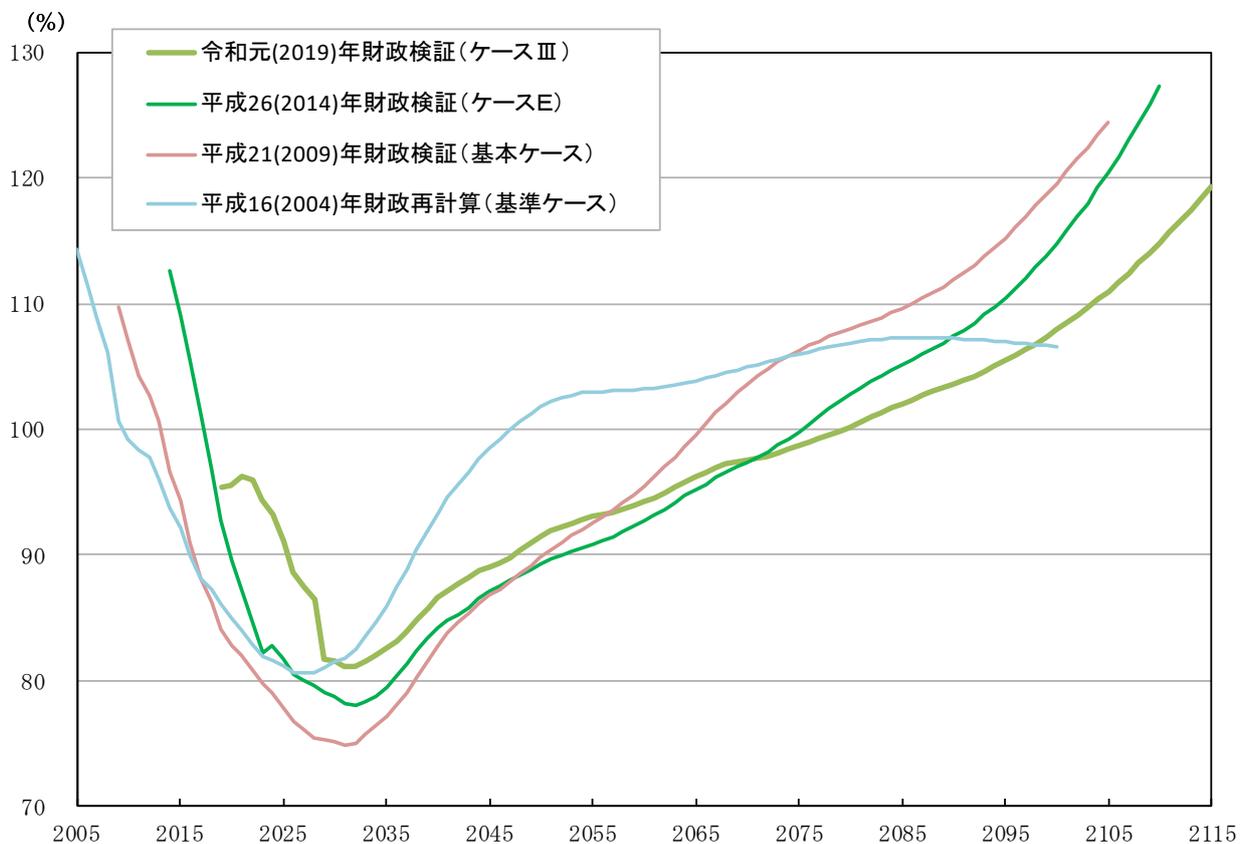


(11) 収支比率の比較

収支比率³⁹の将来見通しについて比較したものが図表1-3-57及び図表1-3-58である。収支比率は単年度の収入に対する支出の比率であり、この比率が100%を超えると積立金の元本を取り崩していることになる。

財政検証の度に財政均衡期間の終了年度が延びていることに伴い、最終的に100%を超える時期は遅延する傾向にあり、令和元(2019)年財政検証では、厚生年金の場合は、2080年度頃から、国民年金の場合は2090年度頃から、100%を超える見通しとなっている。国民年金の場合は、令和元(2019)年財政検証で2025年度前後にも100%を超え、積立金の元本の取崩しが進む見通しとなっている。

図表1-3-57 収支比率の将来見通しの比較【厚生年金】

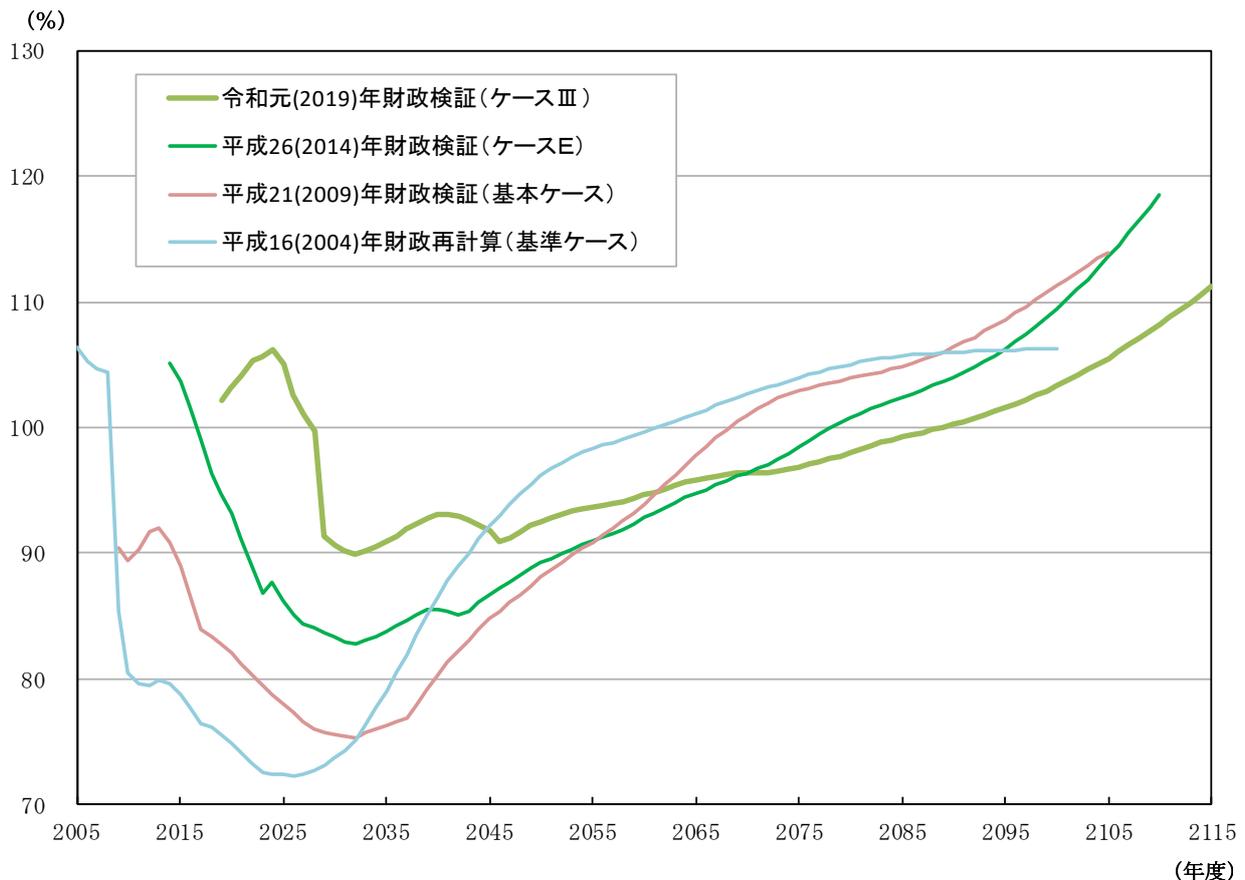


注 平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

(年度)

³⁹ 収支比率 = 総合費用 / (保険料収入 + 運用損益) × 100
 = (実質的な支出 - 国庫・公経済負担) / (保険料収入 + 運用損益) × 100
 ここで、実質的な支出 = 給付費 + 基礎年金拠出金

図表 1-3-58 収支比率の将来見通しの比較【国民年金】



(12) 積立比率の比較

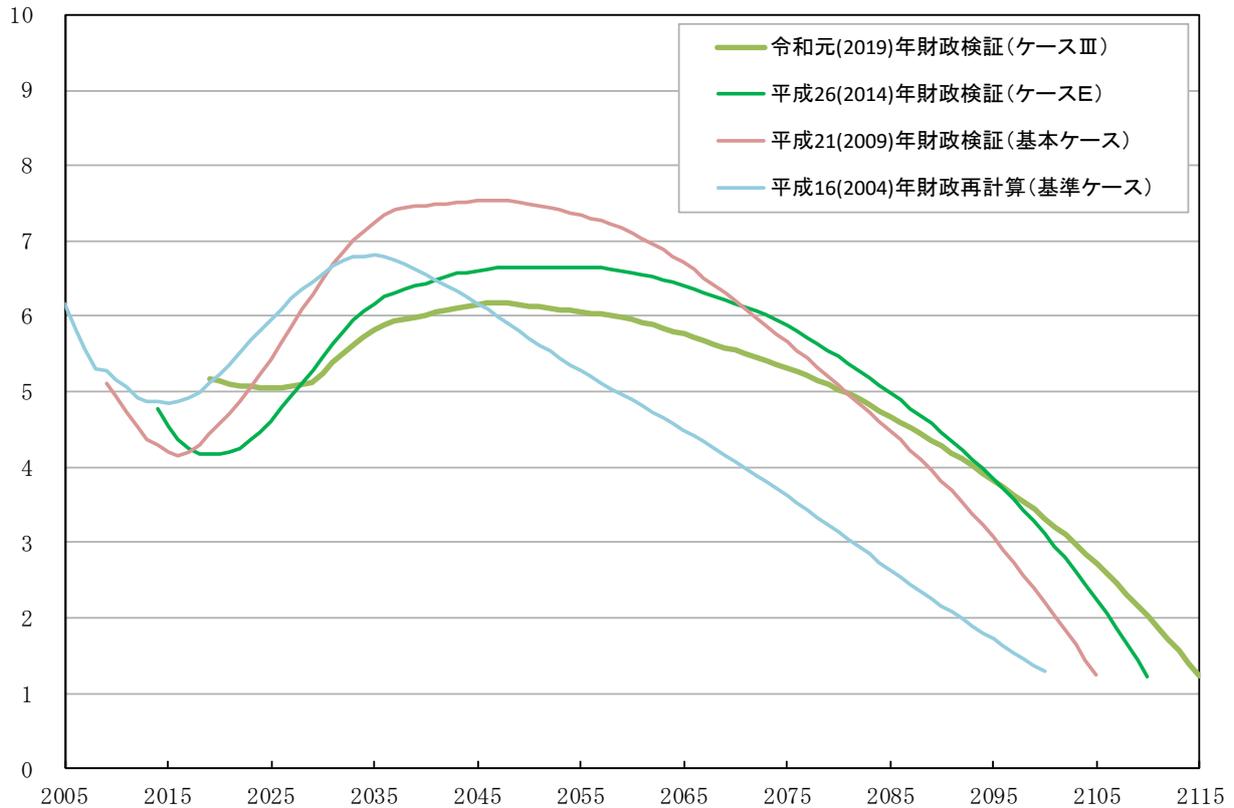
積立比率⁴⁰の将来見通しについて比較したものが図表 1-3-59 及び図表 1-3-60 である。積立比率は、積立度合と同様に積立金が支出の何年分に相当するかを示す指標であるが、積立度合と異なり、国庫・公経済負担で賄われるものは含めていない。年金数理部会では、これまで主に積立比率を使用して分析を行ってきた。

厚生年金の場合は、ピーク時の積立比率は平成 21(2009)年財政検証以降、下方シフトが続いている。これは、総合費用率が遠い将来で下方シフトし、将来に向けた積立金保持の必要性が薄れているためと考えられる(図表 1-3-59 参照)。

一方で国民年金の場合は、平成 26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけて、積立比率は足下では高まっているものの、その後の約 10 年間で低下し平成 26(2014)年財政検証の見通しに近づく結果となっている(図表 1-3-60 参照)。

⁴⁰ 積立比率 = 前年度末積立金 / 総合費用 = 前年度末積立金 / (実質的な支出 - 国庫・公経済負担)
ここで、実質的な支出 = 給付費 + 基礎年金拠出金

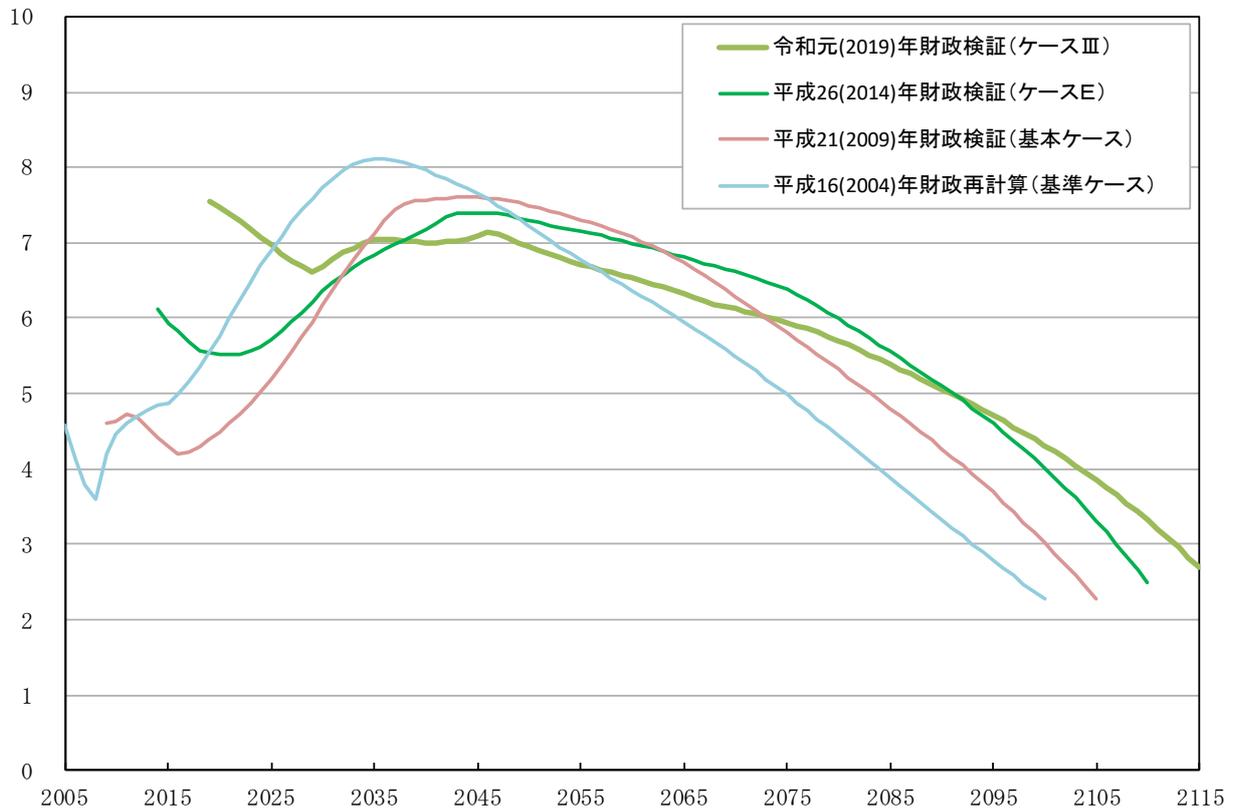
図表 1-3-59 積立比率の将来見通しの比較【厚生年金】



注 平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

(年度)

図表 1-3-60 積立比率の将来見通しの比較【国民年金】



(年度)

(13) これまでの財政検証(財政再計算)との比較のまとめ

平成16(2004)年財政再計算以降の主要な見通しについて、比較を行ってきたところであるが、例えば、令和元(2019)年財政検証の出生中位・死亡中位・ケースⅢと、平成26(2014)年財政検証の出生中位・死亡中位・ケースEを比較⁴¹して総括すれば、

- ・前提については、出生率が向上し、労働参加が高まっている一方で、実質賃金上昇率は若干低下し、実質的な運用利回りは最終的には同水準であるが2020年代は大幅に下方シフトしている。
- ・その結果として、公的年金被保険者数は上方シフトしている。ただし厚生年金被保険者の割合は上方シフトしているものの、国民年金第1号被保険者と第3号被保険者の割合は下方シフトしている。保険料収入も被保険者数に連動して変化している。他方で給付費については、将来的に被保険者数の変化に伴って上方シフトしているほか、足下の約20年間においても賃金と比較した相対的な給付水準の上昇に伴って上方シフトが見られる。収支を総合的に見れば、厚生年金・国民年金ともに財政は改善している。
- ・このようなことから最終的な所得代替率は若干の上方シフトが生じているが、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間は後ろ倒しになっている。

との特徴がみられる。

なお、今回の比較に関しては、過去4回分の財政検証・財政再計算の結果をみているところであるが、この間に行われた制度改正⁴²や推計モデルの設定変更による影響も含まれることから、全く同じ条件下で算出された結果の比較ではないことに留意する必要がある。

⁴¹ 年金数理部会として、これらのケースがそれぞれの財政検証における基本ケースとして位置づけたことを意味するものではないことに留意が必要である。

⁴² 平成16(2004)年以降の主な制度改正としては、基礎年金の国庫負担引き上げ(1/3→1/2)、年金額の特例水準の解消、年金の受給資格期間の短縮(25年→10年)、遺族厚生年金の父子家庭への拡大、短時間労働者への厚生年金適用拡大、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除、マクロ経済スライドの見直し(未調整部分の繰越し)等がある。

第4節 財政検証結果に含まれる不確実性と感応度分析

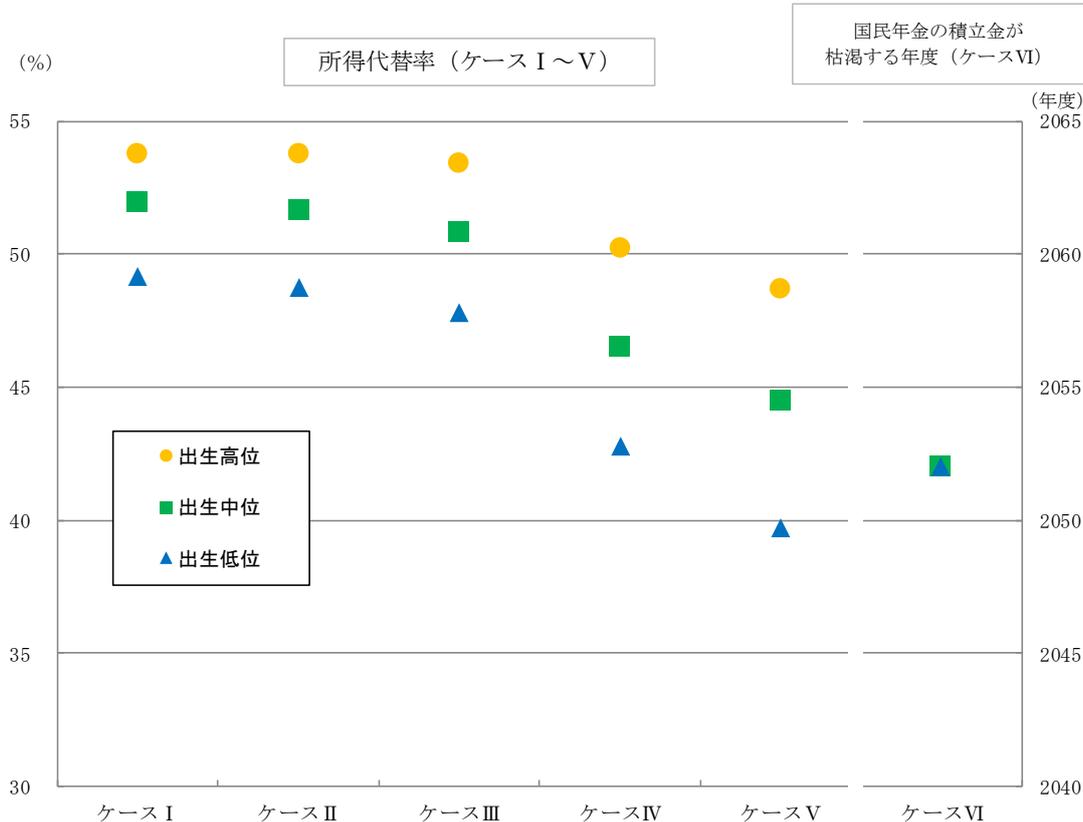
(1) 出生の前提を変更した場合の考察

令和元(2019)年財政検証での合計特殊出生率の前提は、2065年時点で比べると中位の1.44に対し高位1.65、低位1.25であり、中位の仮定から概ね0.2ポイント上下させるものとなっている(図表1-4-1参照)。こうした出生率の前提の相違による影響を給付水準調整後の所得代替率でみると、その影響は経済の前提によって異なるが、中位から高位になるとプラス1.9~4.2%ポイント、中位から低位になるとマイナス2.7~4.8%ポイントである。この多くは基礎年金部分から生じている(図表1-4-2~図表1-4-4参照)。

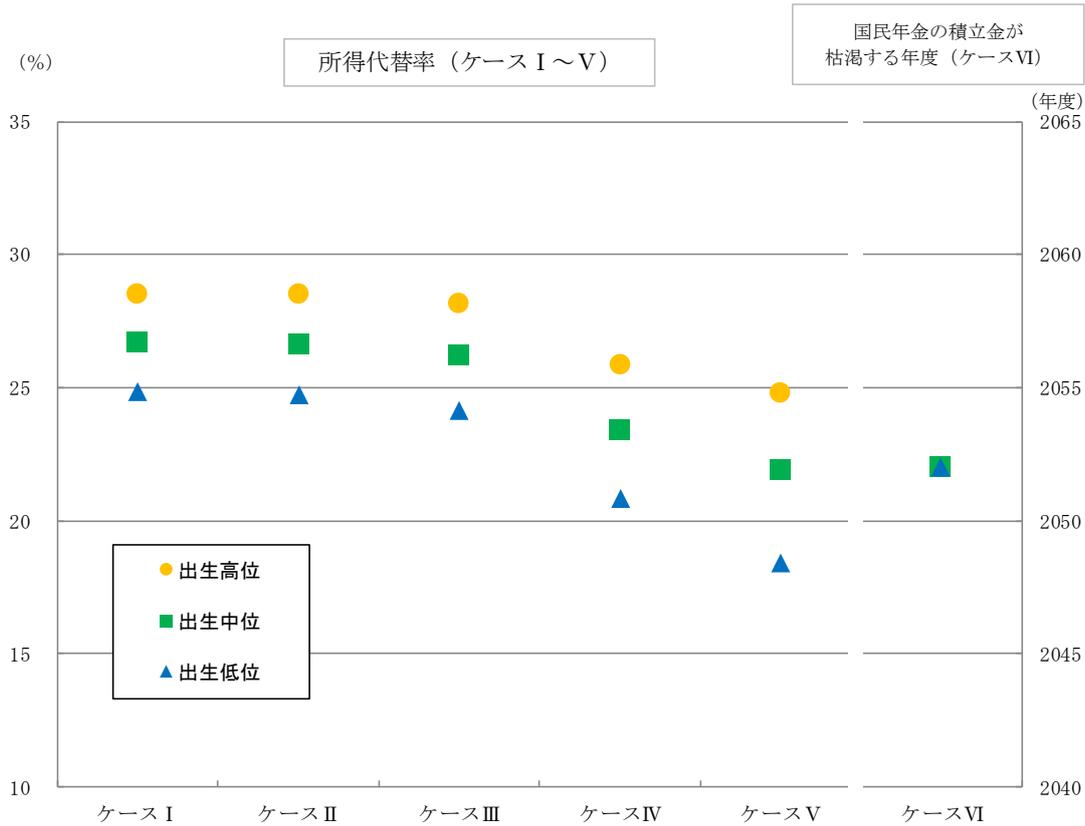
図表1-4-1 出生率の前提を変更した場合の合計特殊出生率

合計特殊出生率		
2015年 (実績)	...	2065年
1.45	➡	出生高位 1.65
		出生中位 1.44
		出生低位 1.25

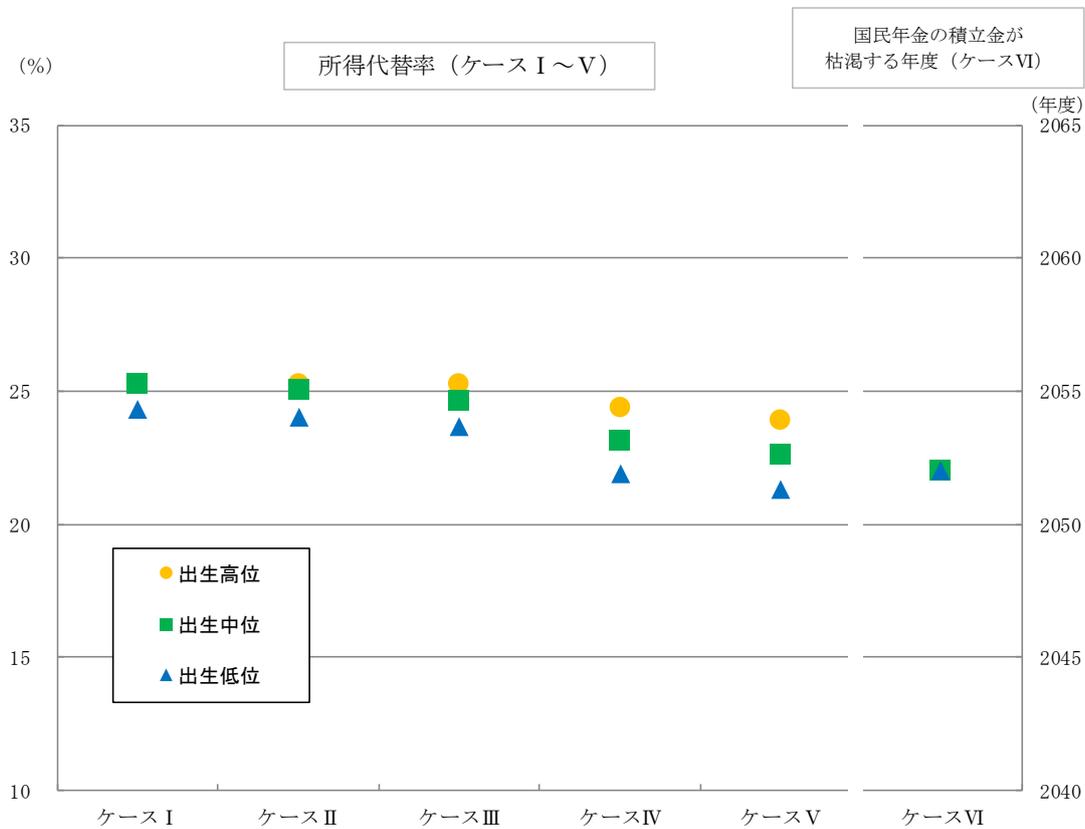
図表1-4-2 出生率の前提を変更した場合の所得代替率の将来見通し【計】



図表 1-4-3 出生率の前提を変更した場合の所得代替率の将来見通し【基礎年金部分】



図表 1-4-4 出生率の前提を変更した場合の所得代替率の将来見通し【報酬比例部分】



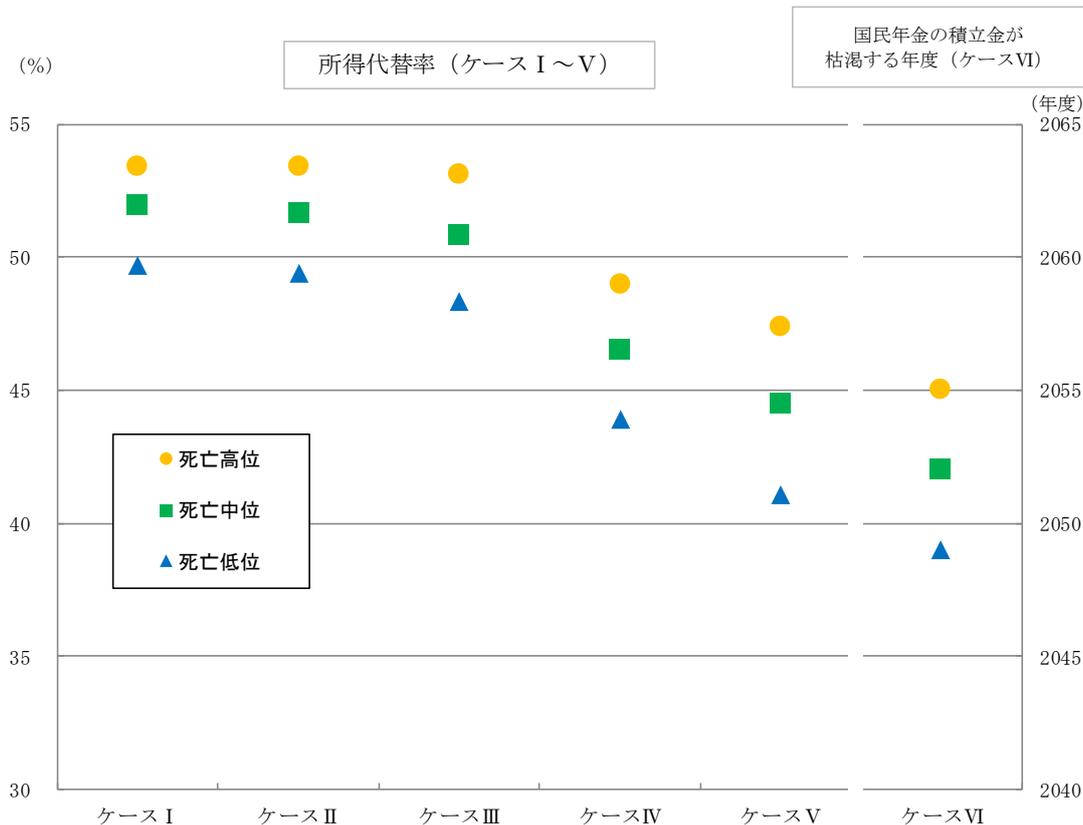
(2) 死亡の前提を変更した場合の考察

令和元(2019)年財政検証での死亡率の前提は、2065年時点の平均寿命で比べると、中位の男84.95歳、女91.35歳に対し、高位では男83.83歳、女90.21歳、低位では男86.05歳、女92.48歳であり、中位の仮定から概ね1.1年伸縮させるものとなっている(図表1-4-5参照)。こうした死亡率の前提の相違による影響は、経済の前提によって異なるが、中位から高位になると所得代替率がプラス1.5~2.9%ポイント、中位から低位になるとマイナス2.2~3.4%ポイントである。この多くは基礎年金部分から生じている(図表1-4-6~図表1-4-8参照)。

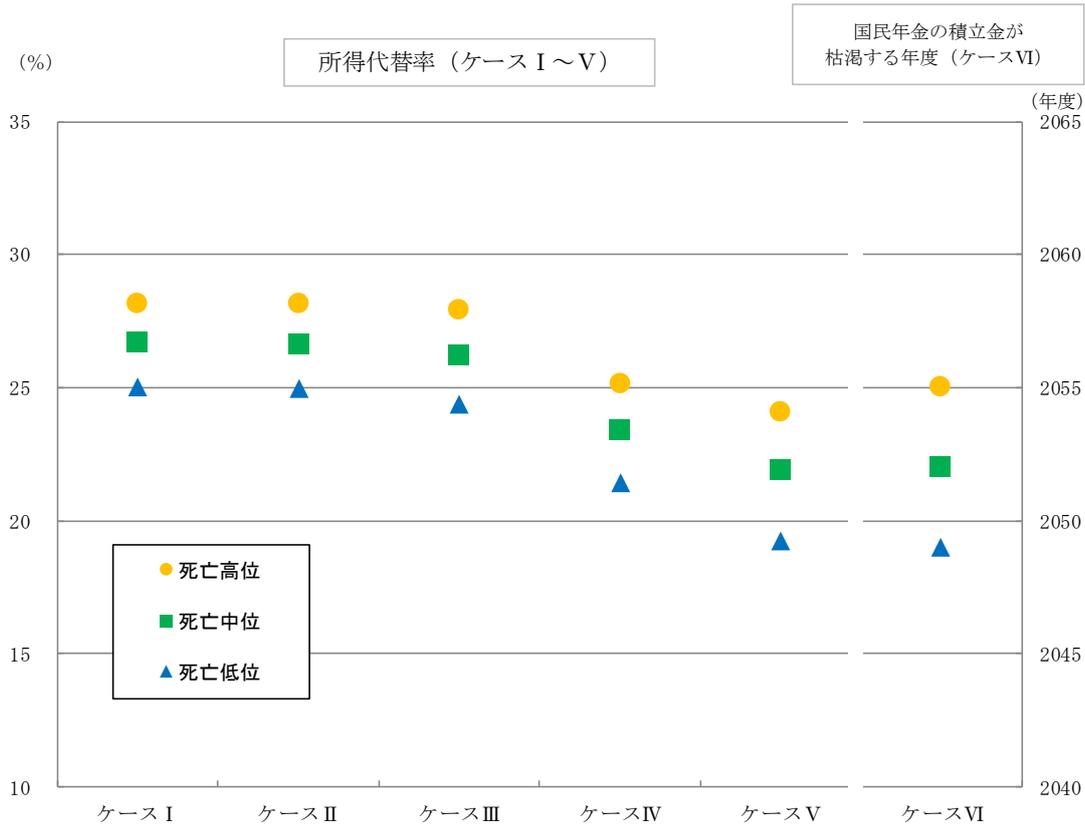
図表1-4-5 死亡率の前提を変更した場合の平均寿命

平均寿命		
2015年 (実績)	...	2065年
年		年
{ 男 80.75 { 女 86.99		死亡高位 { 男 83.83 { 女 90.21
		死亡中位 { 男 84.95 { 女 91.35
死亡低位 { 男 86.05 { 女 92.48		

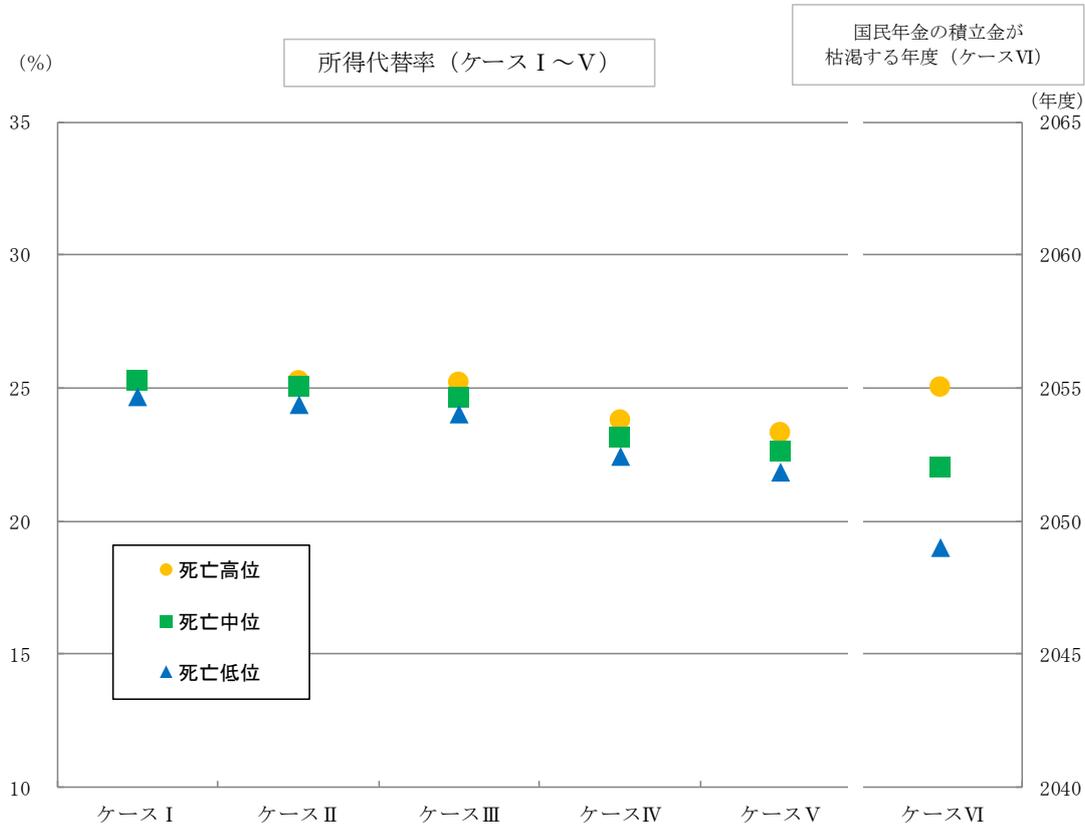
図表1-4-6 死亡率の前提を変更した場合の所得代替率の将来見通し【計】



図表 1-4-7 死亡率の前提を変更した場合の所得代替率の将来見通し【基礎年金部分】



図表 1-4-8 死亡率の前提を変更した場合の所得代替率の将来見通し【報酬比例部分】



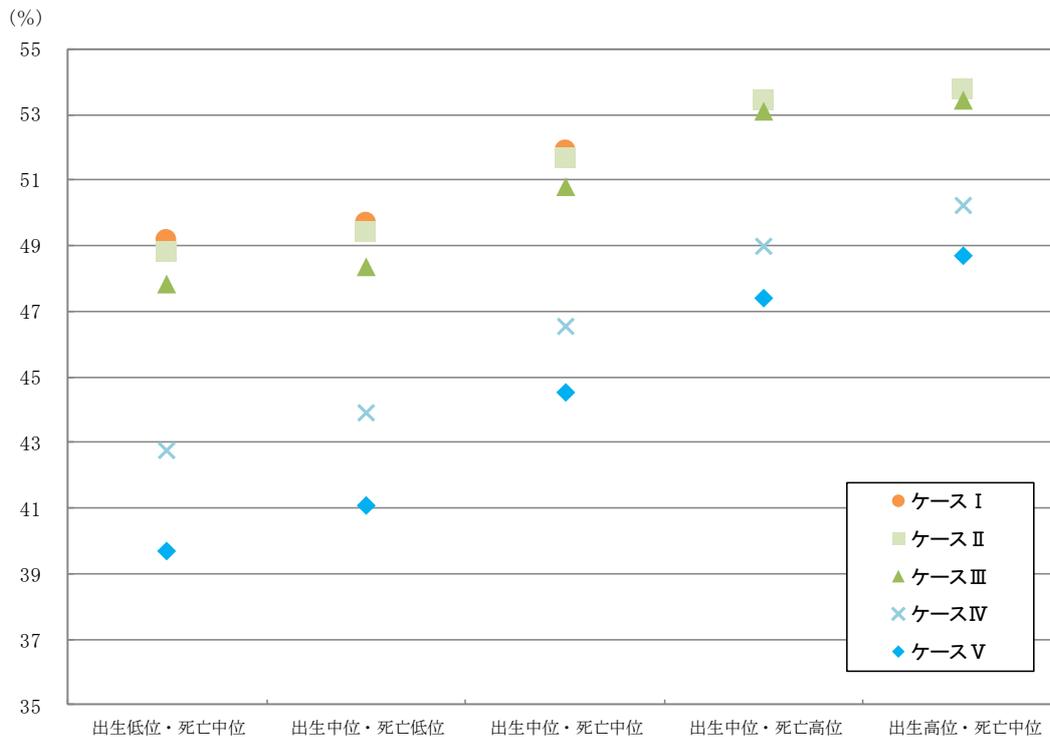
(3) 経済の前提を変更した場合の考察

令和元(2019)年財政検証では経済について6通りの前提を置いている(図表1-4-9参照)。こうした経済の前提の相違による影響は、出生や死亡率の前提によって異なるが、ケースⅢからケースⅠになると所得代替率でプラス0.4~1.4%ポイント、ケースⅢからケースⅤになるとマイナス4.7~7.3%ポイントである。この多くは基礎年金部分から生じている(図表1-4-10~図表1-4-12参照)。

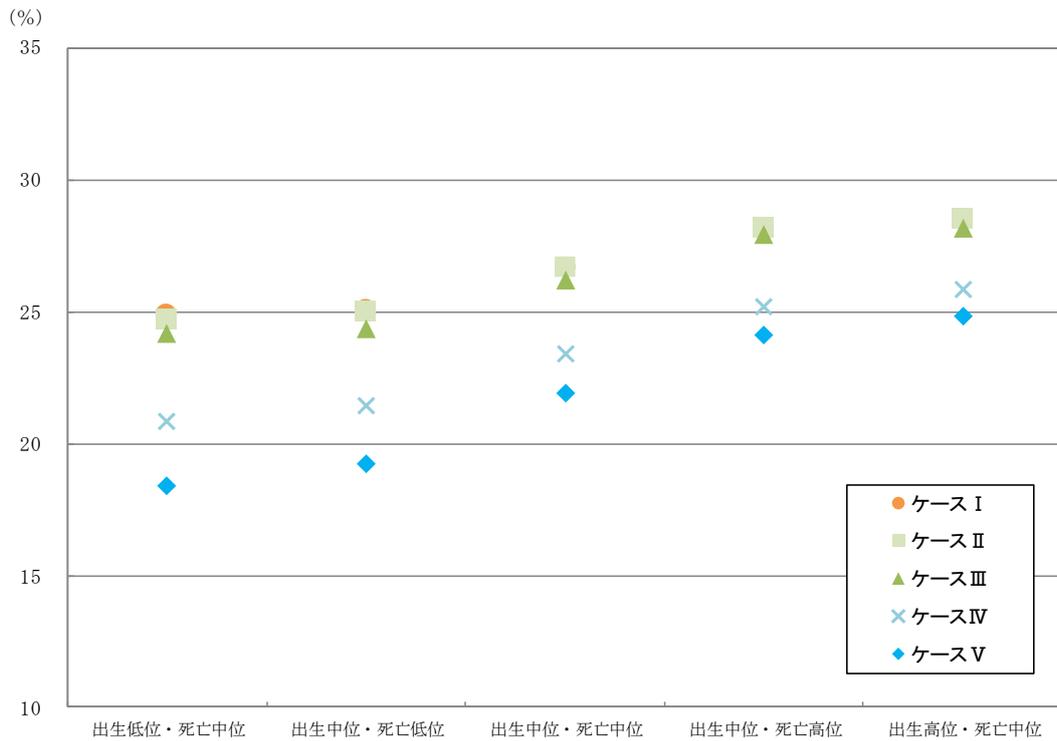
図表1-4-9 長期の経済前提(物価上昇率、賃金上昇率、運用利回り)

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考)
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2029年度以降 20~30年
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
ケースⅠ	内閣府試算「成長実現ケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算「ベースラインケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が一定程度進むケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ			0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

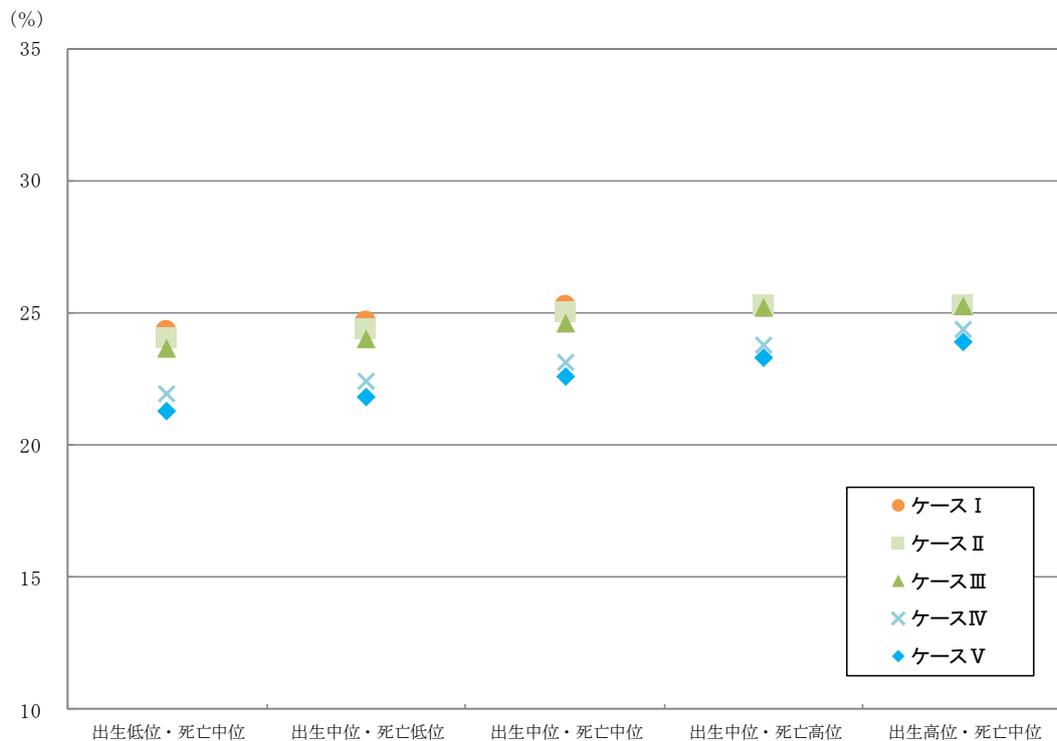
図表1-4-10 経済前提を変更した場合の所得代替率の将来見通し【計】



図表 1-4-11 経済前提を変更した場合の所得代替率の将来見通し【基礎年金部分】



図表 1-4-12 経済前提を変更した場合の所得代替率の将来見通し【報酬比例部分】



平成16(2004)年以降の財政検証・財政再計算での経済前提は、足下の年度における設定については内閣府の試算に準拠し、その後の長期にわたる設定についてはマクロ経済との整合性の観点からコブ・ダグラス型の生産関数に基づいている。この間の長期の経済前提については、対物価での実質賃金上昇率と、対賃金での実質的な運用利回りは、全要素生産性(TFP)上昇率を軸としつつ、労働力率や資本分配率・資本減耗率などを適宜組み合わせ、マクロ経済に関する試算を行って設定されている。このため、賃金上昇率のみ、あるいは運用利回りのみが変化した場合の財政影響(いわゆる感応度)は、財政検証からは観察できない。そこで、こうした影響を把握するため、令和元(2019)年財政検証のケースⅢの長期の前提について、機械的に①対物価での実質賃金上昇率を上昇又は低下させた場合、②対賃金での実質的な運用利回りを上昇又は低下させた場合の試算を行った。

その結果は図表1-4-13のとおりであり、実質賃金上昇率を0.5%ポイント上昇させた場合は、所得代替率は1.7%ポイント以上上昇し、マクロ経済スライドの終了年度は3年早まる結果となった。一方、実質賃金上昇率を0.5%ポイント低下させた場合は、所得代替率は3.1%ポイント低下し、マクロ経済スライドの終了年度は4年延長される結果となった。

実質的な運用利回りを0.5%ポイント上昇させた場合は、所得代替率は2.1%ポイント上昇し、マクロ経済スライドの終了年度は4年早まる結果となった。一方、実質的な運用利回りを0.5%ポイント低下させた場合は、所得代替率は2.0%ポイント低下し、マクロ経済スライドの終了年度は3年延長される結果となった。

図表1-4-13 物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの感応度分析

	感応度分析の基準 (ケースⅢ)	物価上昇率が変動した場合				賃金上昇率(実質)が変動した場合				運用利回り(スプレッド)が変動した場合			
		ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント
物価上昇率	1.2%	+0.5	+0.1	-0.1	-0.5								
賃金上昇率(実質)	1.1%					+0.5	+0.1	-0.1	-0.5				
運用利回り(スプレッド)	1.7%									+0.5	+0.1	-0.1	-0.5
所得代替率	%	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント
	50.8	+0.5	+0.1	-0.2	-1.0	※+1.7以上	+0.5	-0.5	-3.1	+2.1	+0.4	-0.4	-2.0
基礎年金部分	26.2	+0.4	+0.1	-0.1	-0.9	+1.1	+0.3	-0.3	-1.8	+1.6	+0.3	-0.3	-1.4
報酬比例部分	24.6	+0.1	+0.0	-0.0	-0.1	※+0.7以上	+0.2	-0.2	-1.3	+0.5	+0.1	-0.1	-0.6
給付水準調整終了年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	2047	-1	-1	±0	+2	-3	-1	±0	+4	-4	-1	±0	+3
基礎年金部分	2047	-1	-1	±0	+2	-3	-1	±0	+4	-4	-1	±0	+3
報酬比例部分	2025	-1	±0	±0	±0	※-6以上	-1	+1	+5	-3	-1	±0	+2

※ 厚生年金の2115年度の積立度合が1を超える見通しとなっているため、「以上」と表記している。

(4) 足下の積立金を変動させた場合の考察

足下の積立金は、基本的には市場価格で評価した2017年度末実績に基づいている。この評価額は、金融市場の短期的な変動の影響を受けやすい性質がある。こうした影響を評価するためには、足下の積立金額による感応度を把握することも有用であることから、積立金が仮に10%増減した場合の試算を行った。

その結果は図表1-4-14のとおりであり、積立金が10%増加した場合は、所得代替率は1.5%ポイント上昇し、マクロ経済スライドの終了年度は3年短縮される結果となった。一方、積立金が10%減少した場合は、所得代替率は1.7%ポイント低下し、マクロ経済スライドの終了年度は3年延長される結果となった。

図表1-4-14 足下の積立金の感応度分析

	感応度分析の基準 (ケースⅢ)		足下積立金(2017年度末)が変動した場合	
	足下積立金 (2017年度末)	億円		
国民年金	116,014		足下積立金×1.1	足下積立金×0.9
厚生年金	1,991,060		足下積立金×1.1	足下積立金×0.9
		%	ポイント	ポイント
所得代替率	50.8		+1.5	-1.7
基礎年金部分	26.2		+1.4	-1.5
報酬比例部分	24.6		+0.2	-0.2
		年度	年度	年度
給付水準調整終了年度	2047		-3	+3
基礎年金部分	2047		-3	+3
報酬比例部分	2025		-1	±0

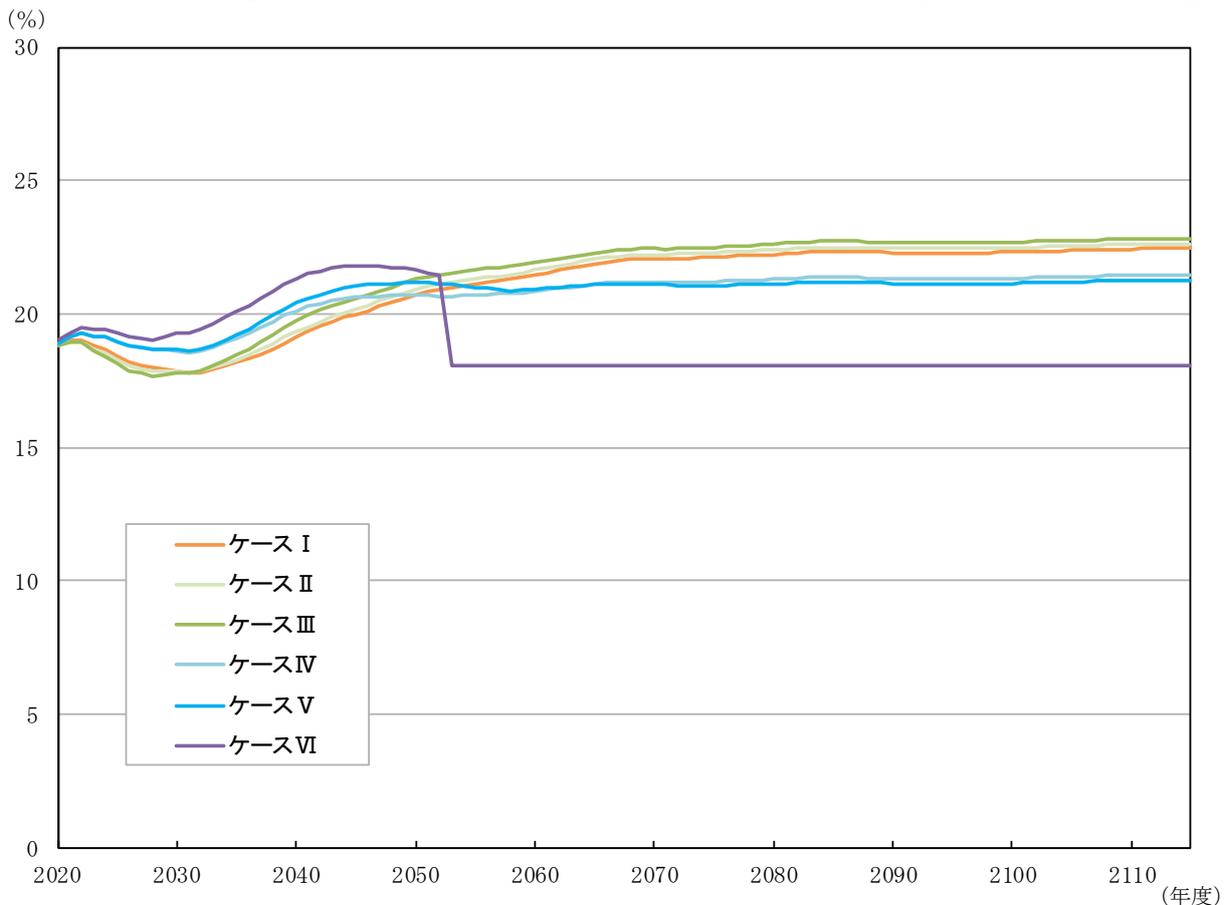
(5) 前提を変更した場合の各種指標の考察

(厚生年金の総合費用率の比較)

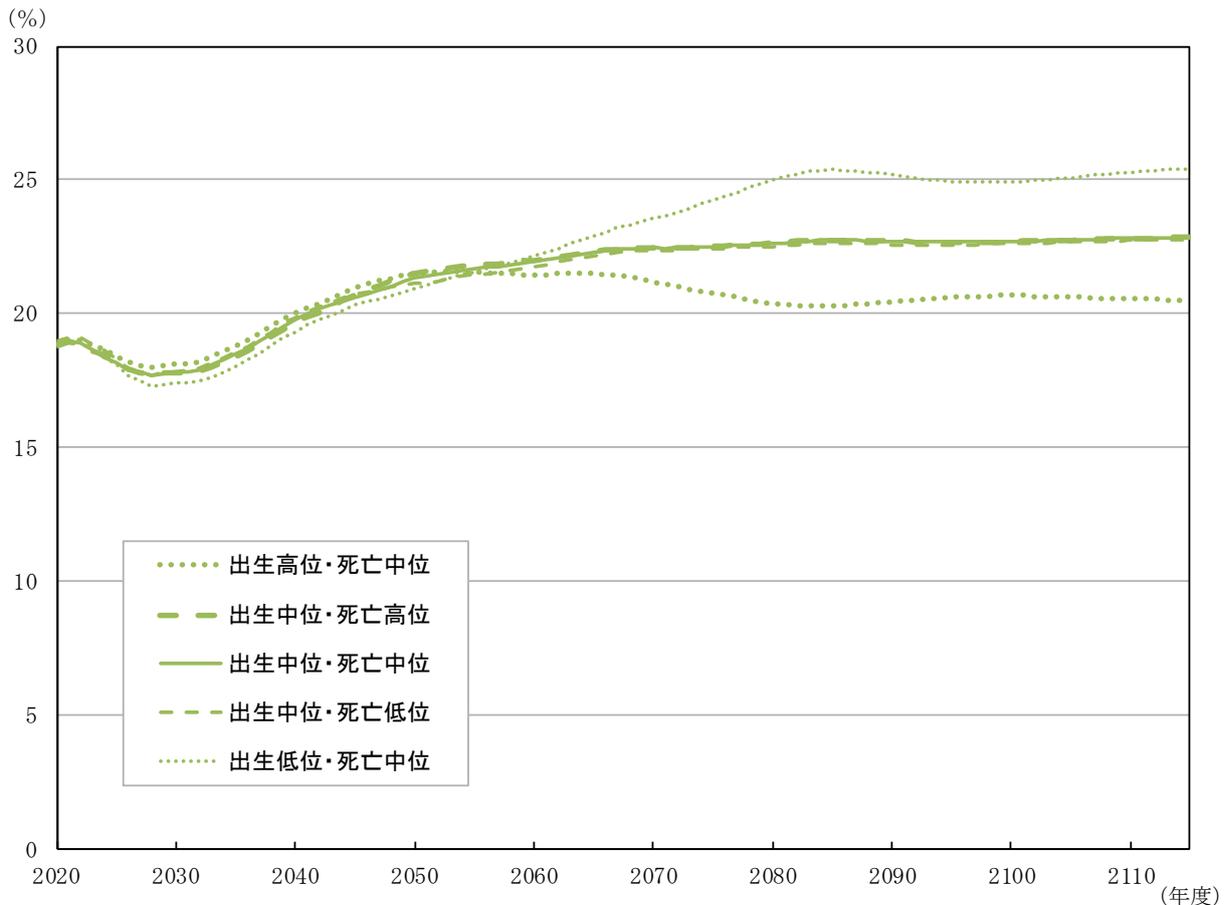
前提を変更した場合の厚生年金の総合費用率をみたものが図表 1-4-15 及び図表 1-4-16 である。人口の前提が出生中位・死亡中位であれば、大まかに経済前提がケースⅠ～Ⅲ（経済成長と労働参加が進むケース）か、ケースⅣ・Ⅴ（経済成長と労働参加が一定程度進むケース）か、あるいはケースⅥ（経済成長と労働参加が進まないケース）かによって結果が異なり、また経済前提がケースⅢであれば、出生の前提によって結果が異なる。このことから、厚生年金の総合費用率は被保険者数の見通しにほぼ決定づけられていると考えられる。

なお、死亡の前提の変化による影響がほとんどみられないが、例えば個々人の寿命がより長くなって、受給者の総数がより増加することになっても、マクロ経済スライドによって給付水準が抑制されることから、結果的に厚生年金全体での総合費用には影響はほとんど生じないと考えられる。

図表 1-4-15 前提を変更した場合の厚生年金の総合費用率の将来見通し【出生中位・死亡中位】



図表 1-4-16 前提を変更した場合の厚生年金の総合費用率の将来見通し【ケースⅢ】

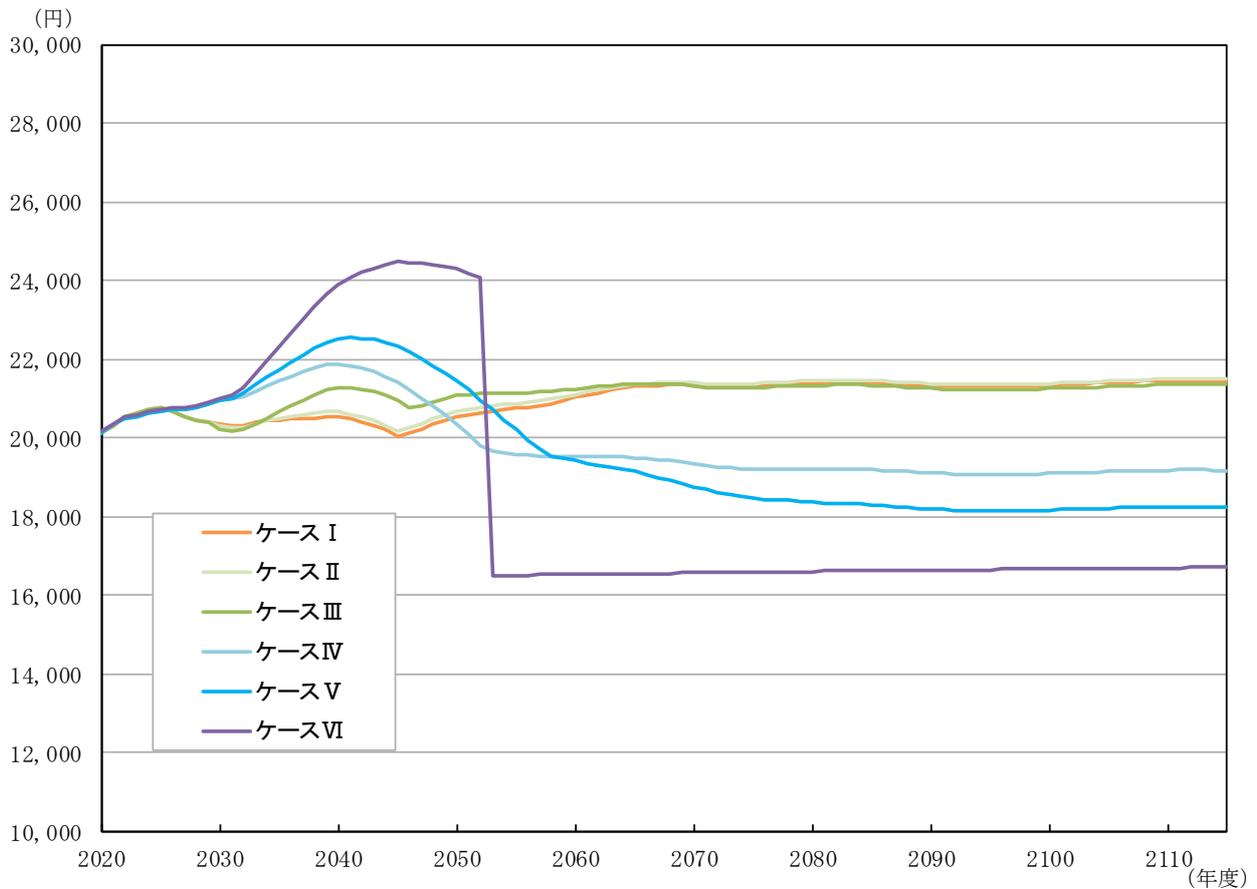


(国民年金の総合費用の保険料換算の比較)

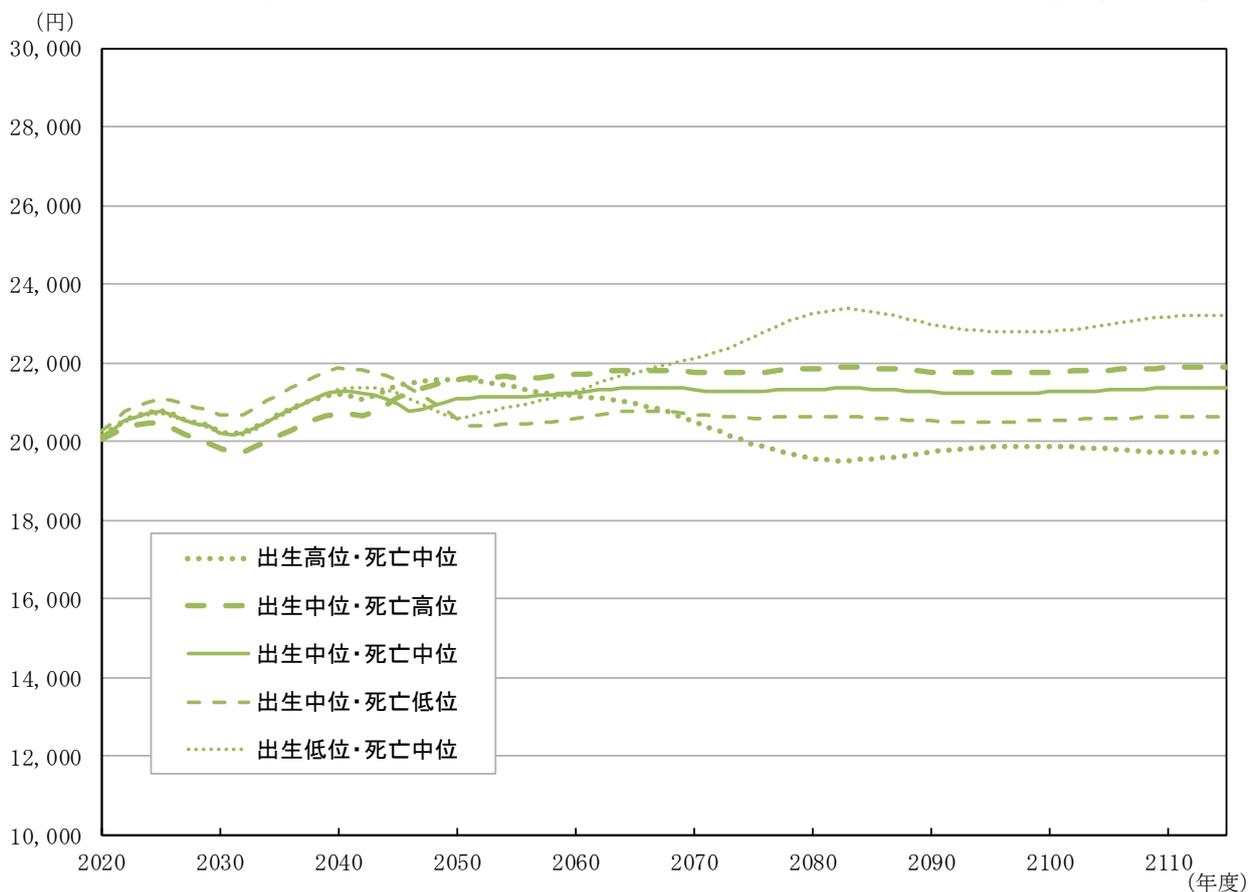
前提を変更した場合の国民年金の総合費用の保険料換算（2004年度価格）をみたものが図表 1-4-17 及び図表 1-4-18 である。人口の前提が出生中位・死亡中位であれば、2050年頃までは、経済が低迷するケースほど高い水準で推移するが、その後はマクロ経済スライドによる給付水準調整により、経済が低迷するケース（特にケースⅣ～Ⅵ）では総合費用の保険料換算が大幅に抑制される。

また、経済がケースⅢであれば、当初2040年代半ばまでの間は死亡の前提が低水準である（つまり平均寿命がより長い）ほど、総合費用の保険料換算は高い水準で推移する。しかし、2040年代半ば以降は、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、死亡の前提が低水準であるほど総合費用の保険料換算は低い水準となる。基礎年金のマクロ経済スライドが終了する2060年代以降は出生の前提による影響が大きく現れ、出生が低迷するほど総合費用の保険料換算は高水準で推移する。

図表 1-4-17 前提を変更した場合の国民年金の総合費用の保険料換算(2004年度価格)の将来見通し【出生中位・死亡中位】



図表 1-4-18 前提を変更した場合の国民年金の総合費用の保険料換算(2004年度価格)の将来見通し【ケースⅢ】



(被保険者数の感応度分析)

厚生年金の総合費用率の考察からわかるとおり、年金財政は被保険者数の動向にも大きく影響される。この点について、さらに深く分析するため、厚生年金被保険者数が仮に1%増加又は減少し、同人数の国民年金第1号被保険者が減少又は増加する場合の試算も行った。

その結果は図表 1-4-19 のとおりであり、厚生年金被保険者数を1%増加（国民年金第1号被保険者数を同人数減少）させた場合は、所得代替率は0.6%ポイント上昇し、マクロ経済スライドの終了年度は2年短縮される結果となった。一方、厚生年金被保険者数を1%減少（国民年金第1号被保険者数を同人数増加）させた場合は、所得代替率は0.6%ポイント低下し、マクロ経済スライドの終了年度は1年延長される結果となった。

この分析では、20～59歳の被保険者を変化させた場合と、20歳以上の被保険者を変化させた場合の2通りを考察したが、両者の差はほぼ0であった。

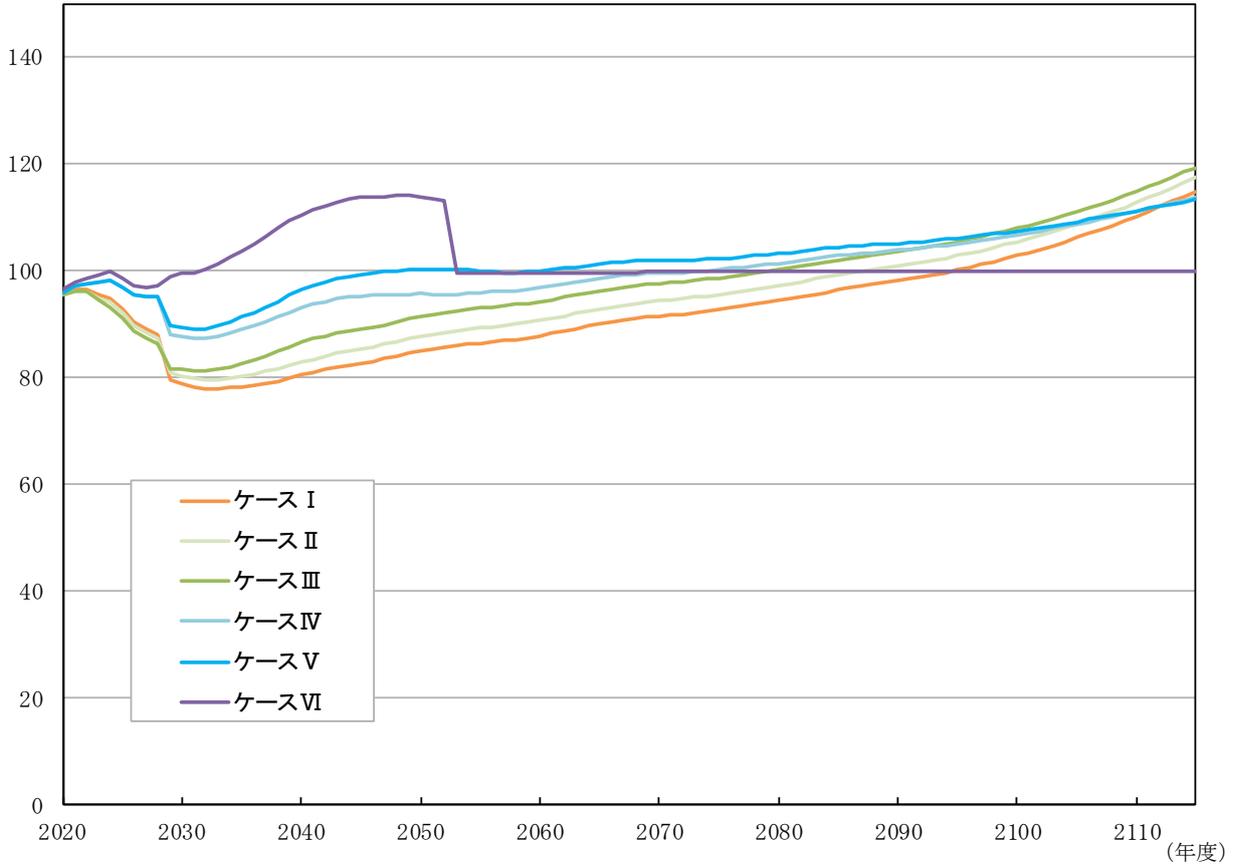
図表 1-4-19 被保険者数の感応度分析

	感応度分析の基準 (ケースⅢ)	厚生年金被保険者数が増加した場合		厚生年金被保険者数が減少した場合	
		被保険者数×1.01 (第1号厚生年金 20～59歳)	被保険者数×1.01 (第1号厚生年金 20歳～)	被保険者数×0.99 (第1号厚生年金 20～59歳)	被保険者数×0.99 (第1号厚生年金 20歳～)
厚生年金	出生中位 死亡中位				
国民年金	経済成長と 労働参加が進む	国民年金第1号を 厚生年金被保険者の 増加分だけ減少	20～59歳について 国民年金第1号を 厚生年金被保険者の 増加分だけ減少	国民年金第1号を 厚生年金被保険者の 増加分だけ増加	20～59歳について 国民年金第1号を 厚生年金被保険者の 増加分だけ増加
所得代替率	%	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント
	50.8	+0.6	+0.6	-0.6	-0.6
基礎年金部分	26.2	+0.6	+0.6	-0.6	-0.6
報酬比例部分	24.6	-0.0	+0.0	-0.0	-0.0
給付水準調整 終了年度	年度	年度	年度	年度	年度
	2047	-2	-2	+1	+1
基礎年金部分	2047	-2	-2	+1	+1
報酬比例部分	2025	±0	±0	±0	±0

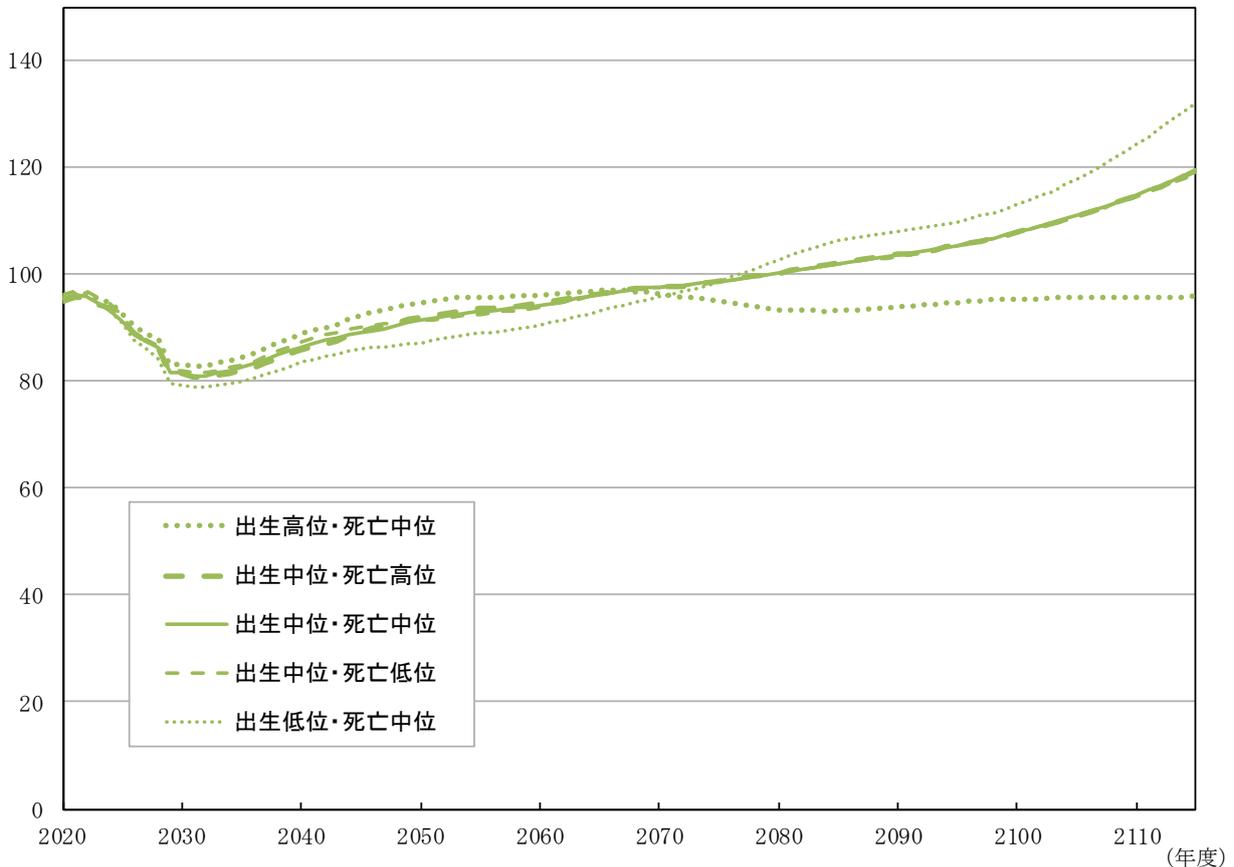
(収支比率の比較)

前提を変更した場合の収支比率をみたものが図表 1-4-20 から図表 1-4-23 までである。厚生年金、国民年金ともに、財政状況が極めて厳しいケースでは、2050年までの間でも収支比率が100%を超過している。このことは、2050年までの間に収支比率が継続的に100%を超える状況となれば、年金財政が相当厳しい状況にあることを示唆している可能性がある。

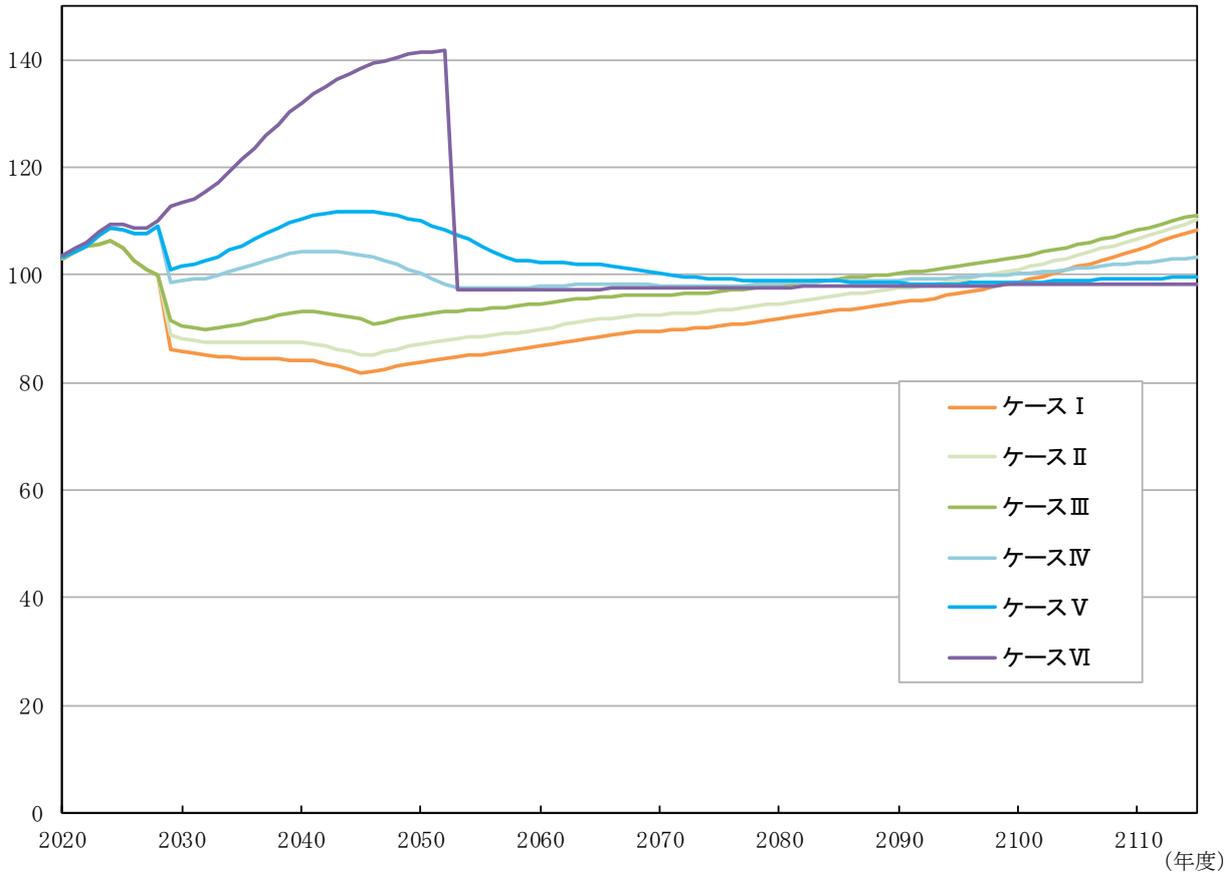
図表 1-4-20 前提を変更した場合の厚生年金の収支比率の将来見通し【出生中位・死亡中位】
(%)



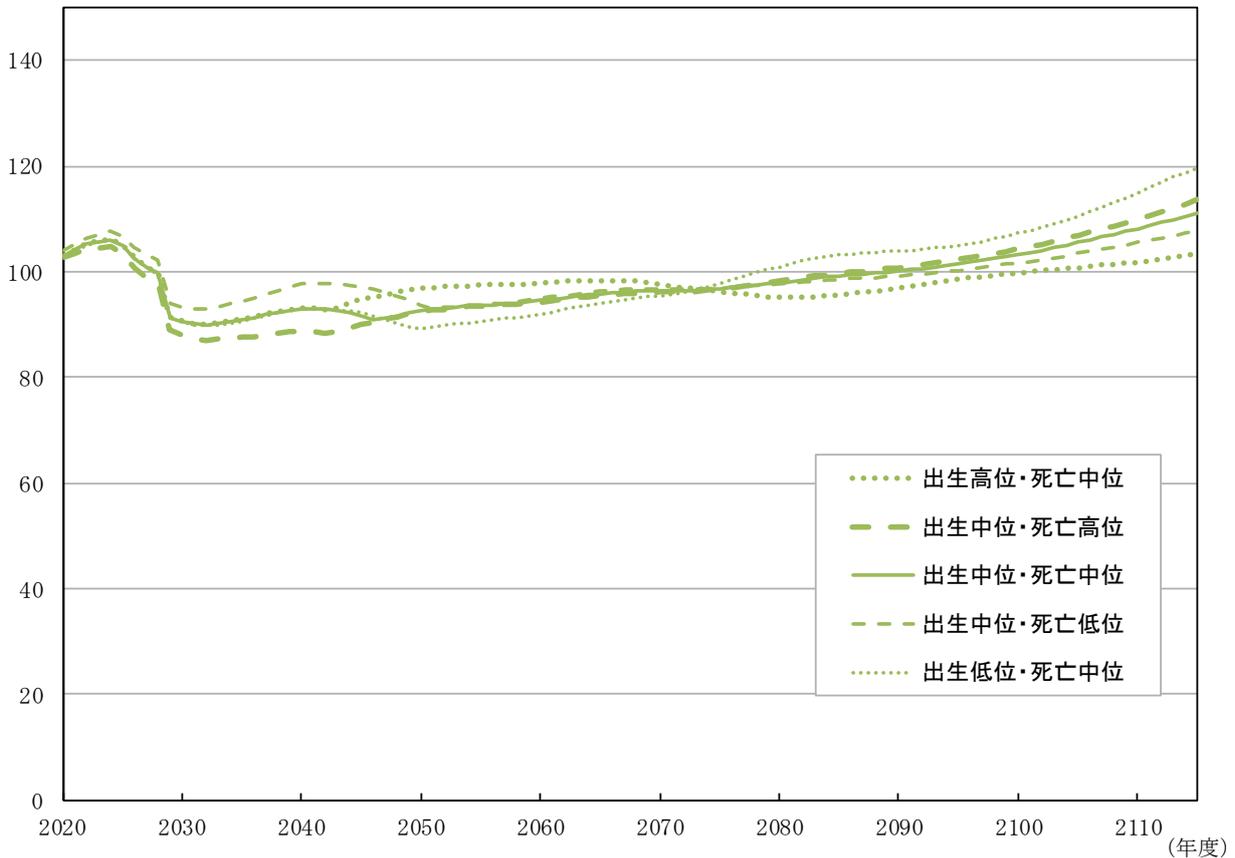
図表 1-4-21 前提を変更した場合の厚生年金の収支比率の将来見通し【ケースⅢ】
(%)



図表 1-4-22 前提を変更した場合の国民年金の収支比率の将来見通し【出生中位・死亡中位】
(%)



図表 1-4-23 前提を変更した場合の国民年金の収支比率の将来見通し【ケースⅢ】
(%)



(6) 財政検証結果に含まれる不確実性と感応度分析の留意点

令和元(2019)年財政検証の前提を変更した場合について考察してきたところであるが、前提の相違による影響と感応度分析の結果を給付水準調整後の所得代替率で見ると、その影響の多くは以下の理由により基礎年金部分から生じていることに留意が必要である。

前提の相違による影響と感応度分析の結果を給付水準調整後の所得代替率で見ると、その影響の多くは基礎年金部分から生じている理由として考えられるのは、一つは、基礎年金部分の給付水準調整が先に決まり、その後に報酬比例部分の給付水準調整が決まる仕組みであること、そしてもう一つは、基礎年金部分の給付水準調整がより遠い将来まで続く見通しとなっていることである。

前者については、基礎年金部分、報酬比例部分ともに給付水準調整が必要な場合であっても、厚生年金では基礎年金部分と報酬比例部分の財政が一体となっていることから、基礎年金部分の給付水準調整で得られた財政効果が報酬比例部分に充てられ、結果として報酬比例部分の給付水準調整は緩やかになるためである。

後者については、給付水準調整がより遠い将来になると、給付の規模⁴³が小さくなることから同じ財政効果を得るためには給付水準調整の程度をより大きくする必要があり、給付水準調整が遅れる分、給付水準が調整されるまでの間により多くの積立金を取り崩され、その運用の機会を失うことになることから、財政を均衡させるためにはその分の給付水準調整を行わなければならないためと考えられる。

⁴³ ここでは、賃金で割り戻した2004年度価格でみた給付の規模を指している。